

泉佐野市地域防災計画

令和5年3月修正

泉佐野市防災会議

一 目 次 一

■ 第1編 総則 ■	1
第1節 本計画の目的	2
第2節 地域の概要	4
第3節 災害の想定	8
第4節 防災に関する基本方針	14
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第6節 住民、事業者の基本的責務	28
第7節 計画の修正及び周知徹底	30
■ 第2編 災害予防対策 ■	31
第1章 防災体制の整備	33
第1節 総合的防災体制の整備	34
第2節 情報収集伝達体制の整備	45
第3節 消火・救助・救急体制の整備	48
第4節 災害時医療体制の整備	50
第5節 緊急輸送体制の整備	55
第6節 避難受入れ体制の整備	60
第7節 緊急物資確保体制の整備	68
第8節 ライフライン確保体制の整備	71
第9節 交通確保体制の整備	76
第10節 避難行動要支援者支援体制の整備	77
第11節 帰宅困難者支援体制の整備	82
第2章 地域防災力の向上	85
第1節 防災意識の高揚	86
第2節 自主防災体制の整備	90
第3節 ボランティアの活動環境の整備	93
第4節 企業防災の促進	95
第5節 防災営農計画	97
第3章 災害予防対策の推進	99
第1節 都市防災機能の強化	100
第2節 地震災害予防対策の推進	106
第3節 津波災害予防対策の推進	110
第4節 水害予防対策の推進	114
第5節 土砂災害予防対策の推進	121
第6節 危険物等災害予防対策の推進	126
第7節 火災予防対策の推進	129
■ 第3編 災害応急対策 ■	133
第1章 活動体制の確立	135
第1節 組織動員	136

第2節	自衛隊の災害派遣	145
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援.....	148
第4節	災害緊急事態	153
第2章	情報収集伝達・警戒活動	155
第1節	警戒期の情報伝達	156
第2節	警戒活動.....	175
第3節	津波警戒活動	181
第4節	発災直後の情報収集伝達	185
第5節	災害広報.....	191
第3章	消火・救助・救急・医療救護	195
第1節	消火・救助・救急活動.....	196
第2節	医療救護活動	198
第4章	避難行動	203
第1節	避難誘導.....	204
第2節	避難所の開設・運営等.....	212
第3節	避難行動要支援者への支援.....	216
第4節	広域一時滞在への対応.....	218
第5章	交通対策・緊急輸送活動	219
第1節	交通規制・緊急輸送活動	220
第2節	交通の維持復旧	226
第6章	二次災害防止、ライフライン確保	229
第1節	公共施設応急対策	230
第2節	民間建築物等応急対策	232
第3節	ライフライン・放送の確保.....	234
第4節	農林水産関係応急対策	238
第7章	被災者の生活支援	239
第1節	支援体制.....	240
第2節	住民等からの問い合わせ	241
第3節	災害救助法の適用	242
第4節	緊急物資の供給.....	244
第5節	住宅の応急確保.....	248
第6節	応急教育	250
第7節	自発的支援の受入れ.....	253
第8章	社会環境の確保	257
第1節	保健衛生活動	258
第2節	廃棄物の処理	260
第3節	遺体対策、火葬等	262
第4節	社会秩序の維持	264
■ 付編1	東海地震の警戒宣言に伴う対応 ■	265
第1節	総則	266

第2節	東海地震注意情報発表時の措置	267
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	268
第4節	市民、事業所に対する広報.....	270
■ 付編2	南海トラフ地震防災対策推進計画 ■	271
第1節	総則.....	272
第2節	関係者との連携協力の確保.....	273
第3節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	274
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	276
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	282
第6節	防災訓練計画	283
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	284
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	285
第9節	東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	285
■ 第4編	事故等災害応急対策 ■	287
第1節	海上災害応急対策	288
第2節	航空災害応急対策	291
第3節	鉄道災害応急対策	295
第4節	道路災害応急対策	296
第5節	危険物等災害応急対策	298
第6節	高層建築物、市街地災害応急対策	302
第7節	林野火災応急対策	305
■ 第5編	災害復旧・復興対策 ■	309
第1章	災害復旧対策	311
第1節	復旧事業の推進	312
第2節	被災者の生活再建等の支援	315
第3節	中小企業の復旧支援	320
第4節	農林漁業関係者の復旧支援	321
第5節	ライフラインの復旧	322
第2章	災害復興対策	327
第1節	復興に向けた基本的な考え方	328
第2節	復興に向けた組織・体制整備	328
第3節	復興計画等の策定	329
■ 第6編	原子力災害対策 ■	331
第1章	総則	333
第1節	計画の目的	334
第2節	計画の性格	334
第3節	計画の周知徹底	334
第4節	計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針	334
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	335

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定	337
第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	339
第2章 原子力災害事前対策	343
第1節 基本方針	344
第2節 原子力事業者の責務	344
第3節 市の災害事前対策	346
第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備	346
第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備	347
第6節 原子力災害医療体制等の整備	347
第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	348
第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発	349
第9節 防災対策資料の整備	350
第10節 原子力施設上空の飛行規制	352
第11節 災害復旧への備え	352
第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策	352
第13節 原子力災害時の避難計画	353
第3章 緊急事態応急対策	357
第1節 基本方針	358
第2節 活動体制の確立	359
第3節 広域応援等の要請・受入れ	367
第4節 自衛隊の災害派遣	369
第5節 災害情報の収集伝達	372
第6節 災害広報	375
第7節 防災業務関係者の安全確保	378
第8節 緊急時モニタリングの実施	379
第9節 消火・救助・救急活動	379
第10節 医療救護活動	380
第11節 屋内退避・避難受入れ等の防護活動	382
第12節 避難所の開設・運営	386
第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	388
第14節 交通規制・緊急輸送活動	390
第15節 社会秩序の維持	393
第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	393
第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策	393
第4章 原子力災害中長期対策	395
第1節 基本方針	396
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	396
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	396
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	396
第5節 各種制限措置の解除	396

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	397
第7節 災害地域市民に係る記録等の作成.....	397
第8節 被災者等の生活再建等の支援.....	397
第9節 風評被害等の影響の軽減	398
第10節 心身の健康相談体制の整備	398
第11節 被災中小企業等に対する支援	398
第12節 暴力団排除活動の徹底	398
第5章 広域避難の受入れ	399
第1節 基本方針.....	400
第2節 関西圏における広域避難の受入れ.....	400
第3節 府の広域避難の受入れ.....	402

■ 第1編 総則 ■

第1編 総則

- 第1節 本計画の目的
- 第2節 地域の概要
- 第3節 災害の想定
- 第4節 防災に関する基本方針
- 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 第6節 住民、事業者の基本的責務
- 第7節 計画の修正及び周知徹底

第1節 本計画の目的

泉佐野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、泉佐野市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

ここで、本計画の対象となる区域は、泉佐野市全域とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に指定されている関西国際空港地区に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油等の漏洩、爆発、航空機事故などが想定され、区域外への直接的な影響は考えられないが、大量の負傷者や要救助者等の発生が予想される。また、空港機能が速やかに回復できなければ、その影響は広く関西圏の経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図るものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

なお、本計画の構成は、次のとおりとする。

表 泉佐野市地域防災計画の構成

第1編 総則	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に 対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。
第2編 災害予防対策	災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対 策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明 記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定め る。
第3編 災害応急対策	大規模な自然災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するお それのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する 応急救助の措置について基本的な計画を定める。
付編1	東海地震に係る警戒宣言が発せられた時から地震の発生又は警戒解

東海地震の警戒宣言 に伴う対応	除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めている。
付編2 南海トラフ地震防災 対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定めている。
第4編 事故等災害応急対策	自然災害以外の事故災害に対応するための防御措置、災害の拡大防止措置について基本的な計画を定める。
第5編 災害復旧・復興対策	被災者の生活、企業活動等、地域再建のための各種施策及び復興の基本方針について定める。
第6編 原子力災害対策	原子力災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、被害の拡大防止措置及び被災者に対する医療救護措置等について基本的な計画を定める。また、広域避難の受入れについても定める。
資料編	各対策の実施に必要な資料・法令・様式等を収録する。

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置

本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は 56.51km²である。

(2) 地勢

本市の地形は、北西から、埋立地・低地（海岸平野、河川沿いの谷底平野）、台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山地）の 4 つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、台地部は住宅と商業の混合地域、丘陵部は森林地域として利用されている。

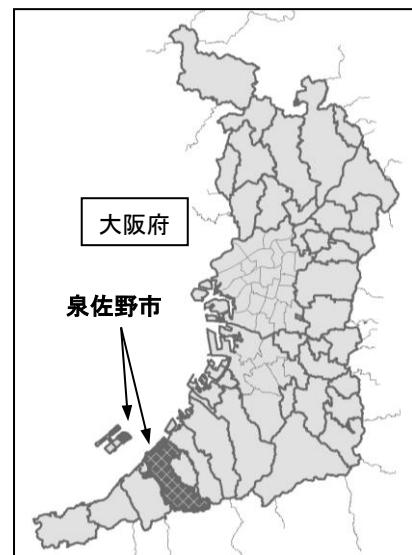


図 泉佐野市の位置

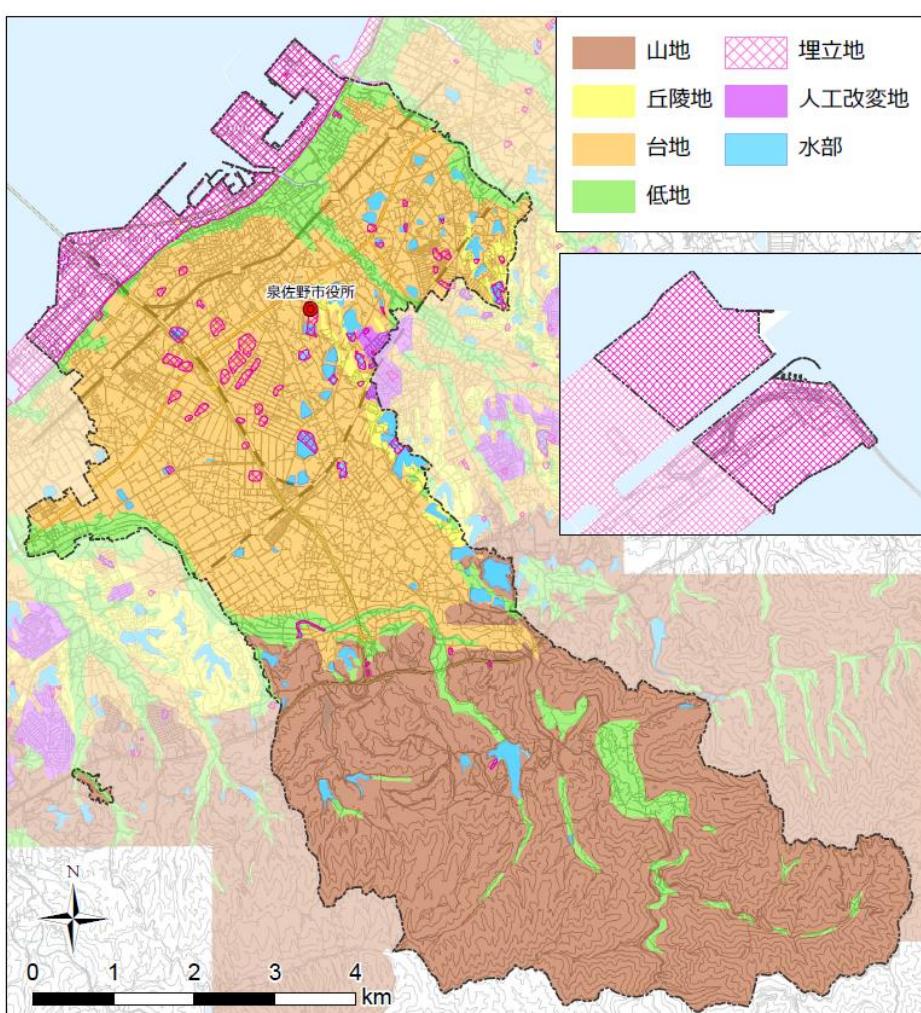


図 地形区分の概要

(3) 気象

瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は16°C前後、年平均風速は2.2m/s前後、雨量は年平均1,330mm程度である。(大阪管区気象台 熊取観測所 平成16年から平成25年調べ) 降雨は6月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。

2. 社会的条件

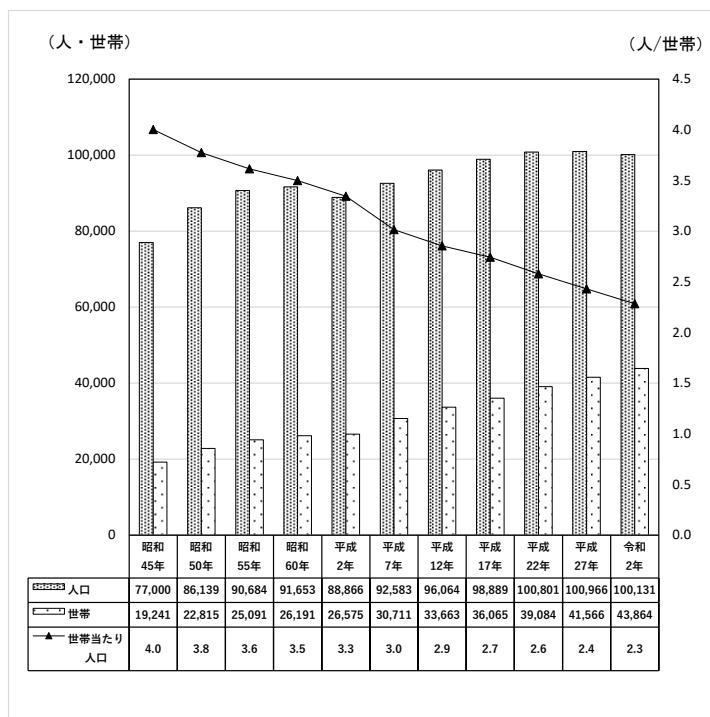
(1) 人口

本市の人口は、昭和61年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、令和2年10月1日現在(国勢調査)では、100,131人、43,864世帯となっている。

一世帯当たり人員は、平成2年は3.34人であったが、単身者世帯などの増加により、令和2年には2.28人へと減少している。

また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は11.0%であったが、令和2年には26.2%に上昇している。

[人口・世帯数の変化]



[高齢化率の変化]

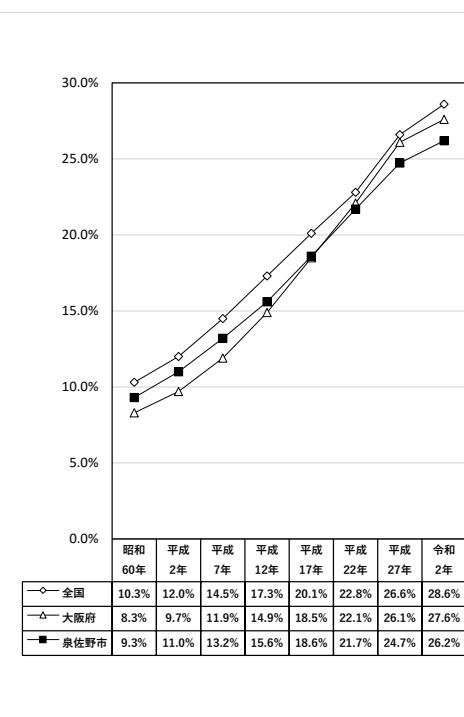


図 泉佐野市の人口の変化

(2) 土地利用

本市の土地利用は、海岸線沿いの臨海地域、大阪臨海線から国道26号線までの沿岸市街地地域、国道26号線から阪和自動車道までの台地、丘陵地に分布する内陸市街地域、農空間地域、南部の山間地域に大別される。

[臨海地域]

この地域は、旧防波堤より海側の地域で、埋立造成された空港島をはじめ、りんくうタウンと食品コンビナート、漁港周辺で構成される。

[沿岸市街地地域]

この地域は、旧防波堤から国道26号線の地域で、住宅が密集する地域、商業・業務、住宅などの用途が混在する市街地で構成される。

[内陸市街地地域]

この地域は、国道26号線から丘陵部を流れる樅井川までの地域で、住宅と工場の混在する市街地をはじめ、計画的な住宅団地、小規模な開発によるスプロール化が見られる地域である。

[農空間地域]

この地域は、国道26号から丘陵部を流れる樅井川までの地域で、古くから農業的な土地利用が図られ、まとまりのある優良農地がある地域である。

[山間地域]

この地域は、阪和自動車道から府県境に至る山間地で、水源かん養や環境の保全、景観の形成等の役割を担う森林地帯と河川沿いに形成された集落からなり、府県境付近では金剛生駒紀泉国定公園に指定され、自然豊かな地域となっている。

3. 災害の特性

次表に本市の地形、地質、災害履歴、土地利用等からみた災害の特性を整理した。

表 泉佐野市の災害特性

項目	低地	台地	丘陵地	山地
地形	市域の約1割を占める低地では、旧海岸沿いに海岸平野が分布し、佐野川、見出川沿いに谷底平野が分布している。近年の工業用地や漁港等としての埋立地に加えて、りんくうタウン建設のため大規模な埋立てが行われ、昔の海岸線は見られなくなった。	市域の約4割を占める泉南台地は阪和道以北に位置し、標高は10m～50mと南東方面に次第に高くなっている。台地の平坦面は中位あるいは低地の段丘面に相当する。	泉南丘陵は市域の北東部、熊取町との境界沿いに細くのびている。市域に占める割合はわずかである。 標高は100m以下で林地等に利用されていたが最近では宅地開発が行われている。	市域の約4割を占める和泉山地は南部に位置し、標高は700m～400mで東から西に行くほど低下する。犬鳴川や樅井川支流沿いでは浸食が進み主谷は北東方向から南東～北西方向に走っている。山地斜面の傾斜度は20度以上が大部分で緩斜面は極めて少ない。
地質	低地の地層は沖積層の砂及び泥であり、厚さは3～5mと推定される。河川沿いには砂質堆積物が多く、一部礫質堆積物も分布する。礫質堆積物の厚さは1～2mで主に中～小円礫からなる。	中低位における礫質堆積物は直径数cm～十cmの円礫～亜円礫からなり、山地近くでは直径数十cmの巨礫を交える。厚さは5m程度で表面は褐色であるが全体として風化は受けていない。	丘陵地の地質は大阪層群であり、泥及び砂質堆積物、砂及び泥質堆積物、礫及び泥質堆積物からなる。	和泉山脈北部の地質は花崗岩類と流紋岩類である。花崗岩類は風化しやすく、流紋岩類は風化に強く露岩が多い。 和泉山脈南部の地質は和泉層群であり、礫岩、砂岩、礫岩層、砂岩泥岩互層、泥岩からなる固結堆積物である。これらは泥岩を除き新鮮で強固な岩質である。

項目	低地	台地	丘陵地	山地
災害履歴	低地は昭和30年代まで堤防の決壊や高潮による外水氾濫が多かったが、現在は河川改修や防潮堤が整備され、外水氾濫の危険性は少なくなった。最近では小規模の内水氾濫が多くなっている。	泉南台地は広く分布し、境界は不明瞭であるが複数の台地面が階段状に分布している。低い台地面や凹地では、周囲の高い台地面からの水の流れ込み等が排水しきれないため、浸水被害が発生している。	泉南丘陵では大規模な災害の記録はなく、災害に対して比較的安全であるといえる。しかし、昭和30年代後半から的人工改変のため、旧谷地形の盛土部分は平成元年の豪雨時に浸水した。これは盛土部分が圧密沈下を起こし相対的な凹地となつたからと考えられる。	和泉山脈では、山地を流れる樅井川沿いの台地に浸水の記録が確認されるものの、大きな災害の記録は確認できない。しかし、山麓堆積地形である沖積錐が見られ、豪雨時の出水により再移動し土石流が発生する危険がある。
土地利用の変遷	旧海岸沿いの低地はかつての砂礫地であり、松林がこれに沿って分布していたが、現在、盛土されて住宅や商工業地として利用されている。 また、臨海部には埋立てにより、食品コンビナートやりんくうタウンが形成された。	台地は大部分が農地であり、かんがい用ため池も多く見られたが、昭和30年代からの都市化により農地は宅地や工業用地に転用され、ため池も埋め立てられたものがある。	丘陵地の大部分は樹林地であったが、泉ヶ丘では宅地に転用され、日根野では学校など公共施設建設のための人工改変が著しい。	近年になって山間部には北部に阪和自動車道が開通し、関西空港自動車道への泉佐野JCTや上之郷ICも造られ、ゴルフ場も造成されるなど大規模な人工改変がなされた。
自然的素因からみた災害特性	現在は防潮堤(T.P+3.7～+5.2m)が整備され高潮による災害の危険性は少なくなった。 佐野川、見出川沿いの谷低平野では、都市化に伴って上流川の保水力・遊水機能が低下し、小規模ながら内水氾濫による浸水箇所がみられるようになった。	都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸水しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。 また、遊水池として機能していた農地の宅地化により、昔は浸水被害が生じなかつた雨量でも浸水被害を生じる可能性が大きくなつたといえる。 南東側の丘陵地からの出水により浸水被害を生じるおそれがある。	都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。 盛土部(旧谷部)は、盛土材の圧密沈下により周囲に比べて低くなっていることがあり、豪雨時に雨水が集中することが考えられる。	—
土砂災害	—	—	自然・人工の崖や急斜面では豪雨時に斜面崩壊の危険性がある。 盛土部(旧谷部)においては、盛土と地山との間が不連続面であるため、地表からしみ込んだ水がこの面に沿って流动しやすく、地震や豪雨のとき、この面付近を境にしたすべりや崩壊が起きやすくなる。	山地は、急傾斜地(30度以上)が多く崩壊の危険性が高い。山地を構成する基盤岩のひとつである和泉層群は砂岩、頁岩の互層により層状岩盤であり、流れ盤斜面での層面すべりが発生しやすい。また基盤岩の花崗岩類は風化が進み、斜面崩壊の危険性が高い。 これから崩積土が河川を閉塞すると上流側は水位上昇による浸水、下流側は土石流の危険性がある。

第3節 災害の想定

本計画の作成にあたって、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

1. 想定する主な災害

本計画において想定する主な災害は、次のとおりである。また、次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

(1) 地震による災害（地震災害）

- ア. 地震による家屋、都市施設（電力、ガス、通信、上水道・下水道、交通施設等）の損壊及び人的被害
- イ. 地震に伴う火災
- ウ. 地震に伴う土砂災害
- エ. 地震に伴う津波
- オ. 地震に伴う社会的混乱

(2) 台風・集中豪雨等異常降雨による災害（風水害）

- ア. 河川の氾濫、浸水、ため池の決壊等
- イ. 高潮による海岸地域の浸水等
- ウ. 強風による家屋の倒壊、板類の飛散等
- エ. 低湿地域などの排水不足による浸水等
- オ. 宅地造成地及び急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ、土石流等

(3) その他の災害

- ア. 山地における大規模山林火災（林野火災等）
- イ. 危険物の爆発等による災害（危険物等災害）
- ウ. 航空機の墜落、遭難事故（航空機災害）
- エ. 海上事故（海上災害）
 - (ア) 大型タンカー事故等による油災害
 - (イ) 多数の者の遭難を伴う船舶の遭難事故
- オ. その他
 - (ア) 大規模車両災害
 - (イ) 旅客列車の転覆事故
 - (ウ) 都市区域等家屋密集地域、高層建築物における大規模火災等

(4) 原子力災害

(5) 龍巻災害

2. 地震による被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書 大阪府」のうち本市に関わる被害想定結果と、平成 25 年度に南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会で府が想定した南海トラフ巨大地震による被害想定を整理したものである。

(1) 直下型地震の被害想定（平成 18 年度実施）

ア. 想定地震

表 想定地震一覧

直下型地震	①上町断層帯地震 ②生駒断層帯地震 ③有馬高槻断層帯地震 ④中央構造線断層帯地震
-------	---

イ. 想定地震発生時の条件

(ア) 季節、時間：冬の夕刻、平日午後 6 時頃

(イ) 気象条件、風速：晴れ、超過確率 1 % 風速（1 年のうち 3 日程度はありうる風速）

ウ. 府の被害想定に基づく本市における想定結果

表 本市における直下型地震被害想定結果

想定地震	上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5～7.8	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.7～8.1
	震度 A) 4～6弱 B) 5弱～6強	震度 4～5強	震度 4～5弱	震度 5強～7
建物全半壊 棟数	全壊 A) 235 棟 B) 3,140 棟	全壊 0 棟	全壊 0 棟	全壊 6,535 棟
	半壊 A) 561 棟 B) 3,658 棟	半壊 0 棟	半壊 0 棟	半壊 6,423 棟
炎上出火 件数	A) 0 (0) 件 B) 2 (3) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	6 (7) 件
死傷者数	死者 A) 0 人 B) 34 人	死者 0 人	死者 0 人	死者 92 人
	負傷者 A) 147 人 B) 967 人	負傷者 0 人	負傷者 0 人	負傷者 1,272 人
罹災者数	A) 2,493 人 B) 20,830 人	1 人	0 人	40,942 人
避難所 生活者	A) 723 人 B) 6,041 人	1 人	0 人	11,874 人

想定地震		上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震
ライ フ ラ イ ン	停電	A) 1,010軒 B) 11,864軒	0軒	0軒	31,765軒
	ガス供 給停止	A) 0戸 B) 24,000戸	0戸	0戸	24,000戸
	断水	A) 11.2% B) 53.4%	0%	0%	58.5%
	電話 不通	A) 1,150回線 B) 2,070回線	115回線	0回線	15,525回線

※上記想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ (A) と南部に破壊開始点を設定するシナリオ (B) の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。

※炎上出火件数とは、家人や隣人などの住民の初期消火により消火しきれなかったものであり、1日間の合計値を示している。（ ）内は3日間の合計値。

以下に、最も大きな被害が予想される中央構造線断層帯地震の震度分布を示す。

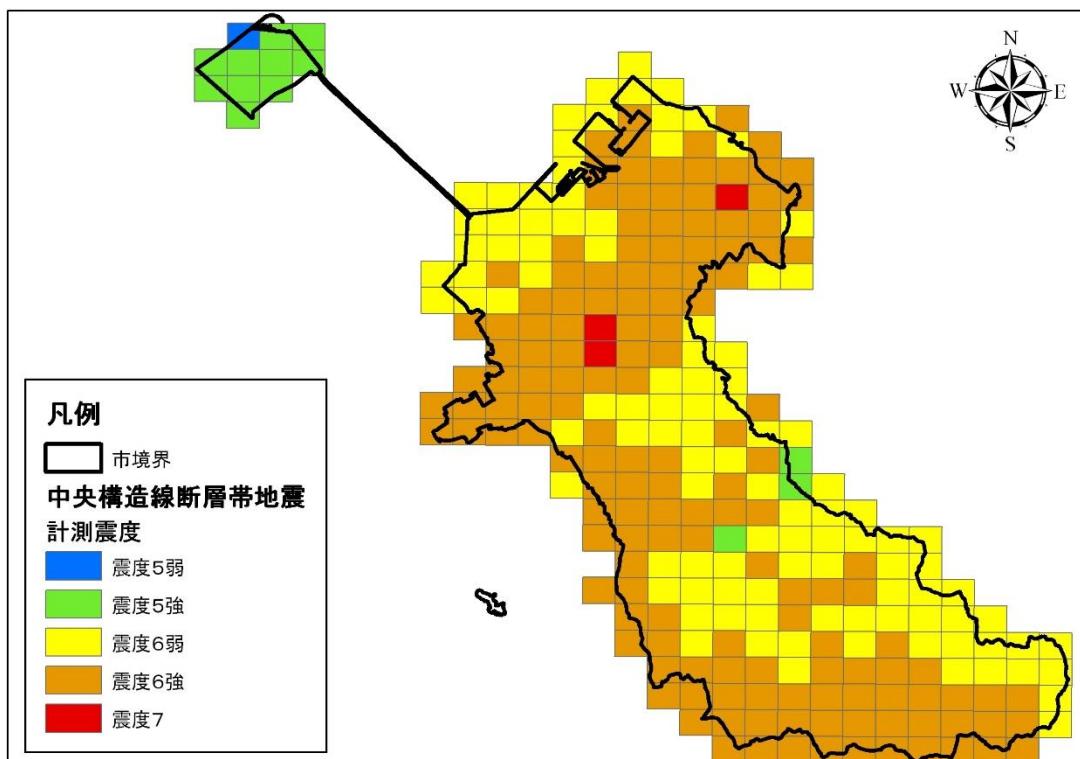


図 中央構造線断層帯地震震度分布図

(2) 海溝型地震の被害想定（平成 25 年度実施）

ア. 想定地震

海溝型地震 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

イ. 想定地震発生時の条件

気象条件、風速：晴れ、1%超過確率風速（1年のうち3日程度はありうる風速）

ウ. 府の被害想定に基づく本市における想定結果

表 本市における海溝型地震被害想定（1）

想定地震		南海トラフ巨大地震		
地震の規模		モーメントマグニチュード (Mw) 9.0～9.1		
		震度 6弱		
津波の規模		最大津波水位 T.P. +3.8m		
		最短到達時間 81分		
建物全半壊棟数		全壊 232棟	半壊 2,067棟	
内訳	揺れ	115棟	1,343棟	
	液状化	115棟	502棟	
	津波	2棟	222棟	
	急傾斜	0棟	0棟	
	火災	0棟	0棟	
出火件数（炎上1日夕刻）		3件		
死傷者数（死者数は冬18時、負傷者数は夏12時が最大値となる）		死者数（冬18時） 86人（7人）	負傷者数（夏12時） 700人（227人）	
内訳	建物倒壊	7人	227人	
	津波	79人（0人）	473人（0人）	
	ブロック・自販機・屋外落下物	0人	0人	

※最短到達時間は+1mの津波が来襲する時間

※死傷者数は、津波からの早期避難率が低い場合の人数。（ ）は、津波からの避難が迅速な場合の人数

表 本市における海溝型地震被害想定（2）

		被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後	約40日後
避難者数		7,666人	-	-	13,006人	15,516人	2,019人
内訳	避難所	4,997人	-	-	6,882人	4,655人	606人
	避難所外	2,669人	-	-	6,124人	10,861人	1,413人
ライフルライン	停電	49.0%	3.9%	1.9%	0.0%	0.0%	-
	水道断水	89.1%	49.7%	47.3%	44.7%	15.2%	1.1%
	下水道機能支障	3.9%	3.9%	3.4%	2.9%	0.0%	-
	ガス供給停止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	携帯電話停波基地局	99.1%	6.6%	4.7%	2.8%	2.8%	-
	電話不通	100.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	-

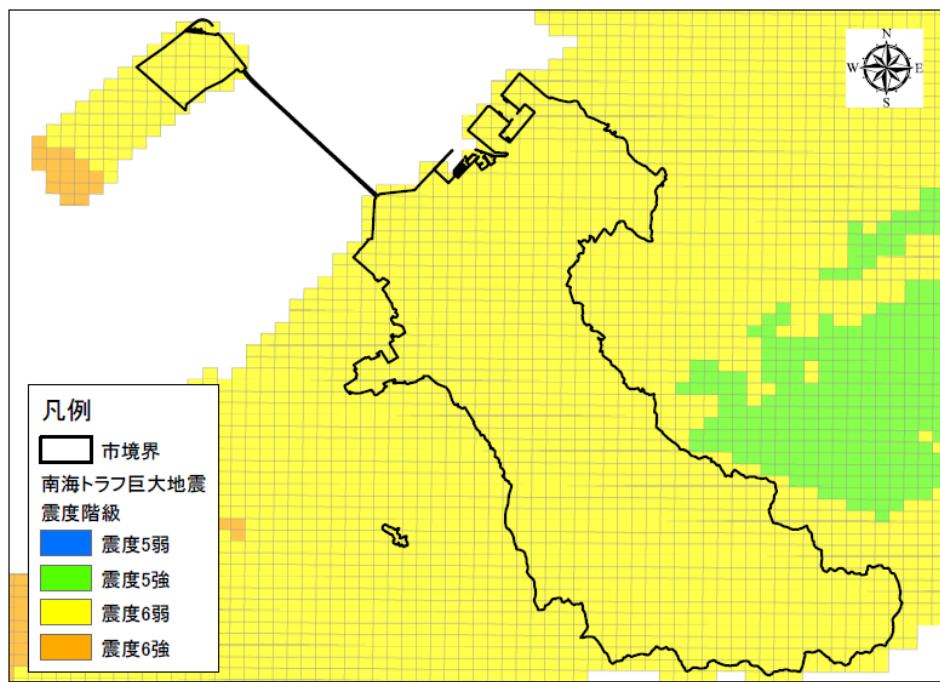


図 南海トラフ巨大地震震度分布

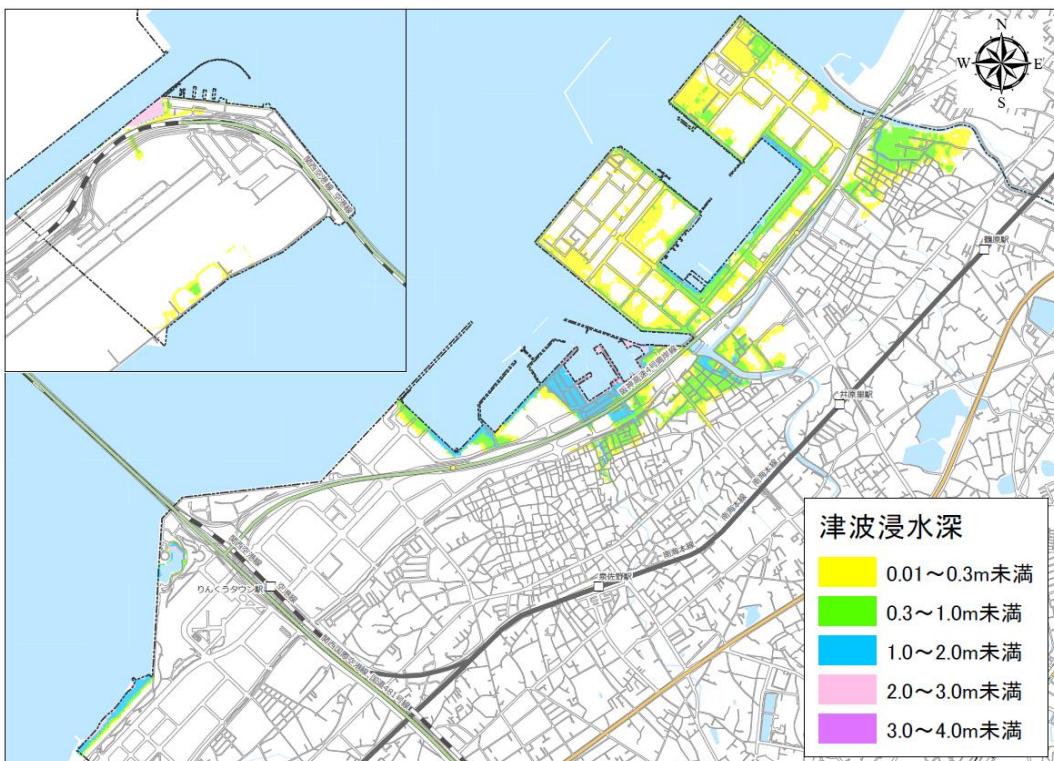


図 南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域

<資料>

- ・資料編：1－2 泉佐野市災害履歴
- ・資料編：1－3 大阪府周辺の主な活断層分布図
- ・資料編：1－4 地震被害想定の概要

3. 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年12月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）が施行され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されている。府では、本市をはじめ33市8町1村が推進地域に指定されている。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準と津波に関する基準に該当する。

(ア) 震度に関する基準

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(イ) 津波に関する基準

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

- ・ 「大津波」（3mを超える）が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(ウ) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

〈資料〉

- ・ 資料編：1－4 地震被害想定の概要

第4節 防災に関する基本方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今後、南海トラフ巨大地震など甚大な被害をもたらすおそれのある災害に対しては、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本とし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、昨今も様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策の推進にあたっては、I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興 の5つの考え方を基本方針として対策を推進していくこととする。

また、災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階があることから、計画的に災害対策を進めていくよう、各段階に応じた対策の方向性を規定する。

(1) 災害予防段階の対応

災害予防段階の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

(2) 災害応急段階の対応

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無、国籍など被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

(3) 災害復旧・復興段階の対応

最優先事項であるライフルライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

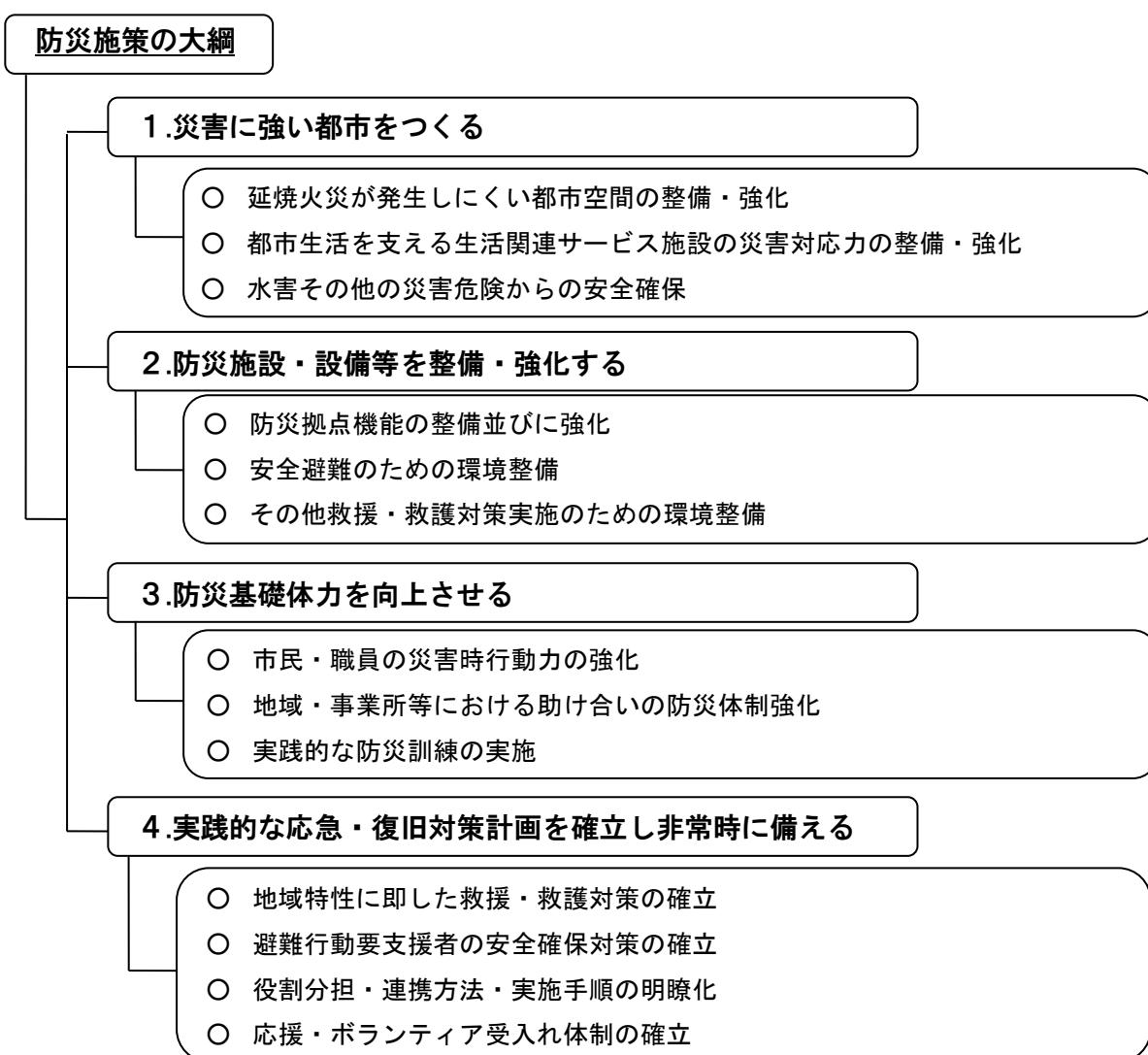
1. 行政の責務

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整

備を促進すること（公助）が必要なことはもちろんであるが、大規模災害時には、公的機関による十分な災害応急対応が望めなくなることも想定する必要がある。よって、被害に遭わないとみの自らの日頃の備え（自助）や隣近所の助け合い（共助）が重要であるとの観点から、市民、事業所、ボランティア等、多様な主体が自発的に防災活動を推進し、防災体制の充実と防災意識の高揚を図る。

2. 防災施策の大綱

防災施策の大綱は、以下のとおりである。



(1) 災害に強い都市をつくる

ア. 延焼火災が発生しにくい都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減できることが阪神・淡路大震災でも明らかである。

- まちの建築物を燃えにくく耐震性にすぐれたものとする
- 道路や河川等の延焼遮断機能を強化し各地の防災ブロック化の実現

■ 第1編 総則 ■

第4節 防災に関する基本方針

イ. 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的な脆弱性もまた増大している。

電気や上水道の供給停止、電話の不通等を最小限にとどめるため、生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化が必要である。

ウ. 水害その他の災害危険からの安全確保

河川施設等の安全性を強化し、雨水流出抑制のためのさまざまな施策を総合的に組み合わせた治水対策を推進し、水害に対して強い都市づくりを進める必要がある。

エ. 原子力防災対策の推進

原子力事業者等との連携を図り、安全監視の徹底、周辺住民の安全確保等に関する協定書の遵守、連絡体制の強化、資機材の計画的整備など安全対策に努める。

(2) 防災施設・設備等を整備・強化する

ア. 防災拠点機能の整備並びに強化

自然的、社会的地域防災特性を踏まえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自、各地域が独自で事態に対処（「分散防御」）し、そして本部の適切な指揮のもと連携（「集中防御」）する能力が要求される。「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設を整備し強化しておかなければならない。

イ. 安全避難のための環境整備

災害時に、緊急に難を避け生命の安全を確保することが出来るよう、避難路が整備され、適切な範囲内に避難場所が整備される必要がある。また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導体制の整備や資機材・救助ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な障害者等が適切に避難できるような介助体制があわせて確立される必要がある。

ウ. その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ、同時多発的災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第一に災害対策要因や資機材の輸送が適切に行われる必要がある。第二により多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救援・救助体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要となる。

(3) 防災基礎体力を向上させる

ア. 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を確保し、しかも被害を最小限度にとどめるためには、市、関係機関、事業所、団体及び市民の多様な主体が自発的に防災活動を推進し、臨機応変に対処できるだけの防災意識を備え、災害時行動力の強化を図る必要がある。

イ. 地域・事業所等における助け合いの防災体制強化

大規模な災害時に行政の力だけで全ての市民を助けることは不可能であり、地域や事務所等の中での助け合いが重要となる。そのため、地域や事業所等に対して、災害に対する知識や対処法等の教育、啓発を実施していく、「自分たちの地域や事務所は自分たちで守る」という意識を根付かせることに努める。

ウ. 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度にとどめるため、市、関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他のマニュアルが実際に役立つものかどうか、試される場となる。

(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

ア. 地域特性に即した救援・救護対策の確立

不特定多数の人が集まる大規模店舗周辺では、パニックや火災の発生、高層住宅では、電気の停止により様々な設備のマヒなどが想定される。

また、隣接する市町村との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市町村の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

それぞれの場所に即した救護対策の確立に努める。

イ. 避難行動要支援者の安全確保対策の確立

避難行動要支援者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や避難行動要支援者優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置し、ルールの適用を担保する。また、府や国を通じて広域的な受け入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの緊急時における停止、若しくは低下を最小限にとどめるために必要な「避難行動要支援者の安全確保対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。

ウ. 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

あらかじめ「任務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確に行っておき、各人・各部署が与えられた任務を果たすことが、即ち全体としての最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。そして、相互の連携方法をとり決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図つておく必要がある。

エ. 応援・ボランティア受け入れ体制の確立

国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、迅速な要請の実施が行えることを第一とする。特に、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施

■ 第1編 総則 ■

第4節 防災に関する基本方針

が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、早急に府知事が防衛大臣に自衛隊の派遣を要請するよう求めることが必要である。

また、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限り災害ボランティアセンターなど民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

泉佐野市地域防災計画は、泉佐野市の処理すべき事務を中心として、泉佐野市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を、次のとおり定める。

1. 泉佐野市

(1) 各部室等共通

- ・ 所管施設利用者等の安全確保に関すること
- ・ 所管施設の警戒及び復旧に関すること
- ・ 所管の被害調査に関すること
- ・ 所管施設に係る避難所の開設・運営に関すること
- ・ 住民からの問合せ対応に関すること
- ・ 本部長の特命事項に関すること
- ・ 各班の応援に関すること

(2) 市民協働部・市長公室・成長戦略室・会計課

- ・ 防災対策の総合調整に関すること
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・ 防災に係る教育、訓練に関すること
- ・ 自主防災組織の統制および活動支援に関すること
- ・ 災害対策本部会議及び防災会議に関すること
- ・ 配備指令及び本部指令の伝達に関すること
- ・ 災害情報の収集並びに報告に関すること
- ・ 本部と各部との連絡調整に関すること
- ・ 災害救助法に関すること
- ・ 災害無線通信に関すること
- ・ 本部の設置及び閉鎖に関すること
- ・ 自衛隊の派遣要請に関すること
- ・ 災害関係費に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 広報活動に関すること
- ・ 災害状況の記録写真に関すること
- ・ 報道関係との連絡に関すること
- ・ 避難指示等の実施に関すること
- ・ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- ・ 一般見舞者の受付に関すること
- ・ 本部長等の被害地視察及び慰問に関すること
- ・ 被災者の相談に関すること
- ・ 男女共同参画の観点に立った被災者支援に関すること
- ・ 災害予算の編成に関すること

■ 第1編 総則 ■

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 市の災害復旧資金計画に関すること
- ・ 被害状況の収集及び報告に関すること
- ・ 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること
- ・ 災害関係費の支出に関すること
- ・ 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関すること
- ・ 災害関係費の支出の審査に関すること
- ・ 地域支援に関すること
- ・ 地域防災支援員との連絡調整に関すること
- ・ 通信及び情報機器の設置並びに運用に関すること

(3) 総務部

- ・ 市有財産の被害調査の総括に関すること
- ・ 庁舎の警備管理に関すること
- ・ 車輌の確保に関すること
- ・ 災害用諸物資（燃料・業務備品等）の調達に関すること
- ・ 災害時の用地対策に関すること
- ・ 電力確保に関すること
- ・ 職員の動員及び調整に関すること
- ・ 職員の災害派遣に関すること
- ・ 職員の現況把握に関すること
- ・ 職員の給与、休職及び救急医療に関すること
- ・ 職員及びその家族の被災状況の把握に関すること
- ・ 職員への情報提供に関すること
- ・ 職員の食料調達、配布に関すること
- ・ 専門ボランティアの受け入れ及び配置に関すること
- ・ 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関すること
- ・ 横災者（傷病者、死亡者を含む）の調査に関すること
- ・ 市税の徴収猶予及び減免に関すること
- ・ 市民の安否情報の集約に関すること
- ・ 市民からの安否問合せ受付及び対応に関すること

(4) 生活産業部

- ・ 農林水産関係の被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ ため池等の警戒と応急修理に関すること
- ・ 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 土砂災害の警戒、被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ 天災融資制度による資金の貸付に関すること
- ・ 商工業者の被害調査とその復旧計画に関すること
- ・ 府及び関係機関の救護物資調査に関すること
- ・ 旅行者及び帰宅困難者支援に関すること
- ・ 遺体の収容・埋葬に関すること
- ・ し尿塵芥処理に関すること

- ・仮設トイレの設置及び管理に関すること
- ・災害による大気、河川、土壤その他の汚染対策に関すること
- ・所管施設の保全に関すること
- ・廃棄物処理に関すること
- ・環境衛生に関すること

(5) 健康福祉部

- ・避難行動要支援者の避難支援に関すること
- ・生活必需品等諸物資の調達及び配分計画に関すること
- ・災害弔慰金、災害障害見舞金及びその他支援金等の支給に関すること
- ・災害援護資金の貸付及び生活福祉資金制度に関すること
- ・被災者生活再建支援金の支給に関すること
- ・市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること
- ・災害ボランティアセンターに関すること
- ・生活保護世帯の罹災状況調査に関すること
- ・罹災世帯の生活保護に関すること
- ・災害復興資金（府の制度）に関すること
- ・罹災証明の発行に関すること
- ・被災者台帳の整備に関すること
- ・義援金・義援物資の配分（義援金配分委員会の設置）に関すること
- ・医療機関及び保健所との連絡に関すること
- ・食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関すること
- ・医療救護班との連絡調整に関すること
- ・収容者に対する食料及び物資の支給貸与に関すること
- ・食料の配給計画等に関すること
- ・食料品の調達、保管並びに配分に関すること

(6) こども部

- ・保育所の閉鎖等の措置に関すること
- ・課所管施設の被害状況の調査及び報告に関すること
- ・所管施設の園児等の保護に関すること
- ・避難所運営の応援に関すること

(7) 都市整備部

- ・建築物の耐震化に関すること
- ・災害復興計画に関すること
- ・被災宅地危険度判定に関すること
- ・被災建築物応急危険度判定に関すること
- ・巡回警戒に関すること
- ・市営住宅の警戒と応急修理に関すること
- ・市営住宅の被害調査と復旧計画に関すること
- ・住宅の応急修理・障害物の除去に関すること
- ・応急仮設住宅に関すること

■ 第1編 総則 ■

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 課所管施設の警戒と応急修理に関すること
- ・ 課所管施設の被害調査と復旧計画に関すること
- ・ 通行制限に関すること
- ・ 道路等の障害物の除去に関すること
- ・ 緊急交通路の確保に関すること
- ・ 浸水地帯等の消毒作業に関すること
- ・ 防疫資材及び薬品の管理に関すること

(8) 上下水道局

- ・ 下水道関連施設の災害予防、応急対策、復旧計画に関すること
- ・ 河川、水路の被害調査に関すること
- ・ 水門・樋門等の開閉に関すること
- ・ 水道施設の災害予防、災害時の給水体制の整備に関すること
- ・ 応急給水資材器具の調達保管に関すること
- ・ 被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること
- ・ 断水等の広報活動に関すること
- ・ 大阪府水道震災対策中央本部との連絡調整に関すること
- ・ 水道の広域応援の要請に関すること
- ・ 飲料水の確保と供給に関すること
- ・ 上水道の供給に必要な施設、設備等の破損修理に関すること
- ・ 水源地の防災管理に関すること

(9) 教育委員会

- ・ 防災教育の実施に関すること
- ・ 学校教育施設の被害調査のとりまとめに関すること
- ・ 学校教育施設の応急修理と災害復旧計画に関すること
- ・ 災害時の学校給食に関すること
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること
- ・ 災害時の休校授業短縮等の措置に関すること
- ・ 災害時の学校衛生に関すること
- ・ 罹災小・中学生に対する学用品の調達支給に関すること
- ・ 児童・生徒の被害調査及び健康管理に関すること
- ・ 避難所状況の情報集約に関すること
- ・ 文化財その他社会教育施設の被害調査に関すること
- ・ 災害時の協力団体との連絡調整に関すること
- ・ 災害時物資集積場所の開設・運営に関すること
- ・ 物資の運搬応援に関すること

(10) 総合行政委員会事務局・議会事務局・農業委員会事務局

- ・ 各部からの機動班員召集に関すること
- ・ 巡回広報に関すること
- ・ 現地での情報収集に関すること
- ・ 災害に対する機動的な対応に関すること

- ・ 事務が集中する班への応援に関する事（被害調査、食料・物資の仕分け運搬、避難所交代要員等）

2. 泉州南消防組合

- ・ 火災予防対策に関する事
- ・ 消防力の充実強化に関する事
- ・ 消防資機材等の点検及び整備に関する事
- ・ 消火、救急、救助活動に関する事
- ・ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事
- ・ 災害情報等の収集及び広報に関する事
- ・ 広域消防応援等の要請・受入に関する事
- ・ 被害状況の調査、集計及び報告に関する事
- ・ 災害対策本部との情報連絡に関する事

3. 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整

(2) 大阪府岸和田土木事務所

府直轄公共土木施設の災害対策、水防活動並びに水防予警報等の伝達

(3) 大阪港湾局

府直轄港湾・海岸施設の災害予防、港湾・海岸管理、災害応急対策及び復旧対策

(4) 大阪府漁港管理事務所

漁港施設の管理、災害予防、災害応急対策及び復旧対策

(5) 大阪府泉佐野保健所

災害時における保健衛生の指示及び防疫活動、災害医療に係る保健医療活動の総合調整

(6) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

ため池、水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示

4. 大阪府警察（泉佐野警察署）

- ・ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ・ 被災者の救出救護及び避難指示
- ・ 交通規制・管制
- ・ 広域応援等の要請・受入れ
- ・ 遺体の検視（死体調査）等の措置
- ・ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
- ・ 災害資機材の整備

5. 関西広域連合

- ・ 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- ・ 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事

■ 第1編 総則 ■

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- ・ 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

6. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する事務又は業務について指導応援又は協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 近畿農政局（大阪地域センター）

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給

(2) 大阪管区気象台

- ・ 観測施設等の整備
- ・ 防災知識の普及・啓発
- ・ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達
- ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、府や市に対する気象状況の推移やその予想の解説

(3) 大阪国道事務所南大阪維持出張所

管理道路の整備と防災管理、災害時における道路交通規制及び道路交通の確保並びに被災道路の復旧

(4) 大阪航空局関西空港事務所

災害時における航空機運航の安全確保、並びに遭難航空機の捜索及び救助活動

(5) 岸和田海上保安署

海難救助、海上警備、災害時における海上の安全確保及び航路水路の保全、並びに船舶による救助物資及び避難者の緊急海上輸送の応援

(6) 岸和田労働基準監督署

工場、事業場等の災害防止のための指導監督

(7) 泉佐野公共職業安定所

災害時における労働力確保対策

(8) 近畿地方整備局

- ・ 港湾施設の整備と防災管理
- ・ 海上の流出油に対する防除措置

7. 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ・ 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングの支援

8. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに府地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務に関し災害対策を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する防災に関する事務又は業務に協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 日本郵便株式会社泉佐野郵便局

災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、お客さまに評価される商品・サービスを全国ネットワークで提供するため、防災体制の確立を図る

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、応援物資、救助物資などの緊急輸送対策、鉄道通信の利用等

(3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）

電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保

(4) 関西電力送配電株式会社

電力設備の防災管理、電力供給確保体制の整備、電力供給の確保、被災電力施設の復旧事業推進

(5) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

空港周辺の航空機災害の予防及び応急対策、空港施設の応急点検体制の整備、災害時における輸送確保への協力、並びに航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保

(6) 西日本高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(7) 阪神高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(8) 大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部

ガス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧及びガス供給の確保

(9) 南海電気鉄道株式会社、南海ウイングバス南部株式会社

鉄道及びバス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、緊急輸送対策

(10) 日本赤十字社大阪府支部

災害医療体制の整備、災害時における医薬品・血液製剤の供給及び医療助産等救護活動、義援金の募集・配分、避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整、並びに救助物資の備蓄

(11) 日本放送協会及び各民間放送株式会社

災害時における緊急放送・広報、気象予警報等の放送周知、並びに義援金品の募集・配分等の協力

(12) 各土地改良区

ため池、水門、水路の防災管理、被災農地、農業用施設の復旧事業

(13) 地方独立行政法人りんくう総合医療センター

災害時の医療体制の整備、医療救護活動

(14) KDDI株式会社（関西総支社）

電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保

(15) 一般社団法人大阪府LPGガス協会

災害時におけるLPGガスによる二次災害防止、LPGガス及びLPGガス器具等の供給確保、復旧事業の推進

(16) 大阪広域水道企業団

水道用水及び工業用水の施設耐震化、災害時の緊急物資（飲料水）の確保、応急給水及び応急復旧

■ 第1編 総則 ■

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

9. 泉佐野市田尻町清掃施設組合

- ・ 災害時におけるごみの処理に関すること
- ・ 災害時におけるし尿の処理に関すること

10. 公共的団体、その他重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

災害時における緊急医療対策

(2) 一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会

災害時における医療救護の活動、被災者に対する歯科保健医療活動

(3) 泉佐野薬剤師会

災害時における医療救護及び公衆衛生の活動、医薬品等の確保及び供給

(4) 大阪泉州農業協同組合

防災営農対策の推進に対する協力、防災施設等の維持管理

(5) 泉佐野市林業振興協議会

山林火災予防対策

(6) 泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合

災害時における気象予警報等の伝達とその対策

(7) 泉佐野市社会福祉協議会

災害時におけるボランティアの防災活動支援、被災者の復興支援、避難行動要支援者の避難支援活動のコーディネート

(8) 泉佐野商工会議所

被災商工業者に対する復旧指導及び融資対策

(9) 消防団

消防訓練、消防資機材等の点検、消防・水防等の応急措置、被災者、負傷者等の救出・救助、避難誘導

(10) 各町会・自治会

気象予警報等及び広報事項の伝達、並びに食糧及び生活必需品その他の物資の配給等に対する協力

(11) 各自主防災組織

地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、その他の応急措置の補助

(12) ため池管理者

ため池の防災管理、水防活動

(13) 原子力事業者（京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）

- ・ 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保
- ・ 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置
- ・ 特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事

態時の情報収集、連絡体制の整備

- ・ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持
- ・ 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）への資料の提出
- ・ 防災教育及び防災訓練の実施
- ・ 原子力防災知識の普及、啓発
- ・ 環境放射線監視への協力
- ・ 災害情報の収集伝達及び通報連絡
- ・ 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む）の実施
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングへの協力
- ・ 緊急時医療活動への協力
- ・ 他の原子力事業者への協力
- ・ その他、本市が府と連携して実施する原子力防災対策への積極的な協力

(14) 住友電工ファインポリマー株式会社

- ・ 電子線加速器の防災管理
- ・ 放射線災害対策の実施

(15) ポニー工業株式会社熊取工場

- ・ 放射性同位元素の使用施設の防災管理
- ・ 放射線災害対策の実施

(16) その他公共的活動を営むもの

市が行う防災活動について公共的業務に応じての協力

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

1. 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防火関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2. 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とす

る者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（B C P）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3. ボランティアやN P O等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやN P O等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第7節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、かつ、計画の実施状況を点検し、必要があるときは泉佐野市防災会議に諮り修正するものとする。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、府地域防災計画の原子力災害対策編を基本とする。

修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 泉佐野市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 泉佐野市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- (3) 泉佐野市防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第3項の規定により、速やかに府知事に報告するとともに、その要旨を公表する。なお、公表の手段は、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。

府・市・指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。

■ 第2編 災害予防対策 ■

第1章 防災体制の整備

《内容》市の内部における予防対策
→ 災害応急対策（第3編）を迅速かつ的確に実施するための体制整備

第2章 地域防災力の向上

《内容》市の外部（市民、自治会、企業等）における予防対策

第3章 災害予防対策の推進

《内容》ハード対策を中心とした災害別（地震、津波、水害、土砂災害、危険物、火災等）の予防対策

第1章 防災体制の整備

第1章 防災体制の整備

《内容》市の内部における予防対策

→ 災害応急対策（第3編）を迅速かつ的確に実施するための体制整備

第1節 総合的防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制の整備

第3節 消火・救助・救急体制の整備

第4節 災害時医療体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備

第6節 避難受入れ体制の整備

第7節 緊急物資確保体制の整備

第8節 ライフライン確保体制の整備

第9節 交通確保体制の整備

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

(関係機関：自衛隊、消防団、町会・自治会、自主防災組織、泉佐野市社会福祉協議会、原子力事業者)

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

1. 中枢組織体制の整備【全部局】

市は、災害時の迅速かつ的確な応急対策を行うために、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。併せて、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時における防災対策の推進

総合的かつ計画的な防災対策の検討及び推進を図るため泉佐野市防災対策検討委員会を設置する。

構成員
副市長、教育長、水道事業管理者、各部長（理事）

(2) 災害警戒体制

警戒体制は、地震や気象に関する各種警報等が発令された場合等、災害予防及び災害応急対策への備えが必要になった場合において設置する。警戒体制の構成は、災害の規模や緊急度に応じた対策を実施するために必要な警戒レベル（警戒レベル1～3）の体制とする。

- ア. 地震災害警戒体制（警戒体制：警戒レベル3）
- イ. 風水害警戒体制（警戒体制：警戒レベル1～3）

[関係応急対策：第3編・第1章・第1節 組織動員]

表 災害警戒配備体制

災害警戒	警戒レベル1	指揮者：危機管理監 配備員：危機管理課長、自治振興課長、必要に応じて水防初動担当課長及び各所属長 が必要と認める人員（水防初動担当課：下水道整備課、道路公園課、農林水産課）
------	--------	--

体制	警戒 レベル2	指揮者：危機管理監 配備員：市長公室長、成長戦略室長、市民協働部長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、下水道担当理事、行財政管理課長、ふるさと創生課長、おもてなし課長、総務課長、契約検査課長、人事課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、経営総務課、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	警戒 レベル3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、上水道担当理事（地震時のみ）、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、地域共生推進課長、介護保険課長、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員

(3) 災害対策本部

大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき、震度5弱以上の地震を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

[関係応急対策：第3編・第1章・第1節 組織動員]

構成員	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者
本部員	各部長（理事）、泉州南消防組合 泉佐野消防署長

表 災害対策本部配備体制

災害対策本部体制	災害対策 A号配備	《警戒レベル3配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	災害対策 B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）+各所属長が必要と認める人員+開設する避難所の地域防災支援員
	災害対策 C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）

(4) 原子力災害体制

原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害防御、被害の軽減など災害予防及び災害応急対策を実施するために、事象の規模や緊急性に応じて以下の体制を設置する。

[関係応急対策：第6編・第3章・第2節 活動体制]

ア. 原子力災害警戒体制

通信情報活動等を実施する体制（通信情報活動等を実施するのに必要な人数）

イ. 原子力災害対策本部

災害対策 B号配備	原子力事故に対する応急対策を実施する体制 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員（職員の約3分の1）
災害対策 C号配備	市が全力をあげて原子力災害応急対策等を実施する体制 指揮者：市長 配備員：全職員

ウ. 原子力災害現地対策本部

国、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、現地において災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために、熊取オフサイトセンター内に設置する。

また、原子力事業者から特定事象発生の通報後、関係省庁が現地での連絡調整のため、熊取オフサイトセンターでの現地事故対策連絡会議を開催する場合は、原子力災害現地対策本部に先立ち、政策推進課長が当該会議に参画する。

2. 防災拠点機能等の確保、充実

【危機管理課、総務課、政策推進課、道路公園課、スポーツ推進課】

府、市および防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

また、市は、災害対策本部等用として、消防、警察、自衛隊等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画]

（1）防災拠点施設の整備

災害対策本部・原子力災害対策本部等の防災拠点施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

（2）災害対策本部用備蓄

災害対策本部・原子力災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

3. 防災拠点の整備 【危機管理課、総務課、政策推進課、道路公園課、スポーツ推進課】

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

（1）地域防災拠点の整備

市域における罹災証明書の発行体制、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

応援部隊受入れ、活動拠点	末広公園、市総合文化センター
備蓄拠点	市役所防災備蓄倉庫、末広公園防災備蓄倉庫、泉佐野南部公園防災備蓄倉庫、大木防災備蓄倉庫、南中防災備蓄倉庫
物資輸送拠点	市民総合体育館（大体育室）

4. 装備資機材等の備蓄【全部局】

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画]

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。また、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の整備に努める。

5. 防災訓練の実施

【危機管理課、全部局】

府、市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を図ることを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

(1) 総合訓練（市、関係機関）

市は、府や関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、土砂災害、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実

施する。

また、近隣市町村も含めた広域的な防災訓練の実施に努める。

(2) 個別訓練

ア. 組織動員訓練（市、関係機関）

休日、夜間など勤務時間外において、大地震が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ. 非常通信連絡訓練（市、関係機関）

震災時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び通信等、非常通信に関する訓練を実施する。

ウ. 消防訓練（消防機関、関係機関）

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

エ. 災害救護訓練（市、警察、消防機関）

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

オ. 避難訓練（市、警察、消防機関）

避難の指示及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、避難行動要支援者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等について重点的に実施する。

カ. 施設復旧訓練（市、関係機関）

地震により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ. 水防訓練（市、関係機関）

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報等の伝達等の訓練を実施する。

ク. 土砂災害訓練（市、関係機関）

土砂災害発生時における応急対策及び避難が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との連携や住民の参加を得る訓練を実施し、併せて土砂災害に対する住民の防災意識の高揚に努める。

ケ. 自主訓練の指導（市、関係機関）

町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織の震災時における行動力の向上を図るために、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施に際しては指導者を派遣し、指導する。

また、避難時の安全性を高めるため、それぞれの地域の危険箇所を十分に把握するとともに、危険箇所を通過しないような避難誘導の訓練を実施する。

コ. 原子力防災訓練

国、府及び原子力事業者と連携して、原子力災害時における緊急時通報、緊急時モニタリング、避難退域時検査等の訓練を実施する。

また、平常時から、市民に対する広報・防災知識の普及等に熊取オフサイトセンターを活用する。

サ. 災害協定運用訓練（市、協定締結機関）

災害協定の連絡調整機能を強化し、災害時に有効に機能するための訓練を実施する。

(3) 留意事項

- ア. 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- イ. あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- ウ. 業務（事業）継続計画（B C P）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- エ. 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- オ. 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- カ. 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- キ. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
- ク. 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

6. 人材の育成

【危機管理課、全部局】

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るために、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。市は、府・国と連携して実施する研修等に、市長及び幹部職員は積極的に参加し、市の災害対応能力の向上に努める。

防災教育は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対して実施する。

(1) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の実施
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 災害発生時に講すべき主要な応急対策業務についての具体的な行動手順を示した、災害対応マニュアル等の配布・周知

(2) 教育の内容

- ア. 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ. 非常参集の方法
- ウ. 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ. 過去の主な被害事例
- オ. 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

- カ. 防災関係法令の適用
- キ. 図上訓練の実施
- ク. その他必要な事項

7. 防災に関する調査研究の推進

【危機管理課】

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

8. 広域防災体制の整備

【危機管理課、全部局】

平常時から、大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立ち、府や他市町村との連携、受け入れ等、防災体制の整備を図る。

また、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

[関係応急対策：第3編・第1章・第3節 広域応援等の要請・受け入れ・支援]

9. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

【危機管理課】

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

[関係応急対策：第3編・第1章・第2節 自衛隊の災害派遣]

10. 被災による行政機能の低下等への対策

【危機管理課、全部局】

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れ、必要な体制を整備する。

上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合、府内全域に被害が及び、市の施設（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

（1）業務継続の体制整備

市は、以下の方針に基づくとともに、迅速な災害対応および市民生活に直結する通常業務の継続・復旧に向け、「泉佐野市業務継続計画」に基づき、必要な体制整備を行う。体制整備にあたっては、必要な要員の確保に努めるとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

- ア. 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、泉佐野市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- イ. 市役所の機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ウ. 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保する体制及び首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- エ. 定期的な教育、訓練、点検等の実施を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定等を行う。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画、ICT-BCP]

(2) 被災者支援システムの運用

市は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行が迅速に図られるよう、大阪府防災情報システム（被災者支援システム機能）を運用する。

(3) 応援・受援体制の整備

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について、次のような方針で定める。なお、他の自治体からの応援職員の受け入れについては、別に策定済みの受援計画に従うものとする。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ア. 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

イ. 計画に定める主な内容

(ア) 組織体制の整備

- ・受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、受援を担当する組織及び担当窓口を設置する。情報集約及び全体調整など指揮命令系統を司る受援調整グループを災害対策本部事務局内に設置する。受援調整グループは、本部運営班と人事班により構成する。

外部の応援を受ける各部は受援担当窓口を設け、執務スペースの確保、資器材の準備、業務内容・手順の整理を行い、受援業務の実施体制を整える。

(イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ

- ・災害応急業務の実施にあたって、人的資源が不足する場合は、各担当部局からの報告に基づき、支援要請の必要性を災害対策本部長が判断し、協力自治体に要請する。

(ウ) 人的応援に係る担当部局との調整

- 各部局の受援担当者からの要請をふまえ、人的資源の確保・調整を実施する。人的資源が不足する場合は、調整会議を開催し、外部への応援要請を決定する。

(エ) 災害ボランティアの受け入れ

- 受援調整班は、泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

(オ) 人的支援等の提供の調整

- 外部からの提供可能な人的支援、各部局で不足している人的支援を把握し、必要量を調整の上、適切な配置及び不足分の要請を検討する。

(カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ

- 物資ニーズの集約と物資集積場所への配達指示などを行う食料物資班を設置し、必要物資及び数量を調整する。また、外部からの物資の受入れと避難所への配達を行う物資集積場所の担当者を設置する。

(キ) 人的・物的資源の管理及び活用

- 受援調整グループは、各部局、関係機関等と連携を密に図り、人的・物的資源の管理及び活用に努める。

ウ. 主な受援対象業務

避難者収容

- 避難所の管理運営
- 避難者への情報提供及び相談
- 避難者の健康管理に関すること

物資

- 災害対策用物資及び応急食料の調達に関すること
- 救援物資の收受、配分等に関すること
- 輸送拠点の管理、運営に関すること
- 救援物資等の配達に関すること

住宅・建築

- 被災宅地応急危険度判定の実施に関すること
- 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること
- 応急仮設住宅の建設、管理に関すること

衛生

- ごみの収集、処理に関すること

福祉

- 要配慮支援に関すること

被災者支援

- 家屋被害調査に関すること
- 災証明書等の発行に関すること
- 災害に関する相談こと

ライフライン

- 応急給水の実施に関すること

- ・上下水道施設の災害復旧に関すること
- 災害復旧
 - ・道路、橋梁等の災害復旧に関すること
 - ・河川施設、水路等の災害復旧に関すること

11. 事業者・ボランティアとの連携

【危機管理課、地域共生推進課】

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握するなど、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

〔関係応急対策：第3編・第7章・第6節　自発的支援の受入れ〕

12. 応急危険度判定体制の整備

【都市計画課、建築住宅課】

市及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

〔関係応急対策：第3編・第6章・第2節　民間建築物等応急対策〕

（1）被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備に努めるとともに、府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

（2）被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府と連携、協力し、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努める。その際、地震災害時には災害対策本部を設置する施設や避難所、病院等における応急危険度判定を早期に実施するよう配慮する。

13. 応急仮設住宅等の事前準備

【都市計画課、建築住宅課、道路公園課、教育総務課】

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を事前に選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

〔関係応急対策：第3編・第7章・第4節　住宅の応急確保〕

14. 斜面判定制度の普及啓発

【危機管理課】

市は、府及びN P O法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

15. 罹災証明書の発行体制の整備

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、生活福祉課、広域福祉課、税務課】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

市及び府は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努め、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

[関係復旧対策：第5編・第1章・第2節 被災者の生活保護]

16. 男女共同参画の視点からの被災者のニーズの把握

【人権推進課】

市は、災害時における避難所生活の中で、女性被災者の状況に関する情報収集やニーズ、課題の集約といった男女共同参画の視点に立った被災者への対応、支援、救済を行うため、各避難所を巡回するとともに、女性のための相談窓口を設置する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALETR）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを運用する。

1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備

【危機管理課】

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、府と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。加えて、大規模な停電が発生した際に情報収集を行うため、ライフライン事業者との連絡体制を構築する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

また、全国瞬時警報システム（J-ALETR）と防災行政無線を接続すること、災害情報共有システム（Lアラート）を利用したデータ放送等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

（1）無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- ア. 市防災行政無線の整備充実
- イ. 消防無線の整備充実
- ウ. MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- エ. 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

（2）整備項目

- ア. 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の増強
- イ. 防災相互通信用無線の整備増強
- ウ. 有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備
- エ. 地域防災無線システムの構築
- オ. 無停電電源装置や自家発電機の整備

2. 情報収集伝達体制の強化

【自治振興課、危機管理課】

市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、以下に示す情報収集伝達体制の強化を進める。

ア. 気象観測体制の整備

イ. 被害情報の収集体制の整備

※ケーブルテレビの有線設備が被災した際にもテレビからの情報収集を行うため、テレビの受信用アンテナの設置について検討を行う。

ウ. 伝達窓口の明確化

エ. 伝達手段の多重化・多様化

防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ

オ. 職員の情報分析力の向上

カ. 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するための、最新の情報通信関連技術の導入

なお、避難指示等（避難指示、高齢者等避難）の伝達に関しては「泉佐野市避難情報の判断基準・伝達マニュアル」に従うものとし、要配慮者等避難行動に時間要する者が避難場所等への安全な避難行動を開始できるよう配慮する。

[関係応急対策：第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達]

[関係応急対策：第3編・第2章・第4節 発災直後の情報取集伝達]

3. 災害広報体制の整備

【自治振興課、危機管理課】

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

[関係応急対策：第3編・第2章・第5節 災害広報]

（1）広報体制の整備

ア. 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

イ. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

ウ. 広報文案の事前準備

(ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

(イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(エ) 要配慮者への支援の呼びかけ

(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

- エ. 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保
- オ. ホームページを活用した情報発信（視覚的にわかりやすいホームページへの改善）

(2) 広聴体制の整備

市、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

(3) 停電時の住民への情報提供

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(4) 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(5) 市外に避難する住民への情報提供

市外に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

市及び泉州南消防組合は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努めるものとする。

また、市は、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

[関係応急対策：第3編・第3章・第1節 消火・救助・救急活動]

1. 消防計画の策定

泉州南消防組合は、消防機関が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。

2. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

市及び泉州南消防組合は、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

市は下記により消防水利を確保する。

- ア. 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日 消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。
- イ. 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- ウ. 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。
- エ. 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇の活用、巡視船艇との連携を強化する。

(3) 活動体制の整備

市及び泉州南消防組合は、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 防災対応等の安全確保対策

市は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、市及び泉州南消防組合は協力して組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

イ. 消防施設、装備の強化

消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

ウ. 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度な知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(ア) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等予め定められた操作要領に基づく訓練）
(イ) 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概略的な活動要領を示し行う訓練）

(ウ) 図上訓練（各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練）

(エ) その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

エ. 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ. 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

3. 広域消防応援体制の整備

【危機管理課】

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

4. 連携体制の整備

市及び大阪府その他防災関係機関は、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

また、消防組織法の規定に基づいて消防相互応援協定を締結し、関係市町村と連携して消防力の強化を図る。

＜資料＞資料編：3. 消防関係

第4節 災害時医療体制の整備

(関係機関:自衛隊、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、大阪府泉佐野保健所)

市は、災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（D M A T）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターへリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターへリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（D M A T）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。

[関係応急対策：第3編・第3章・第2節 医療救護活動]

1. 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時においては、大阪府泉佐野保健所内に設置される保健所保健医療調整本部と情報交換し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

（1）現地医療活動（被災地での医療活動）

患者が最初に受ける応急手当あるいは1次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア. 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

（ア）応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所において、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

（イ）医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

イ. 考え方

- (ア) 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。
- (イ) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動（被災を免れた医療機関での医療活動）

救護所では対応できない患者の2次医療から3次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- ア. 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- イ. 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターへリや消防防災へリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- ウ. 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- エ. 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受け入れを行う。

2. 医療情報の収集伝達体制の整備

【危機管理課、健康推進課】

市は、府、医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

- ア. 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- イ. 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも保健医療に関する情報が収集できるよう、医療情報連絡員（関係機関との窓口職員）を指名する。

(3) その他

- ア. 市及び府は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- イ. 医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- ウ. 市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用に向けた入力操作等の周知等を行う。

3. 現地医療体制の整備

【健康推進課】

救護所において応急処置などを実行する現地医療体制を整備する。

(1) 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、主に大規模災害急性期においては災害派遣医療チーム（D M A T）を中心に対応するが、中・長期的には診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

ア. 緊急医療班

被害状況を早期に把握とともに、救護所等で現場救急活動を行うため、災害発生直後は、急性期に活動ができる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）、中長期的には、災害拠点病院等と調整を行い派遣要請された救急医療従事者で医療救護班を構成するものとする。

イ. 診療科別医療班

外科系及び内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

ウ. 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

エ. 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

(2) 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等については、被災状況に応じて、医師会等と協議し決定する。

(3) 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。また、市単独では十分に対応できない規模の災害の場合は、大阪府泉佐野保健所内に設置される保健所保健医療調整本部に医療救護班の派遣調整を要請する。

(4) 救護所の設置

救護所の設置場所・基準、運営方法等は、被災状況に応じて、医師会等と協議し決定する。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4. 後方医療体制の整備

【健康推進課】

市は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため後方医療体制について、府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力するものとする。

(1) 災害医療機関の整備

ア. 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）及び特定診療災害医療センター
府が後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に指定している。

イ. 市災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、りんくう総合医療センターを市災害医療センターとして整備し、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を講ずる。

- (ア) 市域の医師、看護師、助産師、放射線技師等、医療関係資格者のうち、休職中若しくは他の機関の業務に従事している者については、情報等による調査に努め、緊急な場合の応援要請員として、これらの者を逐次登録しておく。
- (イ) 負傷者が極めて多数の場合、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要となるため、泉佐野泉南医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
- (ウ) 大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。

ウ. 災害医療協力病院

災害拠点病院であるりんくう総合医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対策などを盛り込んだ病院災害対応マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5. 医薬品等の確保供給体制の整備

【健康推進課】

市は、府、日本赤十字社大阪府支部及び医療関係機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

- (ア) りんくう総合医療センター他での備蓄
- (イ) 卸業者及び製造業者による流通備蓄
- (ウ) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄
- (エ) 泉佐野薬剤師会による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

6. 患者等搬送体制の確立

【健康推進課】

(1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

7. 個別疾病対策

【健康推進課】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8. 関係機関医療協力体制の確立

【健康推進課】

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

9. 医療関係者に対する訓練等の実施

【健康推進課】

各医療機関は、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同災害医療訓練を実施する。

<資料>

・資料編：6. 医療関係

第5節 緊急輸送体制の整備

(関係機関: 泉佐野警察署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

市及び関係機関は、災害発生時に消火・救助・救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

[関係応急対策: 第3編・第5章・第1節 交通規制、緊急輸送活動]

1. 陸上輸送体制の整備

【危機管理課、道路公園課】

(1) 緊急交通路の選定

府及び市は、泉佐野警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通道路及び地域緊急交通路を選定する。

(2) 地域緊急交通路

市は、広域からの大量輸送が可能な鉄道輸送と、機動力に優れ、きめ細かく各施設への輸送が可能なトラック輸送を結合させ、災害時に迅速で柔軟な輸送体制を確保するため、府が指定する広域緊急交通路と市の主要駅や災害時用臨時ヘリポート、災害医療機関及び避難所などを連絡する道路を指定する。

表 緊急交通路一覧

広域緊急交通路（府選定）	
阪神高速道路	市内全線
阪和自動車道	市内全線
関西空港自動車道	市内全線
国道 26号	市内全線
国道 170号	市内全線
国道 481号	空連道臨海南～上之郷 IC 前
大阪和泉泉南線	市内全線
大阪臨海線	市内全線
地域緊急交通路（市選定）	
泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
堺阪南線	下瓦屋～市境
和歌山貝塚線	市境～国道 481号
佐野山手線	長瀬西～国道 481号
日根野羽倉崎線	国道 481号～泉佐野岩出線
土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線
枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
泉佐野東口線	市内全線
日根野駅前線	JR 日根野駅前～大阪和泉泉南線
大阪和泉泉南線	土丸栄線～日根野駅前
泉佐野熊取線	国道 26号～蓮池
新家田尻線〔櫻井南部公園線（予）〕	国道 26号～市境（櫻井川）

定)】	
泉佐野土丸線（予定）	大阪臨海線～泉佐野岩出線
熊取駅西線	熊取駅～熊取駅西1号線
熊取駅西1号線	大阪和泉泉南線～蓮池
(仮称)京奈和閑空連絡道路（予定）	上之郷IC～紀の川IC

※緊急交通路位置図（資料編：8-3）

（3）緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

（4）災害時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

（5）緊急交通路の周知

市及び道路管理者等は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民に対して緊急交通路の周知に努める。

（6）重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

2. 航空輸送体制の整備

【危機管理課、道路公園課、青少年課】

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物質等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。選定した災害時用臨時ヘリポートについては府に報告する。

（1）災害時用臨時ヘリポートの選定

災害時用臨時ヘリポートの選定は、学校の運動場、公共のグランド、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

- ア. 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）。
- イ. 地面斜度が6度以内であること。
- ウ. 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ. 離着陸時に支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ. 車両等の進入路があること。
- カ. 離着陸のため必要最小限の地積が確保できること。

[必要最小限の地積]

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

表 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 175×70m
稻倉池グラウンド	日根野 5560-172	生活産業部 環境衛生課	469-1106	土俵面 81×70m
泉佐野南部公園	南中樺井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

(2) 災害時用臨時ヘリポートの報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は略図を添付のうえ、府に次の事項を報告する。

- ア. ヘリポート番号
- イ. 所在地及び名称
- ウ. 施設等の管理者及び電話番号
- エ. 発着場面積
- オ. 付近の障害物の状況
- カ. 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

また、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備を進める。

3. 水上輸送体制の整備

【危機管理課、農林水産課】

大量の物質、人員の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、岸壁の耐震化及び災害時の物流拠点としての必要な施設の整備に努める。

4. 輸送手段の確保体制

【危機管理課、総務課】

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。

(1) 車両などの把握

市は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（泉佐野警察署）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済書の交付を受けておく。

(2) 調達体制の整備

市は、輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努める。

5. 交通規制・管理体制の整備

【危機管理課、道路公園課】

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

<資料>

- ・資料編：8-1 公用車台数
- ・資料編：8-2 緊急通行車両事前届出書等
- ・資料編：8-3 緊急交通路一覧・位置図
- ・資料編：8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表・位置図

- ・資料編：4－5 現有公共岸壁一覧・位置図

第6節 避難受入れ体制の整備

(関係機関:町会・自治会、自主防災組織)

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。また、要配慮者及び男女のニーズの違い等に配慮した避難受入れ環境整備の充実が図られるよう努める。

さらに、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

1. 指定緊急避難場所、指定避難所の定義

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象*の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。市では、これまでの一時避難場所、広域避難場所を指定している。

*異常な現象：洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫

ア. 一時避難場所

一時避難場所は、大きな災害の発生時において、災害から身を守るために一時的に避難する場所をいう。市では、公園やグラウンド等を一時避難場所に位置付けており、住民が広域避難場所、又は避難所へ移動する中継地点となる場所である。

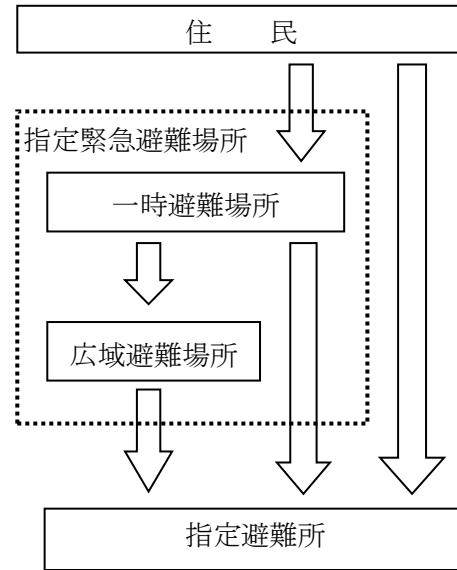
イ. 広域避難場所

広域避難場所は、大きな災害の発生時に、大人數が避難するために市が指定した場所をいう。大地震などでは延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために十分な広さを有するオープンスペースを指定している。

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不適当な場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底することに努める。



2. 指定緊急避難場所、避難路の指定

【危機管理課、道路公園課、教育総務課】

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 火災時の避難場所及び避難路の指定（資料編：9-1）

ア. 一時避難場所

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね 1ha 以上の場所を一時避難場所として指定する。

イ. 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

(ア) 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね 10ha 以上の空地

ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

(イ) 想定される避難者 1 人当たりおおむね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること。

（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者 1 人当たりおおむね 2 m²以上の避難有効面積を確保できること）

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア)又は(イ)に該当するものを除く。）。

ウ. 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

(ア) 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）及び 10m 以上の緑道

(イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(ア)に該当するものを除く。）。

なお、緊急交通路と重複する路線については、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

(2) 火災時以外の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

ア. 避難場所

避難者1人当たりおおむね1m²以上を確保できる安全な空地

イ. 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

避難場所・避難路の指定にあたり、市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(3) 津波避難ビルの指定等

市は、津波が到達するおそれのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、津波避難ビルの指定等、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

3. 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上

【危機管理課、教育総務課、都市計画課、道路公園課】

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難場所

- ア. 避難場所標識等による住民への周知
- イ. 周辺の緑化の促進
- ウ. 複数の進入口の整備

(2) 広域避難場所

- ア. 避難場所標識の設置
- イ. 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ウ. 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- エ. 複数の進入口の整備

(3) 避難路

- ア. 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ. 落下・倒壊物対策の推進
- ウ. 誘導標識、誘導灯の設置

エ. 段差解消、誘導ブロックの設置等

4. 指定避難所の指定、整備

【危機管理課、教育総務課、人権推進課、スポーツ推進課、地域共生推進課、広域福祉課、青少年課、生涯学習課】

市は、施設管理者と協力し、家屋の滅失、損壊、浸水、流失、放射能物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所の指定（資料編：9-2）

指定避難所は、自治会、町内会等の地域に応じた指定を行い、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア. 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、想定される災害の危険性が低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- イ. 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ. 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ. 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と関係部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努め

るものとする。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- オ. 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- カ. 市は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- ア. 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- イ. 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- ウ. 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- エ. 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

(3) 避難所の運営管理体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、運営管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練

等を通じて住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

- ア. 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ. 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ. 災害対策本部との連絡体制
- エ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）、施設管理者との協力体制

（4）避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5. 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

(1) 避難情報の判断基準・伝達マニュアルの作成

- ア. 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。
- イ. 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- ウ. 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- エ. 市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。
- オ. 府は、市がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

(2) 住民への周知・意識啓発

- ア. 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- イ. 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

6. 避難誘導体制の整備

【危機管理課、教育総務課、学校教育課、介護保険課、健康推進課、地域共生推進課、広域福祉課、子育て支援課】

[関係応急対策：第3編・第4章・第1節 避難誘導]

(1) 市

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災ハザードマップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための誘導体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

7. 広域避難体制の整備

【危機管理課】

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

[関係応急対策：第3編・第4章・第4節 広域一時滞在]

第7節 緊急物資確保体制の整備

(関係機関:大阪広域水道企業団)

市及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備するものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

市民・事業所は、災害発生直後に必要な飲料水、食料、生活必需品の確保を自ら図っておく。

[関係応急対策: 第3編・第7章・第3節 被災者の生活保護]

1. 給水体制の整備

【経営総務課、水道工務課】

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備(貯留施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等)
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ボトル水・リュック式給水袋の備蓄、指定避難所となっている各学校において、学校プールの整備にあわせて、貯水を飲料・生活用水として活用できるよう浄水型プールを設置
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府と相互に協力して大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

2. 食料・生活必需品の確保

【危機管理課、総務課、国保年金課、地域共生推進課】

市は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

さらに、市で行う備蓄については限度があることから、災害時に速やかに物資が調達できるよう、食糧、燃料等、物資の供給協力に関する協定を整備する等、不足分に対しても早急に確保できる体制を確保するよう努める。

(1) 重要物資の備蓄

災害発生直後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定の避難所生活者数に基づき算出された備蓄目標量の確保に努める。数量算出では、直下型地震（中央構造線断層帯地震）の場合に1日分、南海トラフ巨大地震の場合に3日分の備蓄が必要であると考え算出を行い、数量が多くなる方を備蓄必要数量とする。

ア. 食糧

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

イ. 高齢者用食

市及び府は、高齢者の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

ウ. 育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）

市及び府は、乳児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

エ. ほ乳瓶

市は、乳児の避難所生活者数（直下型地震）の必要分を備蓄する。府は、予備分を備蓄する。

オ. 毛布（保温用資材）

市及び府は、避難所生活者数（直下型地震）1人あたりに2枚を分担して備蓄する。

使用した毛布については、クリーニングし、圧縮パック処理を施した上で、可能な限り備蓄品として活用する。

カ. 乳児・小児用おむつ

市及び府は、乳児及び小児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

キ. 大人用おむつ

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

ク. 生理用品

市及び府は、女性の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

ケ. 簡易トイレ

避難所生活者数（直下型地震）100人に1基の備蓄を、市はボックス型（便器型等）、府は調達含め組立て式で分担して備蓄する。

コ. トイレットペーパー

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

サ. マスク

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

（2）その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア. 精米、即席麺などの主食

イ. ボトル水、缶詰水等の飲料水

ウ. 野菜、漬物、菓子類などの副食

- エ. 被服(肌着等)
- オ. 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- カ. 光熱用品(簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- キ. 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- ク. 医薬品等(常備薬、救急セット、マスク、消毒液)
- ケ. ブルーシート、土のう袋
- コ. 仮設風呂・仮設シャワー
- サ. 簡易ベッド、間仕切り等
- シ. 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器、おむつ(乳児・大人用)等)
- ス. 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- ア. できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ. 備蓄物資の点検及び更新
- ウ. 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ. 供給体制の整備(共同備蓄や相互融通含む)
- オ. 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備
- カ. 市内業者との災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定に基づく確保
- キ. 燃料販売業者との災害時における燃料(軽油・ガソリン等)の供給協力に関する協定に基づく確保

<資料>

- ・資料編：10. 飲料水・食糧・生活必需品関係

第8節 ライフライン確保体制の整備

(関係機関: 大阪広域水道企業団、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社)

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

[関係応急対策: 第3編・第6章・第3節 ライフライン・放送の確保]

1. 上水道・工業用水道

【経営総務課、水道工務課】

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備(水道情報通信ネットワーク)の整備により、情報連絡体制を強化する。
- イ. 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ. 関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ. 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ. 管路図等の管理体制を整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

上水道においては、震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市は互いに協力して大阪府水道震災対策中央本部組織を整備する。

2. 下水道

【経営総務課、下水道整備課】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。

3. 電力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- イ. 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- ウ. 対策要員の動員体制を整備する。
- エ. 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- オ. 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- カ. 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を図る。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- イ. 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ウ. 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- オ. 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- ア. 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- イ. 応急復旧技能の維持するために設備復旧訓練を実施する。
- ウ. 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

- ア. 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「防災業務計画」（電力広域的運営推進機関）に基づき整備している。
- イ. 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

4. ガス

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ. 緊急時ガス供給停止システムの強化を図る。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感じると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ. 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ. 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ. 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ. ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ. 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ク. 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- ケ. 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - (ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - (イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ. 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ. 消火・防火設備の整備充実に努める。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- オ. 適切な導管材料の備蓄に努める。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5. 電気通信

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努め、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- イ. 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ウ. 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- エ. 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- オ. 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(3) 防災訓練の実施

- ア. 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - (ア) 災害予報及び警報の伝達
 - (イ) 非常招集
 - (ウ) 災害時における通信疎通確保
 - (エ) 各種災害対策機器の操作
 - (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
 - (カ) 消防及び水防
 - (キ) 避難及び救護
- イ. 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協

力する。

(4) 協力応援体制の整備

ア. 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ. グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6. 市民への広報

【経営総務課、水道工務課、下水道整備課】

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時ににおける注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自肃並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等について広報する。

7. 倒木等への対策

市と電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

なお、市と電気事業者は「災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書」に基づき、緊急車両や工事車両等の通行の妨げとなる倒木等の移動その他必要な措置を実施する。

第9節 交通確保体制の整備

(関係機関:西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、南海電気
鉄道株式会社、大阪国道事務所)

道路、鉄軌道の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努めるものとする。

[関係応急対策: 第3編・第5章・第2節 交通の維持復旧]

1. 道路施設

【道路公園課】

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

2. 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、泉佐野市社会福祉協議会、町会・自治会、自主防災組織)

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものはか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

[関係応急対策：第3編・第4章・第3節 避難行動要支援者への支援]

1. 避難行動要支援者支援プランの作成 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課】

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」の全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

（1）避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、泉州南消防組合、消防団、民生委員児童委員、地区福祉委員会、市社会福祉協議会、自主防災組織に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件とする。

- ア. 身体障害者手帳1級または2級を所持する者（児）
- イ. 療育手帳Aを所持する者（児）
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者（児）
- エ. 概ね65歳以上の一人暮らしの者で、かつ、災害時の自力避難に不安を抱く者
- オ. 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5の認定を受けた者
- カ. 生命維持に必要な医療的ケアが必要な者（児）（自力での避難が困難、病院での処置を要

する、人工呼吸器等利用のための電源が必要な場合等)

キ. 前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者（児）

（3）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報を適切な管理に努める。また、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

（4）名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。

（5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

- ア. 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ. 地域の自主防災組織等に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ. 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ. 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
- オ. 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ. 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ. 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク. 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（6）円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ア. 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- イ. 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ. 高齢者や障害者に合った、必要な情報を提供する。
- エ. 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを

活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

- オ. 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(8) 個別避難計画の作成

- ア. 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- イ. 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- ウ. 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- エ. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- オ. 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2. 避難行動要支援者の情報把握

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課】

防災担当部門や福祉担当部門、保健衛生担当部門をはじめとする関係部署や民生委員児童委員、市社会福祉協議会、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

3. 支援体制の整備

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、市社会福祉協議会、町会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、

社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

4. 福祉避難所における体制整備

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。

5. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・保健衛生担当部門や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

6. 訓練の実施

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、市社会福祉協議会、町会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉施設・福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

7. 外国人に対する支援体制整備

(1) 関係機関との連携

市は、府、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、府は災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(2) 情報発信等による支援

ア. 市内在住の外国人に対する支援

- ・市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- ・市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

イ. 来阪外国人旅行者に対する支援

- ・市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- ・市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ・市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供（ＱＲコードを活用した情報提供システムなど）の充実に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

ウ. 避難所における支援

- ・市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

8. その他の要配慮者に対する配慮

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

(関係機関:関西広域連合、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

市の市街地では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

また、帰宅困難者が一斉に徒步帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

市は、国や府、関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒步帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒步帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

1. 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

【危機管理課、まちの活性課】

災害発生後、従業員や観光客等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

2. 駅周辺における滞留者の対策

【危機管理課、まちの活性課】

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客

等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

3. 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発 【危機管理課、まちの活性課、道路公園課】

市は、府や関西広域連合と連携して、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

4. 代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等） 【危機管理課、まちの活性課、道路公園課】

市は、府や関西広域連合と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

5. 徒歩帰宅者への支援

【危機管理課、まちの活性課】

市は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

なお、府では、給油取扱所（大阪府石油商業組合）、及び、コンビニエンスストア・外食事業者（関西広域機構と協定を締結し支援可能とされた店舗）と、次に示す協定を進めていることから、市は、府及びこれら民間事業者等と連携し、帰宅困難者の支援に努める。

（1）給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- ア. 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

（2）コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- ア. 水道水、トイレ等の提供
- イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国、府、近隣市町村等とも連携しながら進める。

■ 第2編 災害予防対策 ■
第1章 防災体制の整備

第2章 地域防災力の向上

第2章 地域防災力の向上

《内容》市の外部（市民、自治会、企業等）における予防対策

第1節 防災意識の高揚

第2節 自主防災体制の整備

第3節 ボランティアの活動環境の整備

第4節 企業防災の促進

第5節 防災営農計画

第1節 防災意識の高揚

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

市及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1. 防災知識の普及啓発等

【危機管理課】

市は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

（1）普及啓発の内容

ア. 災害等の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
 - (イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
 - (ウ) 地域の地形、危険場所
 - (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
 - (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること
 - (カ) 地域社会への貢献
 - (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識
 - (ク) 放射性物質及び放射線の特性に関すること

(ヶ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

イ. 災害への備え

- (ア) 1週間分以上の飲料水、食糧及び携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点から家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡体制等（連絡方法やルールの取り決め等）の確認
- (キ) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練への参加
- (ク) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ケ) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

ウ. 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 避難行動要支援者への支援
- (ク) 初期消火、救出救護活動
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があつた場合の協力
- (セ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

(2) 普及啓発の方法

ア. パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙(誌)及びテレビ、ラジオなどマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

イ. 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ. 防災学習施設の活用

市民が、防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、下記に示すような疑似体験施設等を備えた防災学習施設の紹介等を行う。

- ・大阪市立阿倍野防災センター〔大阪市阿倍野区〕
- ・稻むらの火の館（津波防災教育センター）〔和歌山県広川町〕
- ・人と防災未来センター〔兵庫県神戸市〕
- ・北淡震災記念公園〔兵庫県淡路市〕

2. 学校における防災教育

【学校教育課】

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア. 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ. 防災情報の正しい知識
- ウ. 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ. 災害についての知識
- オ. ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア. 防災週間等を利用した訓練の実施

- イ. 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ. 特別活動を利用した教育の推進
- エ. 防災教育啓発施設の利用
- オ. 防災関係機関との連携
- カ. 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ. 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

(7) 消防団等による防災教育

市は、消防団や泉州南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

3. 災害教訓の伝承

【危機管理課】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、町会・自治会、自主防災組織)

市及び関係機関は、地域の住民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努めるものとする。

1. 地区防災計画の策定等

【危機管理課】

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一緒にとなって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市に対し、当該地区的実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

2. 自主防災組織の育成

【危機管理課】

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等これらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

(1) 活動内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)
- (イ) 災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や埠の耐震診断など)
- (ウ) 災害発生への備え(避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)
- (エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)
- (オ) 復旧・復興に関する知識の習得

イ. 災害時の活動

- (ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など)
- (イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- (ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)
- (エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など)
- (オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ア. 自主防災組織の必要性の啓発
- イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ. 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ. 防災訓練の実施
- キ. 女性の自主防災組織への参画促進

(3) 各種組織の活用

幼年消防クラブ、少年消防クラブなどの組織に対する防災・防火に関する意識の啓発のほか、町会・自治会(自主防災組織を含む)等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3. 事業者による自主防災体制の整備

【危機管理課、まちの活性課】

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

(1) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (ウ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、非難方法等の確認など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (オ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、町会・自治会（自主防災組織を含む）との協力）
- (カ) 事業継続計画（B C P）の策定

イ. 災害時の活動

- (ア) 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

(2) 啓発の方法

事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア. 広報紙（誌）などを活用した啓発
- イ. 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- エ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

4. 救助活動の支援

【危機管理課】

市、泉佐野警察及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備に努める。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

(関係機関: 泉佐野市社会福祉協議会)

大規模な災害の発生時には、ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を必要とし、国内外から多くの支援申し入れが予想される。

また、ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、府、泉佐野市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

[関係応急対策：第3編・第7章・第6節 自発的支援の受入れ]

1. 基本的な考え方

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がなければ効果的な活動が期待できない。災害時のボランティア活動が有効かつ機能的に發揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) 市は、一般ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の決定については泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの自主性を尊重する。
- (3) 市は、一般ボランティアについては泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

2. 平常時の連携

【危機管理課、地域共生推進課、人事課】

- (1) 災害時に迅速に、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から泉佐野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、「泉佐野市草の根防災訓練」等を通じ、ボランティア活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。
- (2) 災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。

- ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- イ. 住民組織
- ウ. 他のボランティア組織（市外）
- エ. 企業労働団体

才、学校

力、一般ボランティア

- (3) 災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。
- (4) 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の促進を行う。
- (5) 各機関が相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (6) 市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。
- (7) 市及び府は、N P O ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

3. ボランティア活動への支援

【危機管理課、地域共生推進課、人事課】

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンター等について、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに情報提供や活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるようあらかじめ計画する。

第4節 企業防災の促進

(関係機関: 泉佐野商工会議所)

【危機管理課、まちの活性課】

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1. 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものではなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- ア. 防災体制の整備
- イ. 従業員の安否確認体制の整備
- ウ. 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ. 防災訓練
- オ. 事業所の耐震化・耐浪化
- カ. 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ. 予想被害からの復旧計画の策定
- ク. 各計画の点検・見直し
- ケ. 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ. 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

- ア. 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- イ. 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

- ウ. 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- エ. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2. 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

3. 府及び市町村

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（B C P）の策定、事業継続マネジメント（B C M）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、泉佐野商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（B C M）

B C P策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

(引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより)

第5節 防災営農計画

(関係機関:大阪泉州農業協同組合)

市及び関係機関は、各種の災害から農畜産物の被害を未然に防止し、又は最小限にくいとめるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講ずるものとする。

1. 防災営農指導体制の確立

【農林水産課】

市及び大阪泉州農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

2. 防災営農技術の普及

【農林水産課】

市は、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

3. 家畜伝染病の予防

【農林水産課】

市は、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府家畜保健衛生所の協力を得て、注射、消毒等の指導を行う。

第3章 災害予防対策の推進

第3章 災害予防対策の推進

《内容》ハード対策を中心とした災害別（地震、津波、水害、土砂灾害、危険物、火災等）の予防対策

第1節 都市防災機能の強化

第2節 地震災害予防対策の推進

第3節 津波災害予防対策の推進

第4節 水害予防対策の推進

第5節 土砂災害予防対策の推進

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第7節 火災予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

(関係機関:大阪広域水道企業団、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉州南消防組合)

市及び関係機関は、建築物の不燃化、防災空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境の整備並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の活用を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

また、市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

1. 防災空間の整備

【都市計画課、道路公園課、農林水産課】

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考に、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。

ア. 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

現在、末広公園（8.9ha）を広域避難場所として指定している。

イ. 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

ウ. その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

エ. 整備目標

都市公園の整備目標については、次に掲げる都市公園等整備長期目標（泉佐野市緑の基本計画 平成21年3月）を満たすよう公園・緑地の整備を図る。

(ア) 住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等） $1.3\text{ m}^2/\text{人}$

(イ) 都市全体として整備すべき都市基幹公園（総合公園等） $0.9\text{ m}^2/\text{人}$

(2) 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地・林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

(3) 道路・緑道の整備

ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

イ. 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道の整備に努める。

ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

エ. 市街地緑化の推進機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全に努める。

2. 老朽木造住宅密集市街地の整備推進

【都市計画課】

旧市街地の老朽木造住宅等が密集している地区については、すでに形成されているコミュニティを活かしつつ、防災性、住環境、歴史的環境等の向上を図るため、総合的かつ計画的な整備を検討し、災害に強く住みやすいまちづくりをめざす。

また、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けられている泉佐野駅周辺の「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。

ひいては、これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

(1) まちの防災性の向上

ア. 建物の不燃化の促進

・老朽建築物の除却及び建替えの促進

・防火規制の強化

- イ. 燃え広がらないまちの形成
 - ・延焼遮断帯の整備推進
 - ・延焼危険性を効果的に低減する地区内道路等の重点整備及び老朽建築物の重点除却
- ウ. 避難しやすいまちの形成
 - ・避難路等の整備推進
 - ・公園、防災空地等の整備推進

(2) 地域防災力のさらなる向上

- ・まちの危険性の一層の「見える化」
- ・地域特性に応じた防災活動への支援強化
- ・多様な主体と連携した防災啓発の推進

(3) 地域防災力の向上

- ・まちの将来像の検討・提示
- ・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進
- ・民間主体による建替え等が進む環境の整備
- ・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出

3. 建築物の安全性に関する指導等

【都市計画課】

建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言に努めるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」(府建築基準法施行条例第3条) の指定による、建築物の構造の構造制限等
- (2) 定期報告制度(建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告) 及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 液状化対策の啓発

市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4. 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

5. 文化財

【教育総務課、生涯学習課】

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。(資料編: 3-5)

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア. 初期消火と自衛組織の確立
 - イ. 関係機関との連携
 - ウ. 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア. 消防用設備等の設置促進
 - イ. 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

6. ライフライン災害予防対策

【経営総務課、下水道整備課、水道工務課、道路公園課】

地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めものとする。

(1) 上水道

災害による断水、減水を防止するため、水道施設設備の強化と保全に努める。

- ア. 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ. 重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、重要管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性能継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
- ウ. 管路の多重化(連絡管等の整備)による補完機能強化に努める。
- エ. 常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- オ. 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等の計画的な推進に努める。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- ア. 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ. 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。
- ウ. 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- エ. 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、把握に努める。

(3) 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備について検討する。

- ア. 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - (ア) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - (イ) 電線共同溝(CCBOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

イ. 共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成に努める観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7. 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

【環境衛生課】

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

(1) し尿処理

- ア. し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- イ. 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- ウ. 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- エ. 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- オ. し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- カ. 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

(2) ごみ処理

- ア. ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- イ. 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- ウ. 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- エ. あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- オ. ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

(3) 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

- ア. 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、あらかじめ災害廃棄物の仮置場の候補地や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺自治体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- イ. 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング

グ体制を整備しておく。

- ウ. 災害廃棄物対策に関わる広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。土木事業者等との協力体制を構築するため、協定の締結に向けた検討を行う。
- エ. 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- オ. 災害時の廃棄物の集積場所を適切に管理するため、管理者を配置し、集積方法や災害廃棄物以外の投棄禁止等を周知・啓発する。
- カ. 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

＜資料＞

- ・資料編：11-2 ごみ一時保管場所候補地

第2節 地震災害予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪国道事務所、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、岸和田海上保安署、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社))

1. 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

【全部局】

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、各関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。このため、府では大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）が策定された。

よって、市では、新・大阪府地震防災アクションプランに従い、府との連携の下、より一層の地震防災対策を推進するものとする。

2. 住宅・建築物の耐震・耐火対策の促進 【建築住宅課、都市計画課、施設管理担当課】

府、市をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」、「泉佐野市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策を適切に実施する。さらに、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震・耐火対策に努める。

市は、「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」を踏まえ、耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

（1）公共建築物

- ア. 市は、「泉佐野市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- イ. 市及び府は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。
- ウ. 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（2）民間建築物

- ア. 市及び府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。
- イ. 府は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者

が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

- ウ. 市及び府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

3. 土木構造物の耐震対策の推進

【道路公園課、農林水産課】

市及び関係機関が管理する構造物について、次の方針で耐震対策に努める。

(1) 基本的考え方

- ア. 施設構造物の耐震対策にあたっては、
(ア) 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
(イ) 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- イ. 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、「防災アセスメント」等の結果から得られる市域の地域的特性や地盤特性や施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。
- ウ. 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。
- エ. 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。
- オ. 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 鉄軌道施設

鉄軌道施設の管理者は、高架橋、駅舎等の耐震対策を実施する。

(3) 道路施設

道路施設の管理者は、耐震点検に基づき道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。
特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策の推進を図る。

(4) 河川施設

河川堤防及び河川構造物の施設管理者は、耐震点検に基づき耐震対策等の推進を図る。

(5) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設、砂防えん堤及び地すべり防止施設などについては、耐震対策の推進を図る。

(6) 農業用施設

ア. 耐震性調査・診断

市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

イ. 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

(7) 港湾、漁港、海岸保全施設

市は、府が行う港湾、漁港及び海岸堤防の岸壁等の耐震対策の推進に協力する。

国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓閉等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。

(8) 空港、航空保安施設

空港、航空保安施設の管理者は、空港、航空保安施設の耐震対策を実施する。

4. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【危機管理課、道路公園課、農林水産課、地域共生推進課、教育総務課、都市計画課、上下水道局】

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

(1) 対象地区

市全体

(2) 計画期間

平成28年度を初年度とする五箇年

(3) 計画対象事業

ア. 避難場所

イ. 避難路

ウ. 消防用施設

エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ. 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ. 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ケ. 市立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ. キ～ケまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- サ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- シ. 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ス. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- セ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な貯水槽、水泳プール、その他の施設又は設備
- タ. 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ. 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ツ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- テ. ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3節 津波災害予防対策の推進

(関係機関: 大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

1. ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

【危機管理課、経営総務課、道路公園課、農林水産課、下水道整備課】

(1) 推進計画の作成等

ア. 市

国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下、推進計画)を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

イ. 水防関係機関

市、府をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について津波対策マニュアルを定め、活用するものとする。

ウ. 道路管理者

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

エ. 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備や補強、点検等の方針、計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

2. 津波から「逃げる」ための総合的な対策

【危機管理課、学校教育課、都市計画課】

市は、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一貫的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

(1) 津波に対する知識の普及・啓発

ア. 津波に対する基本的事項

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- (イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関するこ
- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- (エ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- (オ) 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- (カ) 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があるこ
- (キ) 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- (ク) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関するこ
- (ケ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

イ. 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は市全体で行われる必要がある。

[関係予防対策：第2編・第2章・第1節 2. 学校における防災教育]

ウ. 住民等への普及・啓発

- (ア) 府の津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- (イ) 市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- (ウ) 市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。
- (エ) 市民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

[関係予防対策：第2編・第2章・第1節 1. 防災知識の普及啓発]

エ. 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

(2) 津波避難誘導

ア. 津波避難等マニュアル及び作成ガイドラインの策定

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。

イ. 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

(3) 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府、近隣市町村、防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

[内容]

- ア. 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- イ. 参集訓練及び本部運営訓練
- ウ. 水門等の操作訓練
- エ. 救出・救助訓練
- オ. 医療救護訓練
- カ. 住民参加による実働型の避難訓練

[関係予防対策：第2編・第1章・第1節 5. 防災訓練の実施]

(4) 避難関連施設の整備

市は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

[関係予防対策：第2編・第1章・第6節 2. 避難場所、避難路の指定]

ア. 避難場所の整備

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所

と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

イ. 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1m²の確保に努める。

今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める推移（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

ウ. 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

（5）津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第4節 水害予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、大阪港湾局、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

市及び関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

1. 洪水対策

【下水道整備課、農林水産課】

本市の河川は、佐野川、見出川、櫻井川等の府管理河川、市管理河川、公共下水道、その他灌漑用水路からなっている。

(1) 大阪府知事管理河川の改修（佐野川・見出川・櫻井川等）

- ア. 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- イ. 長期的目標として1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- ウ. 今後20~30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合せる。
- エ. 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

(2) 市管理河川

市管理河川は、自然護岸である。

なお、河川の改修事業は徐々に進みつつあるが、宅地開発等による降雨時の河川の出水量の増加又は流域内資産の増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、今後も灌漑排水事業の推進、河積の拡大、流路の整正、堤防の修築を行って洪水による被害を防止する。

(3) 側溝、水路

側溝、水路の整備を進め、雨水の排水を良くし、浸水を未然に防止する。また、清掃を行い、排水に万全を期する。

(4) 公共下水道（雨水）

日常の排水は勿論、豪雨時における浸水を防止するためにも、また大阪湾の水質汚濁防止の面から、府は南大阪湾岸流域下水道事業を実施中であり、本市も昭和61年度から公共下水道事業に着手している。（資料編：4-4）

(5) ため池改修補強対策

ため池は本市域に84箇所（内52箇所は要水防ため池）（資料編：4-2）あって、各土地改良区がその維持管理に当たっており、市は平常時よりこれらの施設の適切な管理指導を行っている。また、ため池管理者が異常な状態を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡をとるものとする。地震における堤防決壊による被害を予防するために、市は現地調査のうえ改修計画を検討し、決壊時の被害が甚大で特に緊急を要するもの、老朽しているものについて順次改修を進めていく。

また、ハザードマップの作成による防災意識の向上と、情報伝達・連絡体制整備を進める。

2. 高潮対策

【経営総務課、下水道整備課】

異常潮位、台風等による高潮災害を防止し、人命、財産を守るために、防潮堤の整備、防潮扉等の操作、情報連絡体制の確立について次のとおり実施する。

(1) 防潮堤の整備

本市の海岸線（資料編：4-1）については、府において、伊勢湾台風級の超大型台風にも耐え得るよう海岸線について防潮堤を完成した。

(2) 防潮扉等の点検、操作

市内海岸線の河口などには防潮扉等が設置されており（資料編：4-1）、異常潮位、高潮等から臨海地域住民の生命、財産を守るために、これら防潮扉等の開閉操作を行う。

災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、府は常時管理員を置き毎月3回の点検操作の実施とその結果報告を義務づけており、異常があれば府に連絡して修理する。特に、台風シーズンに備え、年1回、府、市で総合的な点検、整備を実施する。

(3) 情報連絡体制の確立

災害発生予想時における防潮扉等の操作は、府、市、泉州南消防組合の3者が相互に連絡を取り行う。

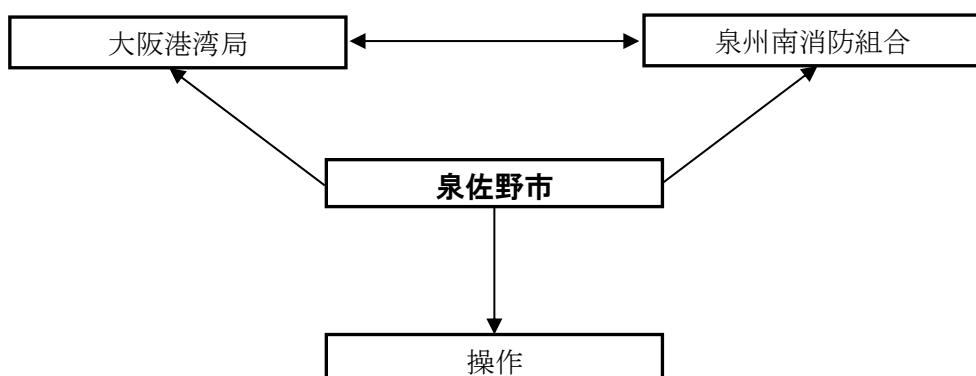


図 災害発生予想時における防潮扉等の操作に関する連絡体制

(4) 警戒避難体制の確立

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また市は、港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

3. 水害減災対策

【危機管理課】

洪水や雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水

位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

(1) 避難判断水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水位情報周知河川に指定した見出川、佐野川、樅井川において、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、大阪湾沿岸で潮位が高潮特別警戒水位に到達、あるいは実際に氾濫が発生したときは、高潮氾濫発生情報の発表を行い、水防管理者等に周知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水防警報河川に指定した見出川、佐野川、樅井川において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合、海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、海岸水防警報の発表を行う。

(3) 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した見出川、佐野川、樅井川においては、その水位の状況の公表を行う。

(4) 浸水想定区域の指定・公表

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、浸水想定区域の公表を受けて、作成した河川のハザードマップを市民に周知するとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、避難施設や避難方法等についての出前講座や啓発を行い、水害予防対策を推進する。

(5) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア. 市は、泉佐野市地域防災計画において、浸水想定区域を指定した見出川、佐野川、櫻井川及び、今後指定する区域について、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

(ア) 避難判断水位への到達情報の伝達方法

(イ) 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 以下の施設の名称及び所在地

- ・浸水想定区域内の地下道等で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
- ・主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの
- ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）

(エ) 名称及び所在地を定めた上記の施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法

イ. 上記ア. によりその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、次の措置を講じるよう努める。

(ア) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

- (イ) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。
- (ウ) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ. 府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（7）洪水リスクの開示

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

市及び府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（8）防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災

訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

[関係予防対策：第2編・第1章・第1節 5. 防災訓練の実施]

(9) 水防と河川管理等の連携

市及び府は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「泉州地域防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(10) 水防活動の強化

市は、消防団の災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(11) ため池の治水活用

台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

4. 下水道の整備

【経営総務課、下水道整備課】

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

5. ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

【農林水産課】

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

(1) ため池防災対策

- ア. 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- イ. 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- ウ. 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

(2) ため池の減災対策

ア. 耐震性の調査・診断

想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

イ. 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

<資料>

- ・資料編：4. 水防関係

第5節 土砂災害予防対策の推進

(関係機関:泉州農と緑の総合事務所、泉佐野市林業振興協議会、自主防災組織)

市及び関係機関は、がけ崩れ、地すべり、土石流等による災害の発生が予想される危険箇所について、実態を調査把握し、予防措置の指導、崩壊防止工事の実施及び情報連絡体制の確立などの各種の予防対策を定め、当該区域住民の安全を確保するものとする。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

1. 土砂災害警戒区域等における防災対策

【危機管理課、農林水産課】

土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」(砂防法第2条)を指定する。

府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

市は、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について把握し、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

本市にある土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。(資料編: 1-7)

表 土砂災害警戒区域等の箇所数

	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	71 箇所	71 箇所
土石流	31 箇所	25 箇所
地すべり	1 箇所	

<警戒避難体制等>

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項(避難場所、避難経路等)を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、府の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

また、警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事

項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

＜建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進＞

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

＜土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知＞

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2. 土石流対策

【危機管理課、農林水産課】

（1）土石流危険渓流の箇所

「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案） 平成11年4月」に基づく調査により、土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家に被害が生じるおそれがある渓流又は、5戸未満でも公共的施設に危害が生じるおそれのある渓流「土石流危険渓流（I）」は本市において9渓流ある。同じく人家戸数が1～5戸未満の渓流「土石流危険渓流（II）」は4渓流ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる渓流「土石流危険渓流（III）」は9渓流ある。（資料編：1-7）

（2）防災体制の整備

土石流対策については、府、市等各関係機関は日常的に観測、調査等を行い、危険性があるかを的確に把握し、その資料を整理しておくとともに、特に危険区域については広範囲にわたるため、地域住民の協力が必要であり今後自主防災組織の育成に努め、また、危険渓流については表示板を設置するとともに、特に降雨には注意し土砂災害警戒情報が発令された場合等は付近の住民に周知するものとする。

（3）警戒避難体制の整備

市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

3. 地すべり対策

【危機管理課、農林水産課】

(1) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生した、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

本市にある地すべり防止区域は1箇所、地すべり危険箇所は3箇所である。(資料編：1-7)

(2) 防災体制の整備

地すべり対策については日常的な観測が必要なため、市、府、地域住民等との協力を密にし、特に地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置として観測、パトロールの実施体制を整えるとともに情報連絡体制の確立を図るものとする。

(3) 警戒避難体制の整備

市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

4. 急傾斜地崩壊対策

【危機管理課、農林水産課】

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の箇所

「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 平成11年11月」に基づく調査により、急傾斜地の高さが5m以上、傾斜度が30°以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても公共的施設に危害が生じるおそれのある土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（I）といい、市内に17箇所ある。同じく1～5戸未満の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（II）といい、市内に3箇所ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域を急傾斜地崩壊危険箇所（III）といい、市内に5箇所ある。

このうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)の第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定をうけた地区は、現在市内に2箇所ある。(資料編：1-7)

(2) 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に危険区域の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、隨時に防災パトロールを実施し当該危険区域の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等について的確に把握しておくものとする。

(3) 警戒避難体制の整備

府、市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

5. 山地災害対策

【危機管理課、農林水産課】

(1) 山地災害危険地区の定義

山地災害危険地区とは、林野庁長官通達に基づく山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる被害が現に発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

本市にある山地災害危険地区は、以下のとおりである（資料編：1－8）

- ア. 山腹崩壊危険地区 15箇所
- イ. 崩壊土砂流出危険地区 6箇所

(2) 防災対策

森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。

また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

6. 治山対策

【危機管理課、農林水産課】

災害予防のため、毎年府泉州農と緑の総合事務所とともに調査を行い、既に府において樅井川上流部 10 数箇所の治山工事を実施した。今後、林業振興協議会との連絡を密にして、たとえ小災害が予想される場合でも必ず通報するよう指導を行う。

7. 宅地造成地等の災害防止

【危機管理課、都市計画課】

- (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 府及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を

行う。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

(資料編：1-9)

8. 予防措置の指導

【危機管理課、都市計画課】

災害発生の危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、市及び府は、維持管理の徹底と保安措置の実施について行政指導を行うものとする。

法律上の行政指導措置は、次のとおりである。

表 土砂災害発生危険箇所における行政指導措置

法律名	制限行為
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良 地すべりを助長、誘発する行為
砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為
土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律57号)	特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の支援措置 宅地建物取引における措置

9. 崩壊防止工事の実施

【都市計画課】

災害発生のおそれがある区域において宅地開発等が行われる場合は、崩壊防止のための各種工事を施工するよう行政指導を行う。また、一定の条件を具備し各関係法の危険区域として指定された場合には、府が事業主体となり、崩壊防止事業を行うことができる。また、がけ地近接危険住宅移転事業等により、住宅移転を促進する。

本市大木急傾斜地崩壊危険区域については、昭和62年度に府が事業主体となって対策工事を完了しており、また、岡本急傾斜地崩壊危険区域についても、昭和57年度に対策工事を完了している。また、当該危険区域住民に対しがけ地近接危険住宅移転事業制度等の周知に努め、移転の促進を図る。

上之郷地区については、昭和33~55年度の間に府による表面排水工事を完了した。以後水位観測、移動測量等の地すべり調査を続けてきたが、地下水排除の必要があるので昭和44年度から集水井戸、排水ボーリング等の地下水排水工事に着手し、災害の防止を期している。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合)

1. 危険物災害予防対策

泉州南消防組合は市と連携し、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の物の場合には、資格をもった者の立会いを徹底させる。
- ウ. 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア. 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ. 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ. 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア. 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ. 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2. 高圧ガス災害予防対策

府及び泉州南消防組合は市と連携し、高圧ガス法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）等の法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア. 危害予防規程の策定を指導する。
- イ. 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

3. 火薬類災害予防対策

市は、府及び泉州南消防組合が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

(2) 指導

- ア. 危害予防規程の策定を指導する。
- イ. 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア. 「大阪府火薬類保安協会」が、火薬類取扱従事者に対して実施する保安講習の方法を指導する。
- イ. 事故発生時の緊急出動連絡体制として、「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を育成・指導する。

(4) 啓発

火薬類危害予防週間において、ポスターの配布等、関係者の保安意識の高揚を図る。

4. 毒物劇物災害予防対策

市は、府が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

- ア. 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- イ. 危害防止規程の策定を指導する。

(2) 指導

- ア. 立入検査を実施し毒物劇物の貯蔵量に対する設備にするように指導する。
- イ. 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するように指導する。
- ウ. 営業者等に対し毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそ

れがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

(3) 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

(4) 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第7節 火災予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、泉佐野市林業振興協議会)

市及び関係機関は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

1. 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物

ア. 火災予防査察の強化

泉州南消防組合は、工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について改善指導する。

イ. 防火管理制度の推進

泉州南消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

（ア）消防計画の作成

- （イ）計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施
- （ウ）消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- （エ）火気の使用取扱いに関する監督及び収容人員の管理
- （オ）避難又は防火上必要な業務の遂行

ウ. 防火対象物定期点検報告制度の推進

泉州南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

エ. 住宅防火対策の推進

泉州南消防組合は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

オ. 市民、事業所に対する指導

市及び泉州南消防組合は府と連携し、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱いの指導及び安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図面の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

カ. 定期報告制度の活用

所管行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

(2) 高層建築物

建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の施設・設備等に関し、定期報告制度の活用等により、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

ア. 対象施設

(ア) 高さが31mを超える建築物

イ. 所有者等に対する指導の強化

(ア) 消防用設備、防火施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導

(イ) 教育訓練の実施

(ウ) 屋上緊急離発着場等の整備

非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び医療機関等をはじめとする高度医療施設を対象として、消火・救助活動及び負傷者の搬送にヘリコプターを有効に活用するため、屋上緊急離発着場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(エ) 防災計画書（高層建築物等の防災措置に関する要綱）の作成

また、府、市をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、ショッピングセンター等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

2. 林野火災予防

【農林水産課】

(1) 本市の山林状況

本市の森林地帯は市域の約40%（約2,000ha）を占め、樹層は針葉樹林がその86%、その他広葉樹林等であり、また、葛城山系に属する部分では、急峻な山地を形成している。

(2) 防火帯の構築

必要に応じ、防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

(3) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考えられるので、現有林道についての維持補修に努める。

(4) 山林火災予防看板、山林位置表示杭等の設置

山林火災予防看板を掲出するとともに、山林火災等の発生時における災害位置確認のため泉州南消防組合と林業振興協議会は協力して、林道に表示杭の設置を計画する。

(5) 消防資機材の整備

市及び泉州南消防組合は、府と協力し、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

ア. 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置等作業用機器、ジェットシャーティ、チェンソー等作業用機器

イ. 消火薬剤等の備蓄

第一磷酸アンモニウム（M A P）、第二磷酸アンモニウム（D A P）、展着剤等

(6) 林内作業、入山等に対する規制

林野火災に対する予防施策、消防活動がきわめて困難であり、また、林野火災の原因が焚火、煙草等入山者の不注意、あるいは火入れ等林内作業によるものなどが主因となっていることから、次のとおり林内作業、入山等に対する規制を強化する。

ア. 火入れ等林内作業に対する規制

- (ア) 火入れをしようとする者は、事前に市長の許可を受け、防火の設備をし、隣接する立木の所有者等に通知するとともに、消防署へ火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書を提出しなければならない。
- (イ) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止、火入れの中止及び飛火警戒の人員配置等について明確に指示する。

イ. 入山者に対する規制

登山、遊山、狩猟等入山者のタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとることにより防火の万全を期する。

- (ア) 火気取扱い注意の掲示
- (イ) キャンプ地等の指定炊飯場所の設置
- (ウ) 登山口等に登山上の注意とあわせて防火の注意事項の掲示
- (エ) みだりに火を使用する者に対する警告、取締りの実施

3. 火災予防啓発

【危機管理課】

(1) 各種予防行事による防火意識の高揚

火災の発生を未然に防止するため、火災多発期における適切な火気の取扱方法をはじめ施設の安全管理について、点検指導を主体に春、秋の火災予防運動、車両火災予防運動、文化財防火デーなどの各予防行事を実施する。また、危険物取扱者などに対する講習会、説明会、研究会の開催その他の方法により、防火思想の啓蒙、防火知識の普及徹底並びに自衛消防力の強化充実を図る。

(2) 火災警報について

気象的に出火危険率が高くなり、また、延焼力の増大するおそれがあるときは、火災警報を発令（解除）し、次により周知を図る。

ア. サイレンによるもの

イ. 有線電話、放送施設、広報車によるもの

※ 通信施設の試験を行い、機能の保持に努めるとともに故障時には緊急措置を講ずる。

※ 火災警報発令と同時に所要人員を迅速に招集して警備態勢の強化を図る。

必要により、消防団員を招集して警戒に当たらせる。

<資料>

・資料編：3. 消防関係

■ 第2編 災害予防対策 ■
第3章 災害予防対策の推進

■ 第3編 災害応急対策 ■

第1章 活動体制の確立

《内容》警戒、応急対策を実施する体制を確保するための活動
→ 「災害警戒体制」「災害対策本部体制」の確立
→ 外部（自衛隊、府、他市町村、指定行政機関等）からの応援受入れ

第2章 情報収集伝達・警戒活動

【内容1】避難や災害防止・復旧活動の判断と周知をするための活動
→ 警戒期及び発災直後の情報の種類と伝達系統、広報
【内容2】災害発生に備えるための活動

第3章 消火・救助・救急・医療救護

《内容》人命を守るための活動

第4章 避難行動

《内容》市民の安全を確保するための活動

第5章 交通対策・緊急輸送活動

《内容》消火、救助、救急、医療救護、物資供給を迅速に実施するための活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

【内容1】二次災害発生、被害拡大防止のための活動
【内容2】応急活動、生活に必須となる資源確保のための活動

第7章 被災者の生活支援

《内容》被災者の生活（生活物資、住宅、教育等）を支援するための活動

第8章 社会環境の確保

《内容》社会環境（衛生状態、社会秩序等）を良好に保つための活動

第1章 活動体制の確立

第1章 活動体制の確立

《内容》警戒、応急対策を実施する体制を確保するための活動

- 「災害警戒体制」「災害対策本部体制」の確立
- 外部（自衛隊、府、他市町村、指定行政機関等）からの応援受入れ

第1節 組織動員

第2節 自衛隊の災害派遣

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

第4節 災害緊急事態

第1節 組織動員

本市域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するための必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

1. 災害時の配備体制の概要

【全部局】

市域に被害が生じた場合、又は生じると想定される場合には、災害の規模、段階に応じて、以下の体制をとる。

(1) 災害警戒体制（警戒レベル1～警戒レベル3）

災害の発生に備えた防災体制

(2) 災害対策本部体制（災害対策A号配備、災害対策B号配備、災害対策C号配備）

被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制

2. 災害警戒体制

【全部局】

災害対策本部を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、副市長が必要と認めたときは、災害警戒体制の配備を行い、災害情報の収集・伝達等災害時の警戒体制の確立を図る。（資料編：2-1）

(1) 災害警戒体制の配備基準

【地震】

災害配備体制	地震災害	
	地震による基準	津波による基準
警戒レベル1	—	—
警戒レベル2	—	—
警戒レベル3	市域に震度4の地震発生 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表されたとき	大阪府沿岸に津波注意報が発令

【風水害】

災害配備体制	風水害			
	雨量情報及び 災害発生による基準	河川水位 による基準	台風情報 による基準	高潮情報 による基準
警戒レベル1	市域に各種気象警報 が発令	—	—	市域に注意報が発令
警戒レベル2	小規模浸水が発生した場合（水路の溢水・道路冠水等）	—	36時間以内に府域に台風が接近	—
警戒レベル3	3時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過等（高齢者等避難基準）	避難判断水位に達した場合等（高齢者等避難基準）	24時間以内に府域に台風が接近	市域に警報が発令見込み等（高齢者等避難基準）

(2) 解除基準

- 災害警戒体制は、次の場合に解除する。
- ア. 災害対策本部が設置されたとき。
 - イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
 - ウ. 災害の発生するおそれがなくなったとき。
 - エ. その他副市長が適当と認めたとき。

(3) 配備体制

災害警戒体制における配備体制は、災害対策本部組織編成表（資料編：2-2）に準じて編成し、体制と活動内容については（資料編：2-4）のとおりとする。なお、災害の規模、様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求める事もできるものとする。

表. 災害警戒体制の配備体制

警戒 レベル 1	指揮者：危機管理監 配備員：危機管理課長、自治振興課長、必要に応じて水防初動担当課長及び各所属長が必要と認める人員（水防初動担当課：下水道整備課、道路公園課、農林水産課）
	【風水害】 情報収集と水防初動担当課が必要に応じて点検活動を開始する体制
警戒 レベル 2	指揮者：危機管理監 配備員：市長公室長、成長戦略室長、市民協働部長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、下水道担当理事、行財政管理課長、ふるさと創生課長、おもてなし課長、総務課長、契約検査課長、人事課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、経営総務課、下水道整備課長、警戒レベル 1 の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	【風水害】 小規模浸水が発生し、ポンプ設置や土のう積みなど、被害軽減のための活動をする体制

警戒 レベル3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、上水道担当理事（地震時のみ）、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、地域共生推進課長、介護保険課長、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	【風水害】 避難情報等を発令する体制
	【地震】 被害情報収集と施設の点検、小規模被害の対応をする体制で、関係部局にて対応 関係部局：危機管理課、自治振興課、行財政管理課、ふるさと創生課、おもてなし課、人権推進課、秘書課、道路公園課、建築住宅課、下水道整備課、水道工務課、農林水産課、施設管理担当課 ^{注1}
	【津波】 津波災害に対する警戒活動を実施する体制で、関係部局にて対応し、必要に応じて体制を強化 関係部局：危機管理課、自治振興課、経営総務課、下水道整備課、農林水産課、総合行政委員会等、（水位予測が1.6mを超える場合〔災害対策A号配備〕）政策推進課、地域防災支援員、教育総務課、学校教育課、道路公園課
	注1：(主な施設担当課) 人権推進課、政策推進課、総務課、まちの活性課、環境衛生課、地域共生推進課、健康推進課、子育て支援課、経営総務課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年課、スポーツ推進課、文化財保護課、自治振興課
	※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

(4) 勤務時間外の体制確立

勤務時間外の場合、配備基準に基づく災害警戒体制の確立は次のように行う。

- ア. 危機管理監（不在の場合は危機管理課長）は、当直者、泉州南消防組合、泉佐野警察署等から情報を収集して地震、風水害による被害の程度を把握し、副市長等に連絡し協議する。
- イ. 危機管理監（危機管理課長）は、副市長から配備指令が出されたときは、直ちに災害警戒体制関係職員に各部長を通じて伝達する。
- ウ. 当直者は地震が発生した場合や風水害の発生が予想される場合、必要に応じて危機管理監（危機管理課長）に災害関連情報を連絡するとともに、災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、危機管理監（危機管理課長）の指示に従い泉州南消防組合、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の収受にあたる。
- エ. 水防初動担当課（下水道整備課、道路公園課、農林水産課）は、各種気象警報の発表により自動参集する。

(5) 災害警戒体制の組織及び運営

- ア. 災害警戒体制の組織（資料編：2-4）

あらかじめ指定された職員が本庁又は各配属職場へ参集し、情報収集、市民対応、緊急連絡等の体制をとる。

- イ. 災害警戒体制の運営

(ア) 災害警戒体制の長には、副市長をあてる。

(イ) 災害警戒体制の会議は、収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要が生じたときに、召集・開催し、所掌事務に関する災害対策を審議する。

(6) 災害警戒体制の処理事項

災害警戒体制では、次の事項について実施を推進する。

- ア. 災害情報の収集及び伝達
- イ. 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ. 被害情報の把握
- エ. 救助及び避難指示の対策
- オ. 水防活動（護岸・堤防）
- カ. 関係機関との情報連絡及び調整
- キ. 防災資機材の点検
- ク. その他本部長が必要と認める事項

3. 災害対策本部体制

【全部局】

市長は、市に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、泉佐野市災害対策本部条例に基づき、泉佐野市災害対策本部を設置する。

(資料編：2-1)

(1) 災害対策本部の設置基準

【共通】

- ア. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき
- イ. 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ウ. その他市長が必要と認めたとき

【地震】

災害配備体制	地震災害	
	地震による基準	津波による基準
災害対策 A号配備	-	大阪府沿岸に津波注意報が発令され水位予測が TP+1.6m を超える場合（避難指示（一部）基準）
災害対策 B号配備	市域に震度5弱・強の地震発生 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき	大阪府沿岸に津波警報・大津波警報が発令（避難指示基準）
災害対策 C号配備	市域に震度6弱以上の地震発生 (全避難所開設)	-
備考	上記の場合、自動的に災害対策本部を設置するものとする。 震度は、気象庁が発表する「大阪南部」又は「泉佐野市」の震度による。	

【風水害】

災害配備体制	風水害	
	雨量情報及び災害発生による基準	河川水位による基準
災害対策 A号配備	市域に土砂災害警戒情報の発表等 (避難指示基準)	氾濫危険水位に達した場合等 (避難指示基準)
災害対策 B号配備	小規模災害が複数箇所で発生	-
災害対策 C号配備	大規模災害が発生	氾濫・決壊

(2) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア. 予想された災害の危険が解消したとき
- イ. 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ. 本部長が適当と認めたとき

(3) 配備体制

災害対策本部体制における配備体制は、災害対策本部組織編制表（資料編：2-2）を基に編成し、班構成及び事務分掌については資料編2-3のとおりとする。なお、災害の規模、様態等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めるこ

もできるものとする。また、状況に応じて事業継続計画（BCP）を発動して通常業務を停止し、各部からの動員を図るとともに、業務に偏りが生じないように配慮する。

表. 災害対策本部体制の配備体制

災害対策 A号配備	指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	
	【地震】 災害に対する応急対策を実施する体制	【風水害】 災害が発生し、又は発生のおそれがある状況で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制
災害対策 B号配備	指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）+各所属長が必要と認める人員+開設する避難所の地域防災支援員	
	【地震】 災害に対する応急対策を実施する体制	【風水害】 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある状況で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制
災害対策 C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）	
	【地震】【風水害】 市の全力をあげて応急対策を実施する体制	

※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

（4）災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員（職員）の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（府危機管理室）及び関係機関に通知するとともに公表する。

表 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
府内及び出先の各部班	防災行政無線、電話及び府内放送	総括部本部運営班
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	〃
市民	広報車等	〃
報道機関	口頭及び文書	〃

（5）勤務時間外の体制確立

勤務時間外の場合、配備基準に基づく災害対策本部の確立は次のように行う。

【地震】

休日、夜間等勤務時間外に震度5弱以上の地震の発生や津波警報の発令があるときは、参集指令を待つことなく、自動的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

【風水害】

休日、夜間等勤務時間外に突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

(6) 災害対策本部の設置場所

本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長（市長）は他の適当な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

表 災害対策本部の設置場所

設置場所	用途
4階庁議室	本部会議室
3階大会議室 (時間的余裕がない場合は、2階危機管理課を中心に設置)	本部室
別館車庫	物資保管場所

(7) 災害対策本部の代替機能の確保

市役所の被災等により市役所内に災害対策本部が設置できない場合は、次に示す施設等に災害対策本部を設置する。

表 災害対策本部代替施設

施設名	所在地
泉州南広域消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20
末広備蓄倉庫	泉佐野市新安松1丁目1-23
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1

(8) 本部長の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、第1副市长、第2副市长、教育長の順とする。

(9) 災害対策本部体制の組織及び運営

本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

ア. 組織（資料編：2-2）

イ. 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長が必要に応じて召集する。ただし、時宜に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

本部会議は、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。

(ア) 決定すべき事項

- a. 災害予防対策に関すること
- b. 配備体制の決定に関すること
- c. 災害救助法の適用申請に関すること
- d. 自衛隊派遣要請に関すること
- e. 災害応急対策に関すること
- f. その他災害に関する重要な事項

(イ) 決定事項の通知

本部会議の決定事項のうち、必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、本部職員に周知を要するものについては庁内放送等により周知徹底を図る。

ウ. 部及び班・グループ

本部に部、部に班を置く。また、本部室では各部・班の役割ごとにグループを設置する。

その名称及び事務分掌については（資料編：2-2、2-3）のとおりとする。

エ. 本部連絡員

各班のうち1名を本部連絡員として本部に常駐させる。本部連絡員は、本部との連絡に当たるとともに各班相互の連絡調整を処理する。

(10) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互間の連絡を行うなど、この組織と連携を図って活動する。

4. 動員計画

【全部局】

災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 災害時における職員の服務

ア. 職員は、本計画の定めるところにより上司の指揮にしたがって防災活動に従事しなければならない。

イ. 職員は勤務時間外において配備指令が出されたとき、市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、大阪府沿岸に津波警報が発令されたとき、及び災害が発生し又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

ただし、次に掲げるものは参集を要しない。

(ア) 公務のため管外出張中の職員

(イ) 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の職員

(ウ) その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた職員

(2) 動員方法

ア. 災害警戒体制（災害対策本部設置前）

所属長は、被害の状況に応じ、職員を配置する。ただし、災害応急対策を的確に実施するため、指揮官は、適宜、配備職員の数を増減し又は各課相互に職員の応援ができるものとする。

各所属長は、勤務時間外に各配備体制の決定が出され、危機管理担当から連絡を受けた場合は、速やかに所属職員に伝達し、職員を招集しなければならない。招集を迅速に行うため、常に所属職員の住所及び連絡先を把握し、職員に周知しておかなければならぬ。

イ. 災害対策本部等

(ア) 配備計画

各部長が部内を調整のうえ、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(イ) 平常勤務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒体制又は災害対策本部が設置された時は、本部長の指示により防災行政無線等により配備体制を整え、本部員又は各班長は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立するものとする。

(ウ) 各班の動員計画

各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておくものとする。

(エ) 非常召集の方法

- a. 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は防災情報メール配信（職員）によることとする。
- b. 勤務時間外において、テレビ、ラジオ等のメディアで、本市域の被害状況を受けた場合、その被害状況に応じた体制をとる。
- c. 勤務時間外において、突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。
- d. 出張等で所定の勤務につけない場合や、災害で所定の勤務場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や避難所に参集し、当該施設の責任者の指示にしたがって、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長若しくは所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

(オ) 動員状況の報告及び連絡

- a. 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- b. 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告し、関係機関に連絡する。
- c. 各部長は、動員した職員の氏名、時刻等を本部長（市長）に報告する。

(カ) 連絡責任者

- a. 各部別に連絡責任者を置く。連絡責任者は、所属部長の指名する職員をもってあてる。
- b. 連絡責任者は、所属部と災害対策本部との連絡にあたるものとする。

<資料>

- ・資料編：参考－5 泉佐野市災害対策本部条例

第2節 自衛隊の災害派遣

(関係機関:自衛隊、泉州南消防組合、泉佐野警察署)

市は、災害に対し、住民の生命又は財産の保護のために、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の手続き等により行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市域で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 派遣要請手続

【本部運営班】

- (1) 派遣要請の要求は、市長が知事に行うものとする。
- (2) 通信の途絶等により、知事へ要請の要求ができない場合は、市長は直接陸上自衛隊第3師団長に対し災害状況の「通知」をすることができる。陸上自衛隊第3師団長は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告することとする。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、泉佐野警察、泉州南消防組合等の関係機関と協議のうえ迅速に行うものとする。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ. 派遣を希望する期間
 - ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ. その他参考となるべき事項
- (5) 要請文書のあて先は次のとおりとする。

大阪市中央区大手前2

大阪府危機管理室

電話代表 06(6941)0351 内線 4875, 4886

直通 06(6944)6021

- (6) 泉佐野市担当部隊陸上自衛隊第3師団〔第37普通科連隊（和泉市伯太町）〕

兵庫県伊丹市広畠1-1 TEL072-781-0021 内線3734, 3735（第3師団）

大阪府和泉市伯太町官有地 TEL0725-41-0090 内線236（第37普通科連隊）

- (7) 防災行政無線

大阪府危機管理室 200-4875, 4886

陸上自衛隊第3師団 823-8900

第37普通科連隊 825-0

3. 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することできる。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4. 派遣部隊の受入体制

【本部運営班】

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉佐野警察に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 市は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ. 受入体制の確立

　派遣部隊の集結場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

　自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

　災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の捜索救助

エ. 水防活動

オ. 消防活動

カ. 道路又は水路の啓開

キ. 応急医療、救護及び防疫

ク. 人員及び物資の緊急輸送

ケ. 炊飯及び給水

コ. 物資の無償貸付又は譲与

サ. 危険物の保安及び除去

シ. その他

5. 派遣部隊の撤収要請

【本部運営班】

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

＜資料＞

- ・資料編：12-2　自衛隊の災害派遣要請要求書等

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

(関係機関: 泉佐野公共職業安定所)

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、市は、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請、するとともに、消防・警察・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、応急対策又は災害復旧に万全を期す。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

1. 応援の要請

【本部運営班】

市単独では十分に応急措置を実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 応援の要請できる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- イ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣市町村に応援を求める方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- ウ. その他応急措置を実施するため必要があると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援要請を行う。

この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

(5) 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防

援助隊の応援要請を要求する。

2. 職員の派遣要請

【本部運営班】

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について要請を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

3. 広域応援等の受入れ

【本部運営班】

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、『総合文化センター』を受援基地として受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4. 労働者の確保

【本部運営班】

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

ア. 従事命令、協力命令の種類と執行者

表 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官 海上保安官
		〃 第65条第3項	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第65条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

イ. 従事命令の対象者

表 従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

ウ. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。（資料編：12-3）

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した人に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した人が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住民と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

5. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者・派遣職員は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定にあたっては、民間協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア. 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. 軽易な作業の補助

カ. その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア. 罹災者の安全な場所への避難
- イ. 医療及び助産における各種移送業務
- ウ. 罹災者の救出
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救助物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 労働者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

6. 災害発生市町村への支援

【本部運営班、人事班】

市は、府から災害発生市町村への応援の要求を受けた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

7. 応急対策職員派遣制度に基づく支援

【本部運営班、人事班】

総務省は、府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

8. 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

【全部局】

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第2章 情報収集伝達・警戒活動

【内容1】避難や災害防止・復旧活動の判断と周知をするための活動

→ 警戒期及び発災直後の情報の種類と伝達系統、広報

【内容2】災害発生に備えるための活動

第1節 警戒期の情報伝達

第2節 警戒活動

第3節 津波警戒活動

第4節 発災直後の情報収集伝達

第5節 災害広報

第1節 警戒期の情報伝達

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、自衛隊、大阪管区気象台、岸和田海上保安署、近畿地方整備局、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、南海電気鉄道株式会社、日本放送協会、民間放送株式会社、消防団、自主防災組織)

大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

1. 気象予警報の伝達

【本部運営班】

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキックル(危険度分布)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準(注意報)

種類	発表基準
気象注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上: 12m/s 以上で雪を伴う 海上: 15m/s 以上で雪を伴う
	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上: 12m/s 以上 海上: 15m/s 以上
	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■表面雨量指数基準 11 ■土壤雨量指数基準 101
	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間降雪の深さ 平地: 5cm 以上 山地: 10cm 以上

種類		発表基準
	濃霧注意報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■ 視程 陸上：100m 以下 海上：500m 以下</p>
	雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	<p>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■ 湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下</p>
	なだれ注意報	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>■ 積雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10°C 以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	<p>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■ 24 時間の降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上</p> <p>■ 気温 -2°C ~ 2°C</p>
	霜注意報	<p>4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が 4°C 以下になると予想される場合。</p>
	低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■ 最低気温 -5°C 以下</p>
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。夜間～翌日</p>

種類		発表基準
		早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) 1.5m以上
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高 1.5m以上
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■流域雨量指數基準 見出川流域=7.6 佐野川流域=8.8 樫井川流域=13.1 ■複合基準（表面雨量指數、流域雨量指數） 見出川流域= (5, 7.4) 佐野川流域= (7, 5.1)

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準（警報）

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：20m/s以上 海上：25m/s以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：20m/s以上で雪を伴う 海上：25m/s以上で雪を伴う
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ■表面雨量指數基準 22 ■土壤雨量指數基準 130

種類		発表基準
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間降雪の深さ 平地：10cm以上 山地：20cm以上
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ■潮位 東京湾平均海面（T.P）2.2m以上
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高 3.0m以上
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ■流域雨量指基準 見出川流域=9.5、佐野川流域=11.1、櫻井川流域=16.4 ■複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）佐野川流域=（8, 9, 3）

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。
- 注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

（3）特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準（特別警報）

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に關係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意報は、雷注意報を捕捉する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(5) 気象予報等・特別警報の関係機関への伝達経路

ア. 気象予報等の関係機関への伝達経路

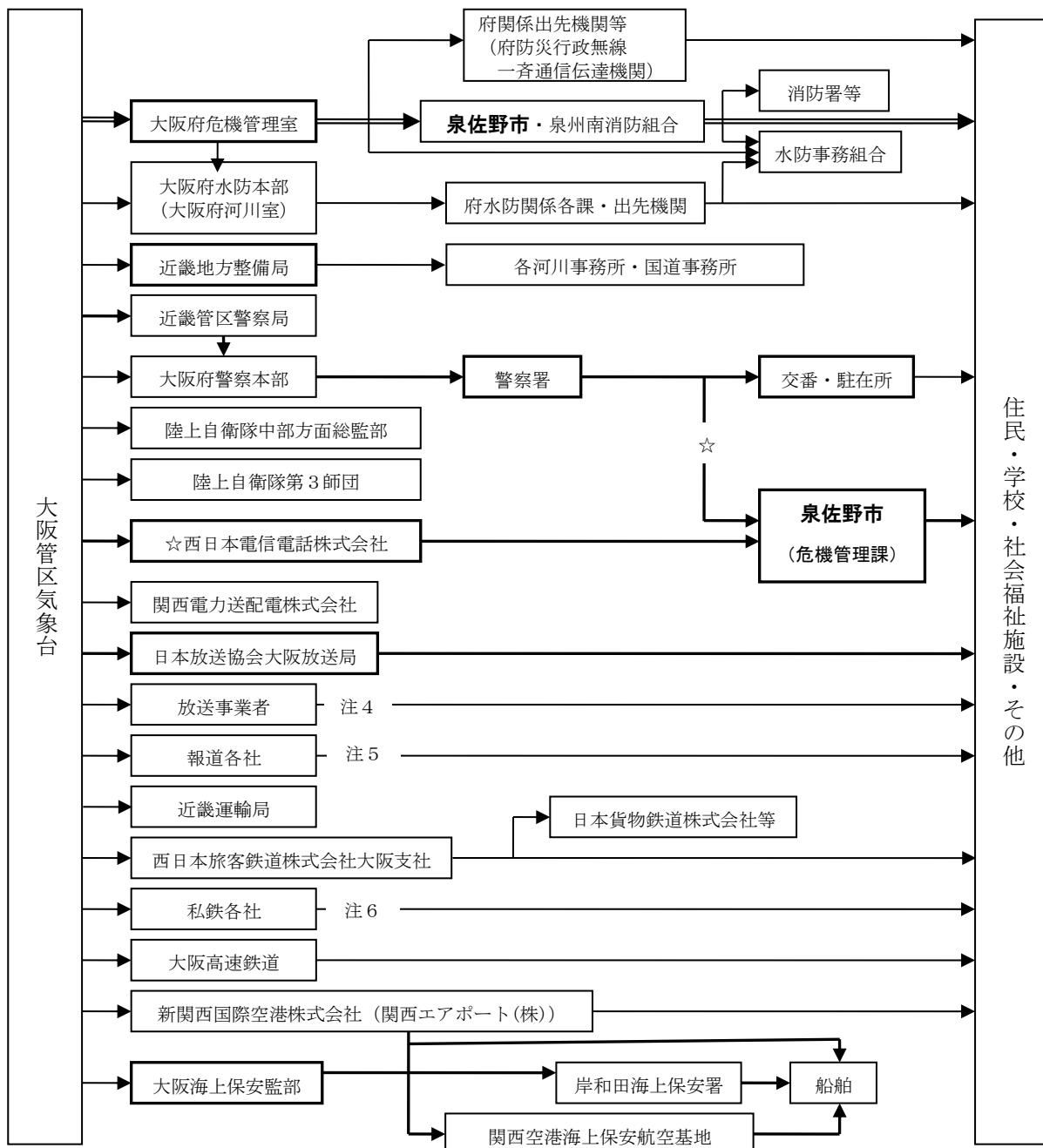


図 気象予報等伝達系統

- (注)
- 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 - 2 二重線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 - 3 ☆印は、警報のみ
 - 4 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウェスト、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMCO.CO.LO) の 10 社である。
 - 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の 6 社である。
 - 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社 (泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の 10 社である。

イ. 特別警報の関係機関への伝達経路

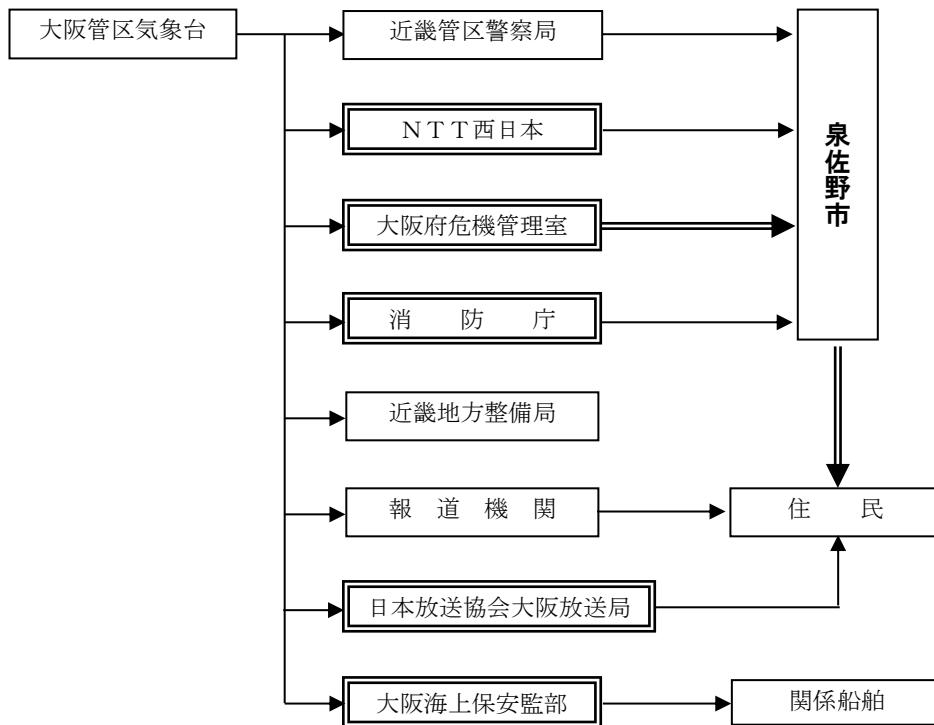


図 特別警報伝達系統

- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2. 水防警報の伝達

【本部運営班】

指定河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、府知事は、水防法第16条に基づき水防警報を発し、水防関係機関に通知する。なお、本市関係の水防警報指定河川は、見出川、佐野川、樫井川である。

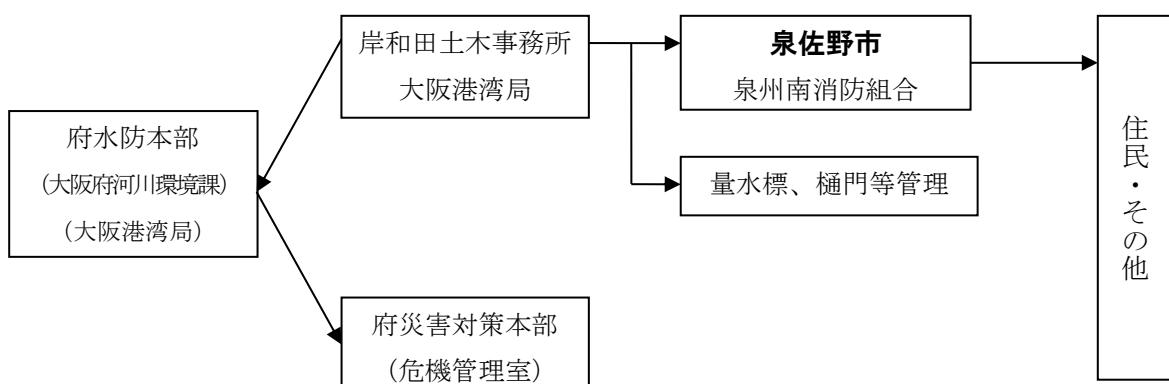


図 水防警報伝達系統

3. 土砂災害警戒情報の伝達

【本部運営班】

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、避難指示等の発令の際は、土砂災害警戒区域等のうち土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等で危険度の高まっている区域など、適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

（1）土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壤雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

※土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(2) 土砂災害警戒情報等の関係機関への伝達経路

ア. 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

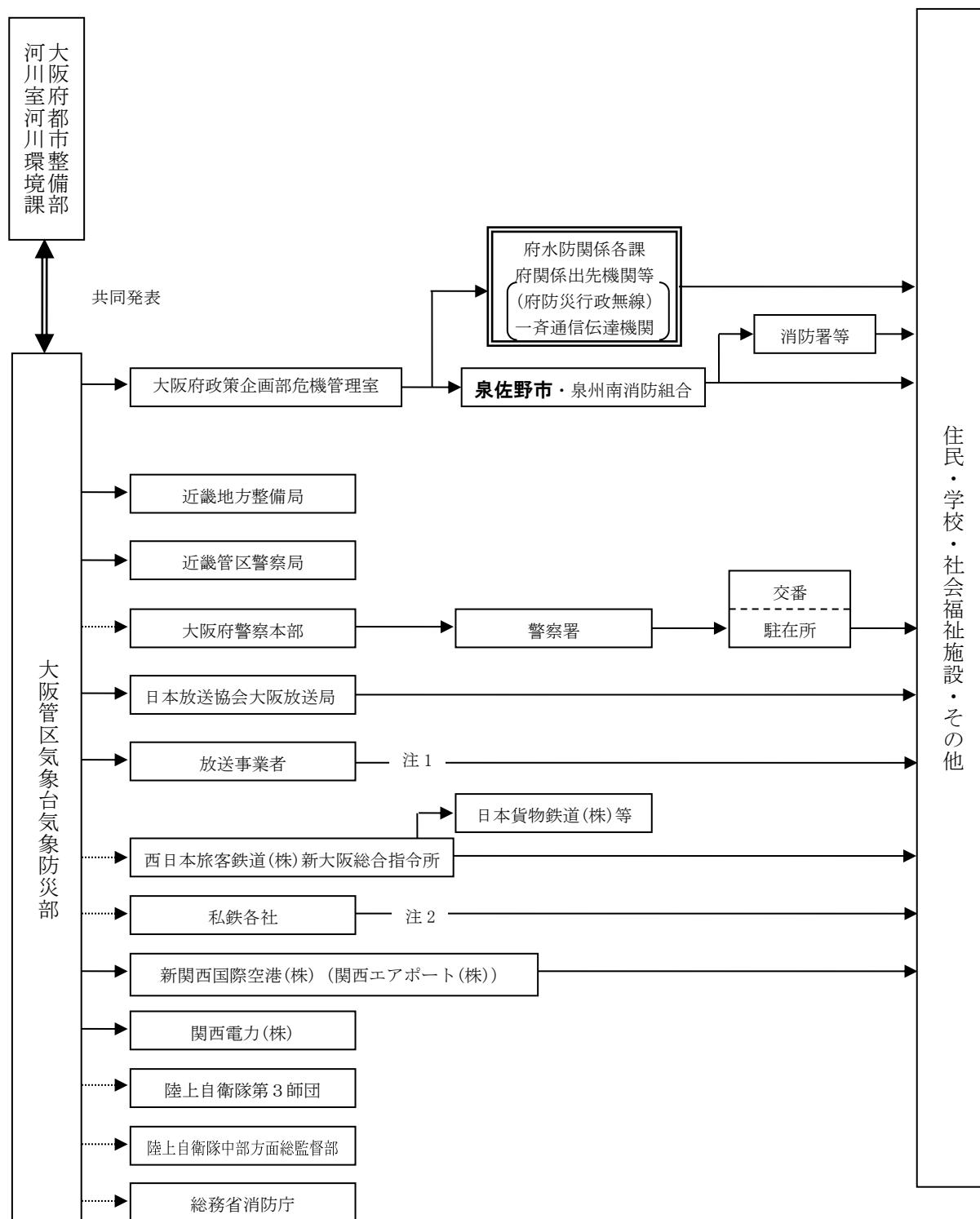


図 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

(注) 1 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO. CO. LO) の10社である。

2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会

社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。

- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で→ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

イ. 市が行う情報の収集・伝達総括

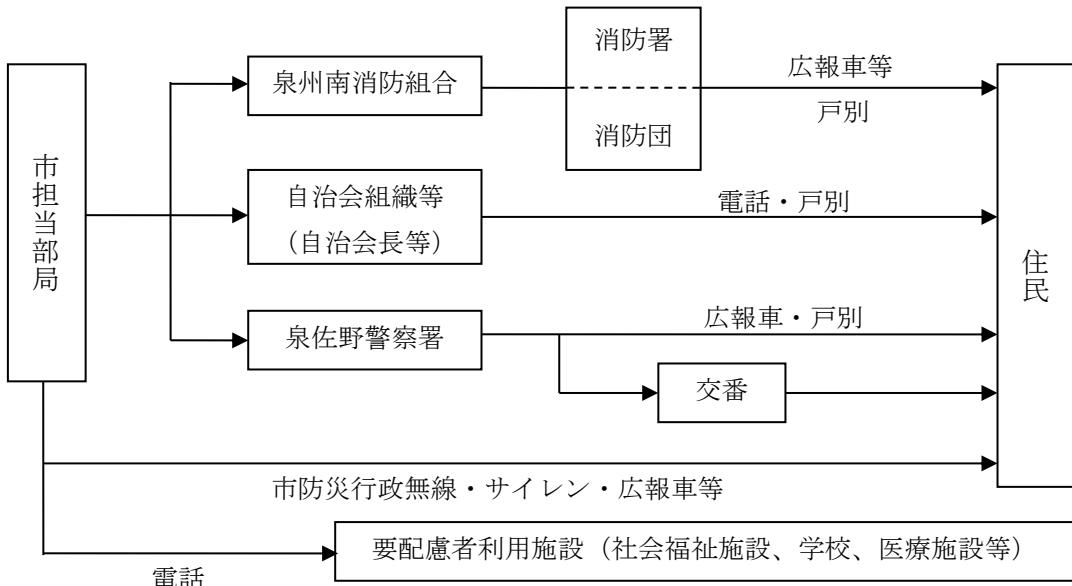


図 土砂災害警戒区域に関する情報の収集・伝達総括

ウ. 伝達情報の内容

- (ア) 気象予警報等の情報
- (イ) 府下の降雨量の状況
- (ウ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (エ) 避難の指示
- (オ) その他応急対策に必要な情報

4. 津波警報・注意報の伝達

【本部運営班】

市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

(1) 気象庁が発表する津波警報・注意報等

ア. 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震 の場合	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - 3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
 - 4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
 - 5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
 - 6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
 - 7 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を伝える地震情報を発表する。
 - 8 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合が

ある。

- 9 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の津波予報が気象庁より発表される。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が気象庁より発表される。

表 津波情報の種類

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ 5 段階の数値または 2 種類の巨大地震の場合の表現で発表（発表される津波の高さは、「(1) ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照）。 また、地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）を発表。
津波観測に関する情報（注1）	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模（マグニチュード）を発表。
沖合の津波観測に関する情報（注2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表（予報区単位）。

津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。
--------------	--

(注1) 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値
	1m以下	「観測中」
津波警報	0.2m以上	数値
	0.2m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)

(注2) 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3m超	数値	数値
	3m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1m超	数値	数値
	1m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震情報

表 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(4) 緊急地震速報

ア. 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

表 緊急地震速報で用いる区域

区域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、 泉佐野市 、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町
-------	--

イ. 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）経由による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

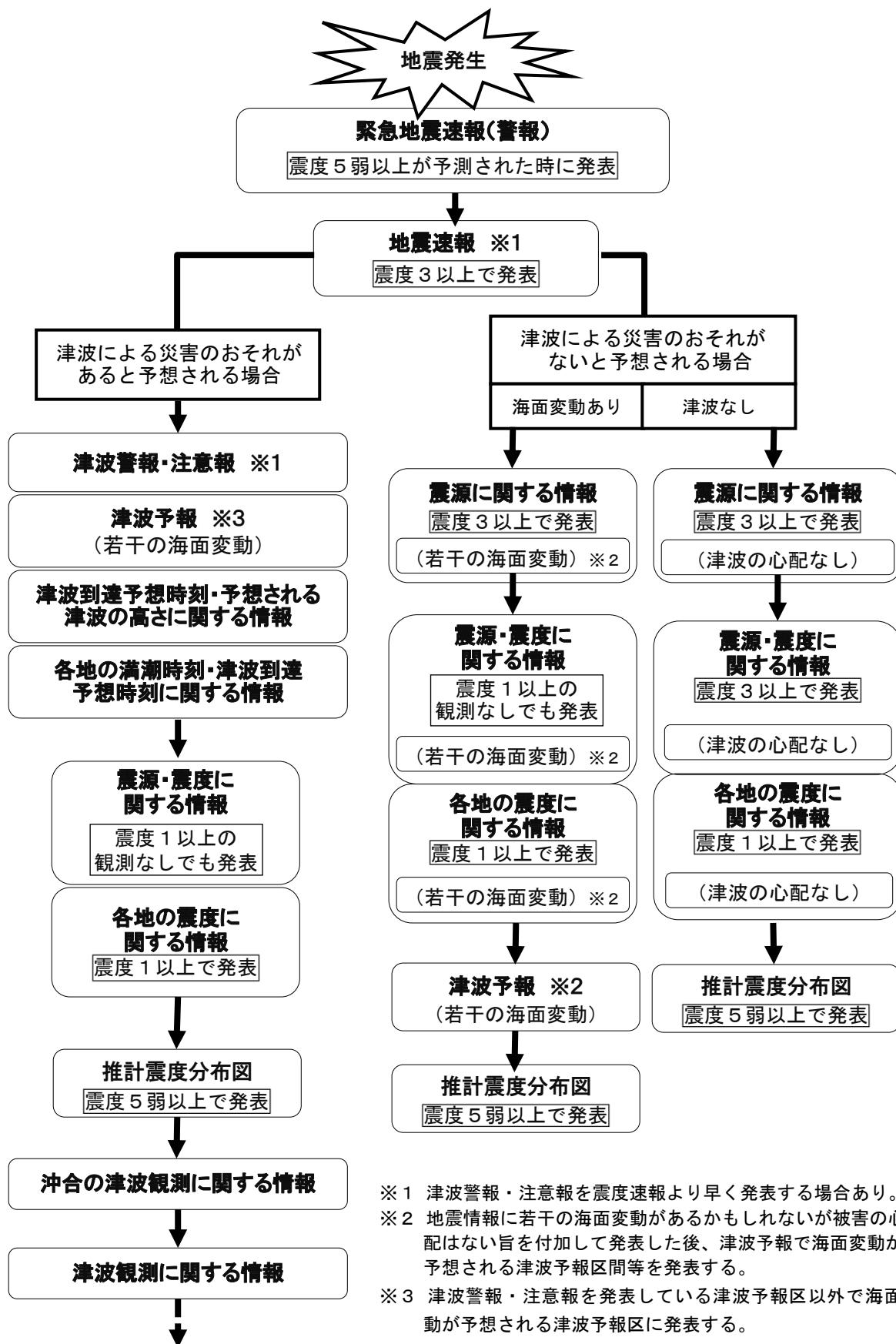


図 地震及び津波に関する情報（気象庁 HP より）

(5) 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

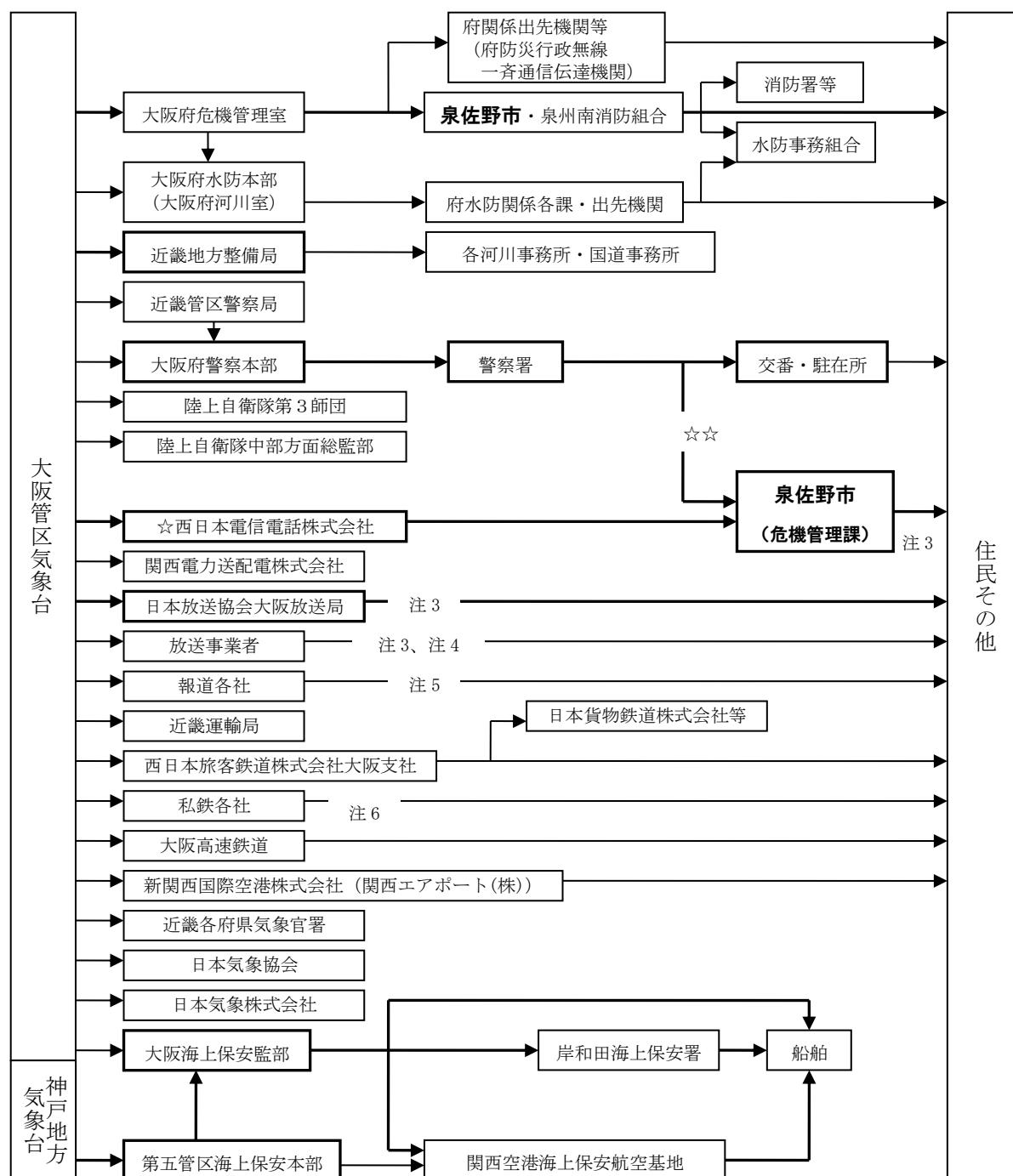


図 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

- (注)
- 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 - ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除の場合のみ。☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ
 - 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 - 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMCO.CO.LO) の 10 社である。
 - 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の 6 社である。
 - 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポrtsyste

ム、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。

5. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表 キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概要
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

6. 住民等への周知

【本部運営班、機動班】

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、地域防災計画に基づき、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

また、府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 警戒活動

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、大阪管区気象台、岸和田海上保安署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、消防団、町会・自治会、自主防災組織、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者)

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

1. 気象観測情報の収集伝達

【本部運営班、農水班、河川下水道班】

市は、関係機関と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

危機管理課は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、市長へ報告する。

(2) 河川・ため池水位

- ア. 上下水道局及び生活産業部は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき又は水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、市長へ通報する。
- イ. ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、生活産業部へ水位状況を適宜通報する。

◎ため池水位の通報

- (ア) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を算出しておく。
- (イ) ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により溢水のおそれがあると認めたときは、直ちに市に通報するとともに、生活産業部農水班長及び関係水防管理団体に水位状況を通報するものとする。
- (ウ) 市は、前項の通報を受けたときは、直ちに府及び関係機関に通報するものとする。なお、必要に応じ岸和田土木事務所、警察署に通報する。

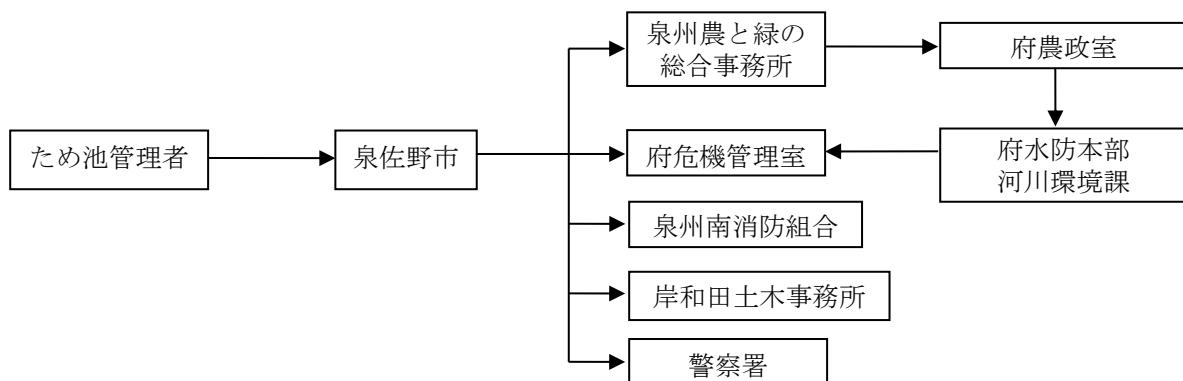


図 ため池水位の通報系統

(3) 潮位

- ア. 上下水道局は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を河川・下水道班長に通報する。
- イ. 上下水道局は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断されたとき

は、市長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(4) 津波高

- ア. 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に通報する。
- イ. 現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）は、水防管理団体から津波高等の通報を受けたときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(5) 情報交換の徹底

現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

2. 水防活動

【本部運営班、農水班、河川下水道班】

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。

- (1) 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に報告する。
 - ア. 堤防の亀裂、欠け・崩れ・沈下等
 - イ. 堤防からの溢水状況
 - ウ. 樋門の水漏れ
 - エ. 道路、橋りょう等の構造物の異常
 - オ. ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 防潮扉等の管理者・操作担当者等の任務を行う。
 - ア. 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
 - イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3. 土砂災害警戒活動

【本部運営班、農水班】

豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

(1) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準

- ア. 第1次警戒体制（警戒レベル3）
予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時
- イ. 第2次警戒体制（災害対策A号配備）

土砂災害警戒情報の発表時

なお、山地災害危険地区は、上記基準を参考に警戒活動を開始する。

(2) 警戒活動

ア. 第1次警戒体制の場合

(ア) 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

- a. 危険箇所及びその周辺の降雨量
- b. 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- c. 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- d. 斜面の局部的崩壊
- e. 渓流、ため池、水田等の急激な減水
- f. 人家等建物の損壊状況
- g. 住民及び滞留者数
- h. その他必要な情報

(イ) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ. 第2次警戒体制の場合

(ア) 適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

(3) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用

市は府と協力してNPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、砂防ボランティア（斜面判定士等）を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

4. 異常現象発見時の通報

【本部運営班】

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した人は、遅滞なく施設管理者、市長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に報告する。

(2) 市長の通報

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区気象台、府又は府出先機関に通報するとともに住民に対して周知徹底をはからなければならない。

(3) 異常現象の種類

地震	<input type="radio"/> 堤防からの漏水 <input type="radio"/> 湧水の出現 <input type="radio"/> 津波の前兆である海面の急激な変動	<input type="radio"/> 地割れ <input type="radio"/> 井戸水位の急激な変動
水害 (河川、ため池等)	<input type="radio"/> 堤防の亀裂又は欠け・崩れ <input type="radio"/> 堤防からの溢水 <input type="radio"/> 堤防の天端の亀裂又は沈下	など
土砂災害	①土石流	<input type="radio"/> 山鳴り <input type="radio"/> 降雨時の川の水位の低下 <input type="radio"/> 川の流れの濁り及び流木の混在
	②地すべり	<input type="radio"/> 地面のひび割れ <input type="radio"/> 沢や井戸水の濁り <input type="radio"/> 斜面からの水の吹き出し
	③がけ崩れ	<input type="radio"/> 湧水の濁り <input type="radio"/> がけの亀裂 <input type="radio"/> 小石の落下
	④山地灾害	<input type="radio"/> 湧水の量の変化(増加又は枯渇) <input type="radio"/> 山の斜面を水が走る
その他	<input type="radio"/> 龍巻 <input type="radio"/> 強いひょう <input type="radio"/> 突風	など著しき異常な気象現象

(4) 異常現象通報系統

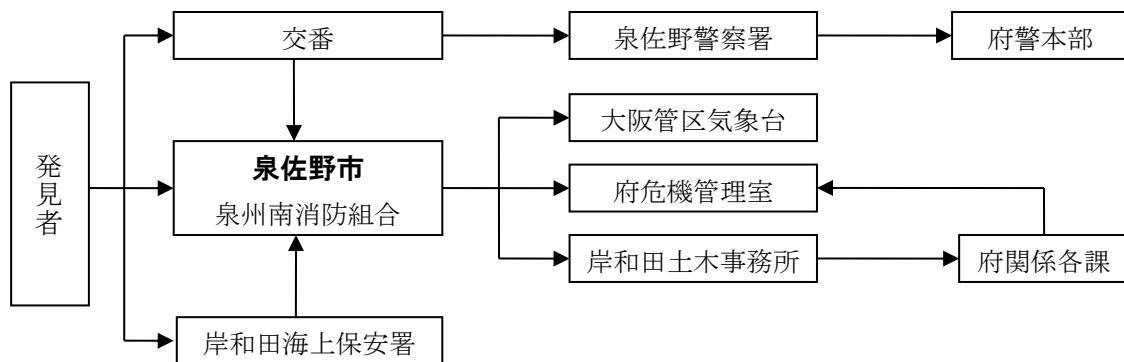


図 異常現象通報系統

(5) 受報事項

災害にかかる異常現象を発見した人等から通報がなされたときは、次の事項についてこれを受け報し収集する。

- ア. 通報を受けた時刻
- イ. 通報者の住所、氏名、電話番号
- ウ. 異常現象等の発生を発見した時刻
- エ. 異常現象等の発生した場所
- オ. 異常現象等の内容
- カ. その他参考となるべき事項
- キ. 受報者氏名

5. ライフライン・交通等警戒活動

【河川下水道班、水道班、道路公園班】

ライフライン・交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) 上水道・下水道施設管理者

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(2) 電力

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(3) ガス

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ. 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信

- ア. 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ. 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ. 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ. 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ. 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ. その他安全上必要な措置

(5) 道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- ア. 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ. 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(6) 港湾、漁港施設管理者

- ア. 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- イ. 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

6. 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部、泉佐野警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、市は、これに協力する。

(1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

在港中の船舶を港外の安全な場所に待避等させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

ア. 避難の要否、指示の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

イ. 避難指示

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視艇によるサイレンの吹鳴、避難指示文書の交付などの方法で周知する。

ウ. 避難要領

(ア) 大型船舶は、港外へ避難させる。

(イ) 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

エ. 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要請のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

(2) 泉佐野警察署

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

ア. 船舶に対する避難の指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

イ. 河川防潮水門の閉鎖にともなう避難船舶の警戒

(3) 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、台風災害防止措置基準により、阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難指示等について具申する。阪南港長から発せられた避難指示等を関係者に伝達する。

7. 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 津波警戒活動

(関係機関:岸和田土木事務所、大阪港湾局、岸和田海上保安署、泉州南消防組合、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、大阪ガスネットワーク株式会社、南海電気鉄道株式会社、日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

市は、津波の発生に備え、津波警戒活動を行うものとする。また、津波の発生時における水防活動等に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1. 避難対策等

【本部運営班、機動班、上下水道総務班、河川下水道班、避難所班、工事実施課】

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

（1）避難指示、誘導

次の場合、浸水のおそれが想定される区域などについて、住民や釣り人等の観光客、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示を行い、高台などの安全な場所に誘導するものとする。

- ア. 「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合
- イ. 停電、通信途絶等により「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」を適時に受け取ることのできない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- ウ. 「津波注意報」が発表され、かつ、潮位観測情報の「潮位予測」と津波情報で発表される「予想される津波の高さ」を合算した津波水位が青空市場周辺の地盤高1.6mを超える場合

（2）周知の方法

避難の指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線や広報車等の活用、町会・自治会（自主防災組織を含む）等住民組織との連携、「おおさか防災ネット」の活用など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知するものとする。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

（3）消防機関等の活動

市及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。泉州南消防組合は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

- ア. 正確な大津波警報等の収集・伝達
- イ. 津波からの避難誘導
- ウ. 土嚢等による応急浸水対策
- エ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

才. 救助・救急等

(4) 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(5) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2. 水防活動

【本部運営班、農水班、上下水道総務班、河川下水道班】

市は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

(1) 水防管理団体等

- ア. 召集体制を確立する。
- イ. 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡・通報を行う。
- ウ. 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府水防本部の所轄現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に報告する。
- エ. 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- オ. 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援。

(2) 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- ア. 大津波警報・津波警報・注意報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

3. ライフライン・放送事業者の活動

【河川下水道班、水道班】

ライフライン及び放送に係わる事業者は、地震発生時、「第3編・第6章・第3節ライフライン・放送の確保」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

(1) 上下水道

市、府、沿岸水道事業体及び大阪広域水道企業団は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

(2) 関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。また、火災等の二次災

害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するなど、必要な措置を講ずる。

(3) 大阪ガスネットワーク株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 西日本電信電話株式会社等

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- ア. 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ. 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- ウ. 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる物とし、その具体的な内容を定める。

4. 交通対策

【道路公園班】

(1) 道路

市、府公安委員会、警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

(2) 海上及び航空

- ア. 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- イ. 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- ウ. 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- エ. 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措

置を講ずべきことを命じるものとする。

- オ. 第五管区海上保安本部、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。
- カ. 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

（3）鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

（4）乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

5. 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

（1）周知の方法

ア. 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

イ. 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

（2）緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

＜資料＞

- ・資料編：2－4 警戒体制と活動内容（大雨・地震・津波）

第4節 発災直後の情報収集伝達

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、漁港管理事務所、泉佐野保健所、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、各土地改良区、大阪泉州農業協同組合、泉佐野市林業振興協議会)

災害が発生した場合、被害状況等の調査、報告は災害応急対策実施の基礎となるため、市は、関係機関と相互連携をしながら適切に行うほか、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を、災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図るなど、迅速かつ的確に、被害状況等の把握を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

1. 情報収集伝達経路

【総務部、都市整備部、上下水道部、生活産業部、健康福祉部、こども部、教育部、情報班】

各部は、自己の部に属する被害状況を把握し、情報班へ報告する。情報班は収集した情報を整理し、情報総括責任者である市長公室長へ報告をする。情報総括責任者は、収集した情報を総括し本部長へ報告する。

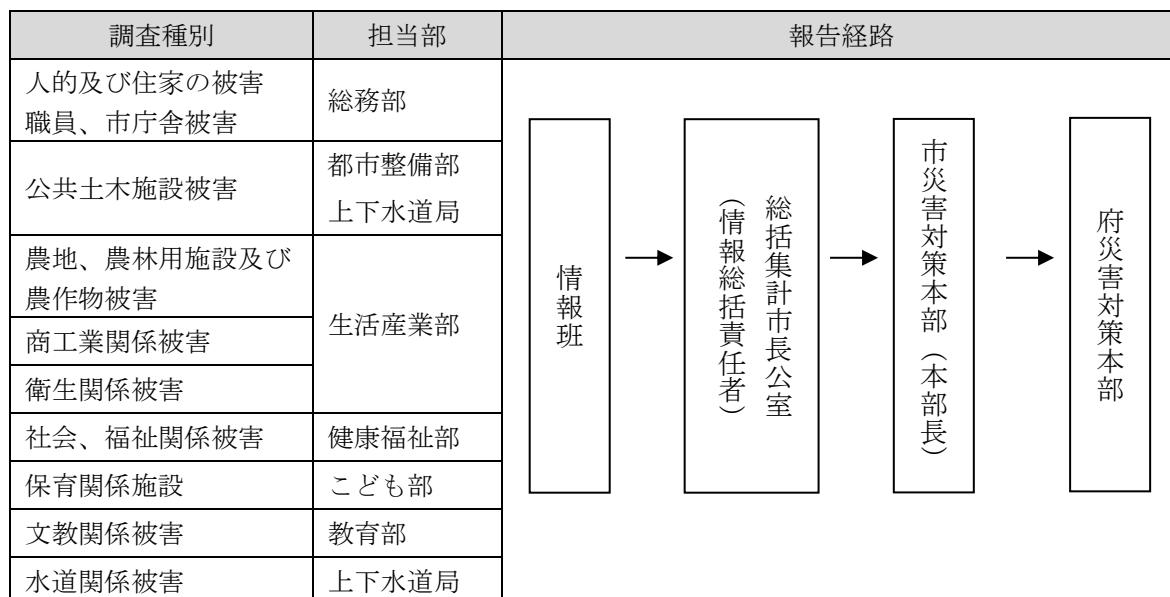


図 情報収集伝達経路

2. 被害状況の把握

【総務部、都市整備部、上下水道部、生活産業部、健康福祉部、こども部、教育部、情報班】

(1) 把握を行う事項

- ア. 火災発生状況
- イ. 避難の必要の有無及びその状況
- ウ. 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況

- エ. 救急・救助活動の必要の有無及びその状況
- オ. 住家の被害その他の物的被害
- カ. 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害
- キ. 庁舎周辺の被害状況
- ク. 消防機関への通報状況
- ケ. 管内警察署からの情報（通報状況等）
- コ. 関係機関からの情報
- サ. 住民等からの情報
- シ. 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- ス. その他本部長が必要と認める特命事項

（2）収集報告を行う事項

- ア. 被害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した区域・場所
- エ. 被害状況
- オ. 災害に対して既にとった措置
- カ. 災害に対して今後とろうとする措置
- キ. 災害対策に要した費用の概算額
- ク. その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編：7-8）参照

（3）調査方法

調査班の編成、調査時期、調査表の様式などについては、「泉佐野市災害対策本部活動実施要領」による。

（4）調査報告の留意事項

- ア. 被害状況の迅速かつ的確な把握を期すため、関係機関と常に連絡を図る。
- イ. 本部への報告は、応急被災状況報告書又は別紙の様式（資料編：7-1、2、3）より実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
- ウ. 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。
- エ. 被害の調査については、泉佐野警察と連絡をとる。

（5）住民からの通報

住民からの被害発生などの通報があった場合は、直ちに災害対策本部へ報告しなければならない。市は、担当班を派遣して、被害状況調査及び災害応急対策を実施する。

また、住民からの通報内容は様式に記入したうえでカテゴリーごとに分類し、データベースとして整理する。

(6) 被害状況の情報整理

収集した被害情報をとりまとめ、災害発生場所が地図上で把握できるように整理する。また、整理した結果をデジタル化するために必要となる、地図情報システムの構築に向けた検討を行う。

3. 被害状況の伝達 【本部運営班、生活産業部、都市整備部、上下水道部、健康福祉部】

本部運営班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関等に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する関係機関
- (2) 応急対策を実施する災害対策本部の各部
- (3) 報道機関
- (4) 住民

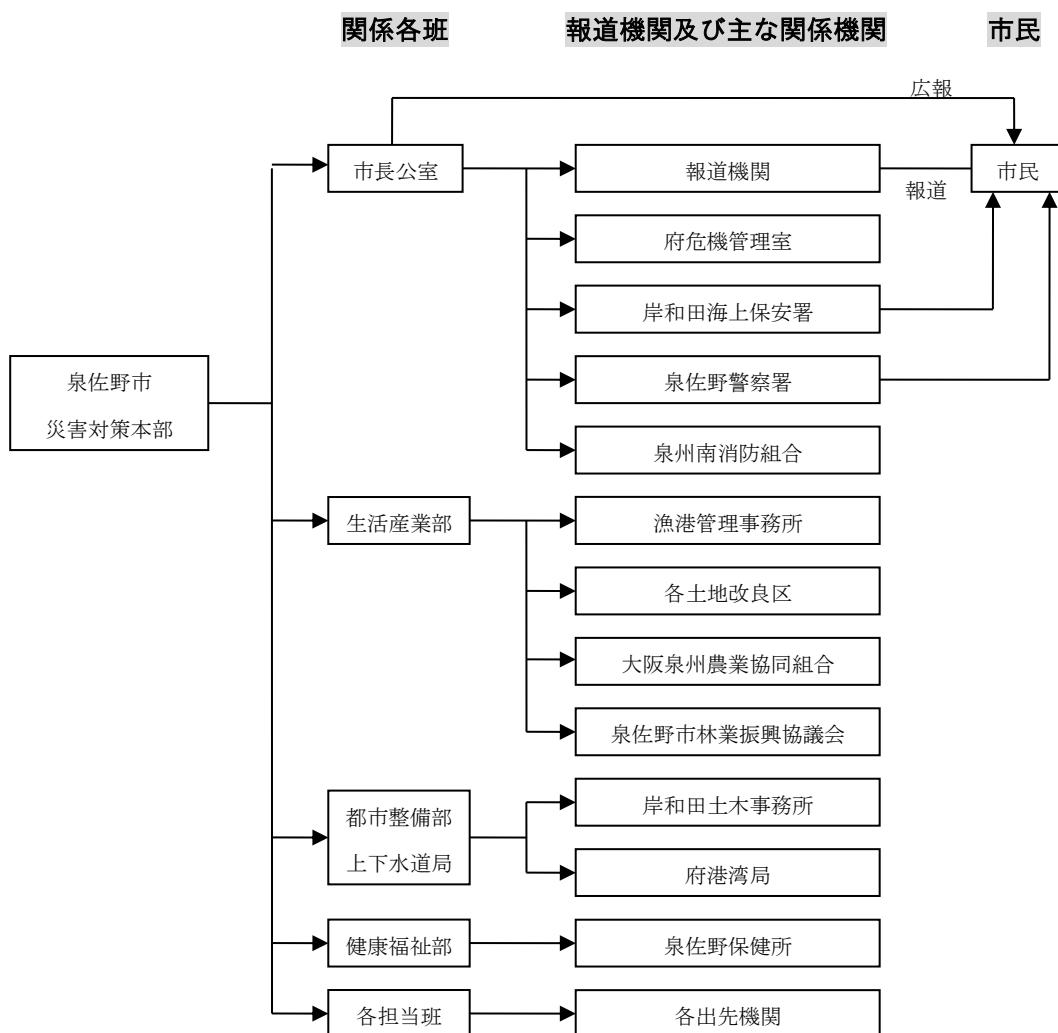


図 関係機関への情報伝達系統

4. 府及び国への報告

【本部運営班】

調査収集し又は報告を受けた被害状況は、次の報告の基準及び要領により府に報告する（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。府に対する被害状況等の報告については、

災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

（1）被害状況等即報（資料編：7-1）

本部運営班は、取りまとめた情報を途中経過として隨時、府へ報告する。

ア. 府に報告する内容

（ア）人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者（重傷者、軽傷者）数

（イ）住家被害

全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）、一部破損、床上・床下浸水の棟数、世帯数、人数

（ウ）災害対策上必要と認められる事項の概要

火災、津波、土砂災害の発生状況、避難、応援の必要性、災害拡大のおそれ等

（エ）災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

イ. 報告の方法

府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により運用できなくなった場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等によって報告する。

報告の開始時点は次のとおりである。

（ア）府域において震度4の地震が発生したとき

（イ）津波警報が発表されたとき

（ウ）気象警報が発表されたとき

（エ）その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき

（2）被害状況報告（資料編：7-1）

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。報告方法は、被害状況等即報と同様である。

（3）災害確定報告（資料編：7-1）

応急措置が完了した場合は、災害確定報告として被害状況報告様式の全項目について報告する。報告方法は被害状況等即報と同様である。

（4）119番通報殺到状況の報告

市は、消防機関への通報が殺到した場合には、その状況等の情報を府及び消防庁に速やかに報告する。

（5）国への報告

府への報告が通信の途絶等によりできない場合又は地震が発生し市域内で震度5強以上を記

録したものについては、被害の有無を問わず直接国（消防庁）に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

(6) 土砂災害発生時の報告（資料編：7-2、3、4）

土石流、地すべり、急傾斜地等の土砂災害が発生した場合は、被害状況報告を府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所等に対し報告を行う。

(7) 火災等に関する報告

火災等に関する報告は、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

5. 通信手段の確保

【本部運営班、地域支援班】

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。なお、市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

また、西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

(1) 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。（資料編：5-1）

(2) 電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア. 防災無線通信

（ア）大阪府非常通信経路計画市町村系（資料編：5-2）（非常時のみ）

（イ）防災行政無線陸上移動局配置表（資料編：5-4）

（ウ）防災行政無線屋外子局一覧・位置図（資料編：5-5）

イ. 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努

める。

第5節 災害広報

(関係機関:日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

1. 実施機関

【本部運営班、情報班、機動班】

総括部本部運営班は、総括部情報班、機動班との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように広報を行う。

2. 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
- イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

3. 広報内容

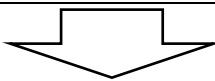
【本部運営班、情報班、機動班】

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報誌の掲示など、各段階に応じ

て次のような方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

災害発生直後の広報		
【台風接近時】 ア. 台風についての情報 (進路予想図、予報円等) や気象の状況 イ. 不要・不急の外出抑制の呼びかけ ウ. 鉄道等の交通機関の運行情報の収集 など	【地震発生直後】 ア. 地震の規模・津波情報 (津波の規模、到達予想時刻等)・余震・気象の状況 イ. 出火防止、初期消火の呼びかけ ウ. 要配慮者への支援の呼びかけ など	【風水害発生直後】 ア. 災害の規模・気象等の状況 イ. 要配慮者への支援の呼びかけ ウ. 土砂災害(二次的災害)の危険性 など
その後の広報		
ア. 二次災害の危険性 イ. 被災状況とその後の見通し ウ. 被災者のために講じている施策 エ. ライフライン(水道、下水道、電力、ガス等)や交通施設等の復旧状況 オ. 医療機関などの生活関連情報 カ. 交通規制情報 キ. 義援物資等の取扱い など		



(2) 広報の方法

- ア. 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ. ヘリコプター・広報車やハンドマイクによる現場広報
- ウ. 市防災行政無線(同報系)による地区広報
- エ. 避難場所等への職員の派遣、広報紙、チラシの掲示・配布
- オ. 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ. インターネットやSNS、CATVの活用
- キ. 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- ク. 町会・自治会(自主防災組織を含む)等の市民団体の協力
- ケ. 「おおさか防災ネット」の活用
- コ. 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用

(3) 災害時の広報体制

- ア. 広報責任者による情報の一元化
- イ. 広報資料の作成
- ウ. 関係機関との連絡調整

4. 報道機関との連携

【本部運営班】

(1) 緊急放送の実施

日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802は、次の場合に緊急放送を行う。

- ア. 大津波警報等が発せられた場合
- イ. 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があつた場合
- ウ. 災害対策基本法の規定により市長から放送を求められた場合
- エ. 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- オ. その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア. 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

イ. 外国人への情報提供

市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

ウ. 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行うよう努める。

5. 広聴活動の実施

【全部局】

被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専門電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第3章 消火・救助・救急・医療救護

第3章 消火・救助・救急・医療救護

《内容》人命を守るための活動

第1節 消火・救助・救急活動

第2節 医療救護活動

第1節 消火・救助・救急活動

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、自主防災組織)

市は、泉州南消防組合、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

また、国や府との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図る。

1. 災害発生状況の把握

【本部運営班】

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2. 消火活動

- ア. 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- イ. 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

大規模火災時

木造建築物の面積及び建ぺい率、消防車両の走行状況、あるいは水利状況等が悪い地区においては、延焼の防止を主に防ぎよ体制をとる。

危険物火災時

消防法上の定める危険物、火薬類、ガス類、毒劇薬及び放射性物質等の防ぎよにあたっては、その性質及び量等から冷却消火、化学消火、窒息消火及び除去消火等を講じ、周辺への延焼防止等にあたるとともに、消防警戒区域等を設定し、関係者以外の立ち入り禁止及び周辺住民を避難させる等の処置をとるなど、不測の事態に備える。

断水、減水時

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺の消火栓及び自然水利等を併用して防ぎよにあたるものとするが、地震等により、広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・河川・ため池等を活用するものとする。

3. 救助・救急活動

- ア. 警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施する。
- イ. 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ. 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- エ. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
後に、傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等の判断は、現地に応急救護所を設置して行う。なお、負傷の程度や収容能力等により応急救護所では対応できない場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

4. 実働組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5. 相互応援

【本部運営班】

- (1) 市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 被災しなかった場合は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

6. 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握とともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、泉州南消防組合、警察署など関係機関との連携を図る。

7. 慘事ストレス対策

【人事班】

捜索、救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

(関係機関:自衛隊、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、大阪府泉佐野保健所)

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短時間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。その際、効率的な負傷者救護のためには、適切な優先順位（トリアージ）の決定を行う必要がある。

また、甚大な規模の災害にあっては、負傷者の病院への収容が遅滞することから、避難所などに救護所を設け、対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生を考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

さらに、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

1. 医療情報の収集活動

【医療保健班、本部運営班】

市は、災害拠点病院、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。医療情報の把握及び報告は、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び府防災行政無線を用いる。

また、市は、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2. 医療救護活動

【医療保健班】

(1) 医療救護班の編成・派遣

市及び保健所保健医療調整本部は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）・医師会等と医療機関の被災状況等を踏まえた上で、医療救護班の派遣について協議し、必要に応じて大阪府災害対策本部保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請する。

大阪府災害対策本部保健医療調整本部は、DMA T及び日本赤十字社大阪府支部等へ医療救護班の派遣要請を行う。

次の医療関係機関は府、市の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を避難所等、市の定める参集場所に派遣して医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面必要な資機材等を携行する。

府は、泉佐野保健所管内の保健医療活動の総合調整を行うため、保健所内に保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）を設置する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、りんくう総合医療センター、近畿地方医務局、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア. 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ. 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

急性期には、災害派遣医療チーム（D M A T）の受入れ窓口が、地域の所属するD M A T活動拠点本部に設置され、医療班の管理を行う。中長期的な医療救護班については、市は保健所保健医療調整本部、医師会等と連携し、救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の業務

- ア. 患者に対する応急処置
- イ. 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ. 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ. 助産救護
- オ. 被災住民等の健康管理
- カ. 死亡の確認
- キ. その他状況に応じた処置

(薬剤師班)

- ア. 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- イ. 救護所、医薬品の集積場所等における医薬品仕分け及び管理
- ウ. 医薬品等の確保及び供給の協力
- エ. その他医療救護を実施する上で必要な措置

(歯科医療班)

- ア. 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療
- イ. 傷病者に対する口腔衛生指導
- ウ. その他医療救護を実施する上で必要な措置

(5) 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ア. 設置基準

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- (ウ) 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

イ. 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

- ・応急救護所設置場所：集中して負傷者がいる地域
- ・医療救護所設置場所：学校の医務室、避難所、市関係施設、その他医療機関

ウ. 運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医療品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食糧、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(6) 救護所における現地医療活動

ア. 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される救急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ. 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

3. 後方医療活動

【医療保健班】

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア. 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ. 航空機搬送

市は、災害状況に応じてドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機などが必要な場合、府に要請する。

(3) 広域医療搬送

空港等に広域搬送拠点臨時医療施設（S C U）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患

者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

(4) 災害医療機関の役割

ア. 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- a. 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b. 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣
- c. 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d. 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ. 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ. 市災害医療センター（りんくう総合医療センター）

りんくう総合医療センターは、次の活動を行う。

(ア) 市の医療拠点としての患者の受入れ

(イ) 市災害対策本部、泉佐野泉南医師会等との連携

(ウ) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

エ. 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、りんくう総合医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

4. 医薬品等の確保供給活動

【医療保健班】

市及び府は、地域の医療機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

5. 被災者の精神的・心理的ケア

【医療保健班】

(1) 巡回相談の実施

被害精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するP T S D（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学・臨終心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを設置する。

6. 個別疾病対策

【医療保健班】

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

<資料>

- ・資料編：6. 医療関係
- ・資料編：7－6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

第4章 避難行動

第4章 避難行動

《内容》市民の安全を確保するための活動

第1節 避難誘導

第2節 避難所の開設・運営等

第3節 避難行動要支援者への支援

第4節 広域一時滞在への対応

第1節 避難誘導

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、消防団、町会・自治会、自主防災組織)

災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難誘導等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

[関係マニュアル：避難情報の判断基準・伝達マニュアル]

[関係計画：避難行動要支援者避難行動支援プラン]

1. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

【本部運営班】

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等の発令を行う。躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

発令に際しては、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」に示す下記の項目に従い行うものとする。

- (1) 避難指示等の種類
- (2) 避難指示等発令時の住民に求める行動
- (3) 避難指示等の伝達方法
- (4) 避難指示等の発令基準
- (5) 避難指示等発令の対象区域
- (6) 避難指示等の伝達文例

なお、避難指示等発令の標準的な意味合いを以下に示す。

表 避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等 に促す情報	居住者が自ら 行動をとる際の 判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情 報に注意する等、災害への 心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発 表)	

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等 に促す情報	居住者が自ら 行動をとる際の 判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により 自宅・施設等の災害リス ク、指定緊急避難場所や避 難経路、避難のタイミング 等を再確認するとともに、 避難情報の把握手段を再確 認・注意するなど、避難に 備え自らの避難行動を確 認。	大雨・洪水・高 潮注意報 (気象庁が発 表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報 の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッセ ュ情報（注意）
警戒 レベル3	危険な場所から高齢者等は 避難 ・高齢者等※は危険な場所 から避難（立退き避難又は 屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時 間を要する在宅又は施設利 用者の高齢者及び障がいの ある人等、及びその人の避 難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要 に応じ、出勤等の外出を控 えるなど普段の行動を見合 わせ始めたり、避難の準備 をしたり、自主的に避難す るタイミングである。例え ば、地域の状況に応じ、早 めの避難が望ましい場所の 居住者等は、このタイミン グで自主的に避難すること が望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報 の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッセ ュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可 能性に言及する高潮注意報

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等 に促す情報	居住者が自ら 行動をとる際の 判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全 確保)する。	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報 の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒 レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への 立退き避難することがかえ って危険である場合、緊急 安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の 状況で、本行動を安全にと ることができると限らず、また本行動をとったと しても身の安全を確保でき るとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水 害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災 害))※2 ・高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市町村長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、府が提供する土砂災害危険度をよ
り詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報(浸水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注6 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

表 避難指示等の権限

種別	指示を行う要件	指示を行う者	根拠法規
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条
	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事	
	(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合。	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官（災害派遣を命ぜられた部隊）	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条

2. 避難指示等の発令判断に関する留意点

【本部運営班】

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることが自主的な避難を呼びかける必要がある。

(2) 高齢者等避難の活用

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(3) 緊急安全確保、避難指示

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める

地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

(4) 住民への周知

市長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

3. 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、防災行政無線等により住民に避難の準備を広報する。

4. 避難者の誘導

【本部運営班、被災者支援班】

避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、避難

行動要支援者及び介助者を優先して行うものとする。

なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- (5) 在宅の避難行動要支援者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- (6) 帰宅困難者については、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行うほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

5. 学校・社会福祉施設等における避難対策

【避難所班】

学校、幼稚園、認定こども園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、平常時から市、泉州南消防組合及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

6. 警戒区域の設定

【本部運営班】

市長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの制限、禁止又は退去を命じることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、泉州南消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のた

めのパトロールを実施する。

7. 広域避難

(1) 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

表 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法規
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において（消防警戒区域）	消防法第36条において準用する第28条、第23条の2
水防団長 水防団員又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

なお、警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

第2節 避難所の開設・運営等

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、町会・自治会、自主防災組織)

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設するものとする。

[関係マニュアル：避難所運営マニュアル]

1. 避難所の開設

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受け入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(1) 避難所の開設

ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速かに避難所の施設の管理者に連絡する。

イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、事前に避難所運営のための地域防災支援員を職員の中から選任し、避難所の開設と被災者の受け入れにあてる。

ただし、緊急を要する場合で、地域防災支援員の派遣が困難な場合は、町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とすることができる。

- ウ. 地域防災支援員は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。
- エ. 避難所を開設した場合、本部運営班は直ちに次の事項を知事、泉佐野警察署長及び泉州南消防組合消防長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する。)
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名(急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流名等災害危険区域名)
- オ. 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。

(2) 避難所の受入れ対象者

- ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った人
- イ. 現に被害を受けた人
- ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある人
- エ. 避難命令が出た場合、又は避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である人
- オ. その他避難が必要と認められる人

2. 避難所の管理・運営

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班、保育班】

(1) 避難者の受入れ

- 地域防災支援員は、地域団体や施設管理者と協力し、次の事項に留意して避難者の受入れを行う。
- ア. 避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受入れる。
 - イ. 避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。
 - ウ. 避難者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所に避難者を誘導する。
 - エ. 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合、本部運営班は民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所の管理、運営

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、「泉佐野市避難所運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア. 地域団体、避難者、地域防災支援員、施設管理者等から成る避難所運営委員会を設置し、指定避難所の運営を行う。
- イ. 指定避難所ごとに受入れ避難所に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定

- 避難所外で生活している避難者に係る情報の把握並びに府への報告を行う。
- ウ. 地域防災支援員は、避難所開設状況報告書により受入れ状況を地域支援班に報告する。
- エ. 地域防災支援員は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに地域支援班に報告する。
- (ア) 被災者の受入れを開始したとき
(イ) 受入れ者全部が退出又は転出したとき
(ウ) 受入れ者が死亡したとき
(エ) 避難所に悪疫が発生したとき
(オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき
- オ. 混乱防止のための避難者心得の掲示
- カ. 生活環境を、常に良好なものとするための食事供与及びトイレの設置状況等の把握に努める。
- キ. 避難行動要支援者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者（健常者）等なるべく多くの住民との連絡を確保する。また、市は、必要に応じて、地域防災支援員や社会福祉施設の管理者等と連携して、福祉避難所、社会福祉施設への入所（二次的避難）を図る。
- ク. 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を講じる。
- ケ. 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- コ. 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）。
- サ. 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底する。
- シ. 応急給水用具等を管理する。
- ス. 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- セ. 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ソ. 避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に考慮する。
- (ア) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置
(イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置
(ウ) 女性用洗濯物の干し場の確保
(エ) 授乳スペース・育児スペースの確保
(オ) 男女ペアでの巡回警備等による安全確保
(カ) その他必要なもの
- タ. 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター

一を掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- チ. 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ツ. 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- テ. 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- ト. 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- ナ. 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

(3) 指定避難所の統合、閉鎖

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、地域防災支援員に必要な指示を与える。
- イ. 地域防災支援員は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。
- ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。
- エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。

3. 避難所の早期解消のための取組み等

【地域支援班、建築班】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

＜資料＞

- ・資料編：9－2 指定避難所一覧・位置図

第3節 避難行動要支援者への支援

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野社会福祉協議会、自主防災組織)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等がある避難行動要支援者への福祉サービスの提供を行う。ここでは、主に要援護高齢者・障害者等に関する支援・対応を定め、さらに、旅行者、外国人に関する支援・対応についても定める。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を市へ派遣し、支援する。

[関係計画：避難行動要支援者避難行動支援プラン]

1. 避難行動要支援者の被災状況の把握等

【被災者支援班】

(1) 安否確認・避難誘導・被災状況の把握

市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、民生委員児童委員をはじめ、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、在宅の要援護高齢者・障害者等の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認を行うよう努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、施設の入所者、利用者の安全を確保し、施設設備、入所者、職員及び福祉関連スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

市は、避難行動要支援者に適切な援護を実施するため、発災後 2~3 日を目途に、避難所及び在宅の避難行動要支援者の実態調査を行う。

ア. 避難所の避難行動要支援者

避難所管理者の協力を得て、避難行動要支援者を対象として、健康状態等を調査する。

イ. 在宅の避難行動要支援者

避難行動要支援者の生活状況を把握する。

ウ. 巡回相談の実施

市は、避難所を定期的に巡回し、相談窓口を開設するなど、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

2. 被災した避難行動要支援者への支援活動

【被災者支援班】

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要

支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

（2）避難行動要支援者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意志を尊重した上で、福祉避難所への避難、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

（3）広域支援体制の確立

避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告を行うことで、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

3. 旅行者・外国人対策

【被災者支援班、商工班】

（1）避難誘導

災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、宿泊施設においては、宿泊施設の責任者や従業員により、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難場所、避難所に誘導する。その際、旅行者に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努めるものとする。

（2）安否確認

市は、旅行者の安否について、警察・泉州南消防組合と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、宿泊施設の宿泊記録等により調査し、できる限り状況の把握に努める。

（3）応急食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、旅行者に対して、宿泊施設等と協力して、できる限り必要量の応急食料、飲料水、毛布などを提供する。

（4）外国語による情報提供

外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、多言語で必要な情報を提供することに努める。

第4節 広域一時滞在への対応

【本部運営班】

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合は、府が広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策・緊急輸送活動

第5章 交通対策・緊急輸送活動

《内容》消火、救助、救急、医療救護、物資供給を迅速に実施するための活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

第2節 交通の維持復旧

第1節 交通規制・緊急輸送活動

(関係機関: 泉佐野警察署、自衛隊、岸和田海上保安署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

市、府をはじめ関係機関は、消火・救助・救急・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1. 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象

- ア. 傷病者
- イ. 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ. 飲料水、食料、生活必需品等
- エ. 救援物資等
- オ. 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア. 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ. 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ. ア. イ. 以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 陸上輸送

【本部運営班、総務班、道路公園班】

(1) 緊急輸送車両等の確保

- ア. 輸送車両の確保
 - (ア) 市で保有する車両等は、(資料編: 8-1) のとおりである。
 - (イ) 市保有車両が不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。
 - (ウ) 市内で車両の確保が困難な場合は、府に調達あっせんを要請する。その際は、次の事項を明示する。
 - a. 輸送区間及び借り上げ期間
 - b. 輸送人員又は輸送量
 - c. 車両等の種類及び台数
 - d. 集結場所及び日時
 - e. その他必要な事項
- イ. 鉄道による輸送確保
 - 自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

(2) 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

ア. 被害情報の収集及び緊急交通路の指定

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、泉佐野警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。(資料編：8-3)

イ. 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

泉佐野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、泉佐野警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(ア) 市、府、道路管理者

a. 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

b. 交通規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

c. 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(イ) 泉佐野警察

a. 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

b. 緊急交通路における交通規制の実施

「14重点路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ. 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるもの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

エ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

表 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

実施責任者	範囲	根拠法規
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急通行車両のみについて行うことができる。	

オ. 道路管理者による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

(ア) 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

a. 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。

（災害対策基本法第76条の6第1項）

b. 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）

(イ) 土地の一時使用等

上記(ア)の措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）

(ウ) 損失補償

道路管理者は上記(ア)のa又はbの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければな

らない。(災害対策基本法第82条第1項)

(イ) 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、府、市に対し、知事は市に対し、上記(ア)、(イ)の措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

(オ) 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、上記(ア)、(イ)の措置について要請することができる。(災害対策基本法第76条の4第1項)

カ. 交通規制の標識等の設置

泉佐野警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

キ. 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

泉佐野警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(3) 緊急交通路の周知

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に發揮させるため、住民への周知を行う。

(4) 緊急輸送の実施

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

ア. 緊急通行車両の確認

(ア) 対象車両

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

(イ) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに公安委員会（警察署長）に緊急通行車両の確認を行う。

(ウ) 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を知事又は公安委員会（警察署長）に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

イ. 緊急車両の表彰及び確認証明書

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書・標章（資料編：8－2）が交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けて輸送を実施する。

ウ. 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に集積する。

エ. 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

（5）重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

3. 水上輸送

【本部運営班】

地上の輸送が不可能な場合、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う

＜海上交通の制限＞

岸和田海上保安署は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

ア. 港内における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。

イ. 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる

ウ. 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

4. 航空輸送

【本部運営班】

地上の輸送が不可能な場合又は山間部への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、災害時用臨時ヘリポートを指定して、府に調達あっせんを要請する。

また、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

＜災害時用臨時ヘリポートの確保＞

ア. あらかじめ選定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合は、災害時用臨時ヘリポートを選定する。（資料編：8－6）

イ. 受入れにあたっては次の事項に留意する。

（ア）風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てる
こと。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をと

る。

(イ) 着陸点にはHを表示する。

(ウ) 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備する。

ウ. 選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

第2節 交通の維持復旧

(関係機関:泉州南消防組合、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

鉄軌道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努めるものとする。

1. 被害状況の報告

【情報班、道路公園班】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市又は府に報告する。

2. 各施設管理者における対応

【道路公園班】

(1) 道路施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 鉄軌道施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

3. 交通の機能確保

【道路公園班】

(1) 障害物の除去

ア. 実施責任者

市は、市の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、多量の障害物が発生した場合は、廃棄物処理計画を策定する。

イ. 障害物の除去の優先順位

- (ア) 緊急輸送及び消火・救助・救急活動を行う上で重要な道路（緊急交通路）
- (イ) 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (ウ) 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- (エ) その他災害応急対策活動上重要な道路

ウ. 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

エ. 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

(2) 各施設管理者における復旧

ア. 市の管理する道路・道路付帯施設

- (ア) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- (エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ. その他の交通施設

鉄軌道、国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

【内容1】二次災害発生、被害拡大防止のための活動

【内容2】応急活動、生活に必須となる資源確保のための活動

第1節 公共施設応急対策

第2節 民間建築物等応急対策

第3節 ライフライン・放送の確保

第4節 農林水産関係応急対策

第1節 公共施設応急対策

(関係機関:岸和田土木事務所、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局)

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

1. 公共土木施設等（河川施設、ダム施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設等）

【道路公園班、農水班】

（1）河川・海岸保全施設、ため池等農業用施設

- ア. 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）は、本部長その他必要な機関に連絡する。
- イ. 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- ウ. 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

（2）砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- ア. 市及び施設管理者は、土砂災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- エ. 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

（3）その他公共土木施設

- ア. 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

2. 公共建築物

【施設管理担当課】

府及び市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 応急工事

【施設管理担当課】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、原子力事業者)

市及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

1. 民間建築物等

【建築班、復興班】

(1) 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 宅地

- ア. 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。
- イ. 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。
- ウ. 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

(3) 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探査し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

2. 危険物等

【本部運営班】

(1) 対象

危険物施設、高压ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。関係機関は、必要に応じて、立入検査を行う。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

3. 放射性物質（原子炉施設、放射性同位元素に係る施設等）

【本部運営班】

(1) 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視

などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3節 ライフライン・放送の確保

(関係機関:泉州南消防組合、大阪広域水道企業団、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会、民間放送株式会社)

ライフゲイン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフゲイン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

1. 被害状況の報告

【情報班、道路公園班、河川下水道班、水道班】

ライフゲイン事業者は、災害が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、府に報告する。なお、生じた被害により本市域に影響を与える被害状況については、市にも報告する。

2. 各事業者における対応

【河川下水道班、水道班】

(1) 上水道

ア. 応急措置

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、必要な技術要員の待機、資材の確保を図る。被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼動の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

(ア) 緊急修理機材及び消毒剤を集め、出動体制を整備する。

(イ) 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(ウ) 施設の損壊、漏水などの障害を応急復旧する。

(エ) 水道が汚染し、飲料水として消毒することが不適当なときは、直ちにその使用禁止、停止及び制限などの措置をとる。

イ. 応急給水

(ア) 市は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

(イ) 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

(ウ) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(エ) 避難所のほか、被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行うよう努める。

ウ. 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

(2) 下水道

ア. 応急措置

- (ア) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (イ) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (ウ) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼動の停止又は制限を行うとともに、関係機関及び付近住民に通報する。

イ. 応急対策

- (ア) 市は、被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (イ) 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

ウ. 広報

- (ア) 市は、住民等に対して、生活水の節水に努めるよう広報する。
- (イ) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(3) 電力

ア. 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

イ. 応急供給

- (ア) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (イ) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (ウ) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (エ) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (オ) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (カ) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対しホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

(4) ガス

ア. 応急措置

地震により、ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、泉州南消防組合、泉佐野警察への通報及び付近住民に広報する。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を

行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

イ. 応急供給

- (ア) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (イ) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (ウ) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (エ) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対しホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

(5) 電気通信

ア. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合には、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (エ) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

イ. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ. 設備の応急対策

- (ア) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回線を第一義として速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (ウ) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 放送

ア. 放送体制の確保に努める。

イ. 非常放送を実施する。

ウ. 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

- エ. 施設の応急復旧を進める。
- オ. 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、住民への被害情報の提供に努める。

第4節 農林水産関係応急対策

(関係機関:大阪泉州農業協同組合、各土地改良区)

関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を図るものとする。

1. 農業施設応急対策

【農水班】

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上に立て応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策

【農水班】

- (1) 災害対策技術の指導
災害を最小限にとどめるための技術指導等を農業団体等と協力して実施する。

(2) 水稲種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、府病害虫防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 畜産応急対策

【農水班】

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。なお、消毒薬品は、家畜の所有者又は府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第7章 被災者の生活支援

第7章 被災者の生活支援

《内容》被災者の生活（生活物資、住宅、教育等）を支援するための活動

第1節 支援体制

第2節 住民等からの問い合わせ

第3節 災害救助法の適用

第4節 緊急物資の供給

第5節 住宅の応急確保

第6節 応急教育

第7節 自発的支援の受入れ

第1節 支援体制

【本部運営班、被災者支援班、商工班】

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市と府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

【市民班、全部局】

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を要請し、法によって実施するものとする。

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、応急救助活動を迅速、的確に行うため、委任を受けている事項は下記「2. 救助の内容」に示す（1）から（9）である。

2. 法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

3. 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索及び処理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (10) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (11) 災害にかかった住宅の応急修理

4. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域

内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達するとき。
- (2) 府下の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達するとき。
- (3) 府下の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5. 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は 1 世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯を持って 1 世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は 3 世帯を持って 1 世帯とする。

6. 適用手続き

【本部運営班】

- (1) 市長は、本市における災害の程度が「3. 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

7. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」（資料編：7-6）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第4節 緊急物資の供給

(関係機関: 関西広域連合、近畿農政局(大阪地域センター)、日本赤十字社、大阪府LPガス協会)

府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することもできる。また、府は、市において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

1. 給水活動

【上下水道総務班、水道班】

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行うものとする。

なお、府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

（1）市の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア. 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- イ. 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ. 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ. 給水用資機材の調達
- オ. 住民への給水活動に関する情報の提供
- カ. 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- キ. ボトル水、リュック式給水袋等の配布

(2) 給水方法

- ア. 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い浄水場、配水場等から給水タンク車等で搬送、給水するものとする。
- イ. ア. において、飲料水兼用耐震性防火水槽の利用が可能な場合は利用を図る。
- ウ. 飲料水が汚染したと認める場合は、水質検査を行い、浄水して供給する。
- エ. 給水は、まず、医療施設や避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

2. 食料・生活必需品の供給

【被災者支援班、食糧物資班、避難所班】

市、府をはじめ関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市、府及び関係機関の役割

市は、発災時において、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。

- ア. 避難所ごとの必要量算定
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達

不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

○ 市は、府に次の措置を講ずるよう、応援要請する。

- ア. 調達可能な物資量の情報収集
 - イ. 災害用備蓄物資の供給
 - ウ. 協定締結している物資の調達
 - エ. 市町村間の応援措置について指示
- オ. 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府L Pガス協会に対し、それぞれ、食料、食塩、毛布・日用品、L Pガスの供給を要請
- カ. 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- キ. 応援物資等を、市の集積地まで輸送

○ 関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- ア. 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ. 近畿農政局（大阪地域センター）

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の定めると
ころによる備蓄物資の供給

- ウ. 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- エ. 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

- オ. 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

(2) 食糧の供給

市は、被災者及び災害応急従事者に対して、食糧の供給及び調達を円滑にするため、災害用食糧の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護するものとする。

ア. 食糧の調達

市は、市で備蓄する食糧の他、あらかじめ市内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、市単独で必要数量を調達できないときは、府に要請して府備蓄食料の放出を受ける。

イ. 要配慮者への配慮

食料の供給は、要援護高齢者・障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(3) 生活必需品の供給

市は、災害時において、被災者に対して寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努めるものとする。

ア. 調達方法

市は、市で備蓄している生活必需品の他あらかじめ市内の関係業者の協力を得て、協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、知事に対し物資の調達あっせんを依頼するものとする。

イ. 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで事務分担職員、民間協力団体及び市内業者の協力のもとに実施し、罹災者に対して不安の内容に迅速に処理するものとする。

(ア) 生活必需品等の範囲

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・被服（肌着等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、庖丁等）
- ・食器（茶わん、皿、はし等）
- ・保育用品（ほ乳びん等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ・日用品（せっけん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- ・衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

ウ. 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準によるものとする。

(4) 避難所等に対する救援物資の輸送

市は、市備蓄拠点に備蓄している救援物資、又は、市物資輸送拠点に配送された救援物資等を仕分し、各避難所等必要な場所へ配達し、被災者に配付する。

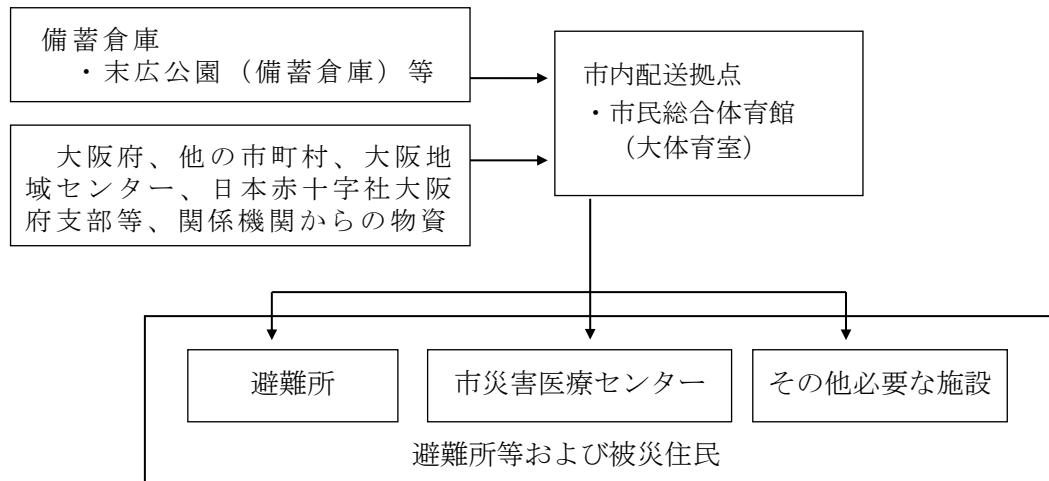


図 救援物資の輸送イメージ

〈資料〉

- ・資料編：10. 飲料水・食糧・生活必需品関係
- ・資料編：8-4 救援物資の輸送経路図

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

1. 被災住宅の応急修理

【建築班】

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない人の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

2. 住居障害物の除去

【建築班】

(1) 実施責任者

市が責任者として実施する。

(2) 障害物の除去の対象者

- ア. 当面の日常生活が営み得ない人、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、玄関等の場所のみを対象とする。
- イ. 住家は、半壊又は半焼したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

3. 応急仮設住宅の建設

【建築班】

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない人に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、府と協力して行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型応急住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

4. 住宅の借上げ

【建築班】

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

5. 応急仮設住宅の運営管理

【建築班】

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市は府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6. 公共住宅への一時入居

【建築班】

市及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

7. 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築班】

- (1) 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

8. 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。

第6節 応急教育

(関係機関: 泉佐野保健所)

市は、災害の発生、又はそのおそれがある場合に児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施するものとする。

(資料編: 参考-8)

1. 実施責任者

- (1) 市立の認定こども園、小学校、中学校の応急教育及び教育施設の応急復旧対策はこども部及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校の措置については、校長、園長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。

2. 校長、園長の措置

【避難所班、保育班】

学校長、園長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市教育委員会、警察署、泉州南消防組合及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

3. 児童生徒等の保護

【避難所班、保育班】

(1) 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長、園長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- ア. 登校後にあっては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添うものとする。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。
- イ. 登校前に休業措置をとったときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- ウ. 学校長、園長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導にあたらせる。
- エ. 学校長、園長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設、整備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全・応急復旧

- ア. 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- イ. 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

4. 応急教育の実施

【避難所班】

(1) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるように必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

- ア. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、近隣の公共施設及びその他の適当な場所を利用する。
- イ. 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。
- ウ. 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 授業時数の確保

授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示により必要な措置を行う。

5. 学校給食の応急措置

【避難所班】

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 学校給食センター施設が被災した場合は、パンと牛乳による補食給食を行う。
- (2) 施設の復旧が長期に及ぶ場合は、ほかのルートにより学校給食を確保する。
- (3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

6. 就学援助等

【避難所班】

(1) 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、府教育委員会と協力して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(2) 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 児童・生徒の健康管理

市教育委員会は、府教育委員会、校長、園長と協力し、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 認定こども園等の措置

【保育班】

認定こども園等の施設についても、こども部及び各認定こども園等において上記の計画に準じて児童の保護及び教育・保育に充分に配慮するものとする。

8. 文化財災害応急対策

【避難所班】

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理者）は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して、府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者（管理者）に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。（資料編：3－5）

第7節 自発的支援の受入れ

(関係機関：日本郵便株式会社、泉佐野市社会福祉協議会、日本赤十字社)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

【被災者支援班、人事班】

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、NPO・ボランティア等その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

（1）活動環境の整備

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重するものとする。市は、市社会福祉協議会と協力してボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

（2）活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

（3）府の活動

ア. 情報の提供

災害の状況、市が収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

イ. ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

（4）日本赤十字社大阪府支部の活動

ア. 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受け窓口など情報の提供に努める。

2. 義援金・義援物資の受付・配分

【会計班、被災者支援班、避難所班】

市又は府などに寄託された被災者あての義援金・義援物資の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

会計課は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。日本赤十字社からの義援金についての連絡調整は健康福祉部が行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分方法については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。なお、委員会の構成は次のとおりとし、事務局は健康福祉部が行う。

構成員
副市長、市長公室長、危機管理監、総務部長、健康福祉部長、会計管理者

(イ) 市は、定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入れ窓口を開設し、運営を行う。

(イ) 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。
- 複数の品目を梱包しないこと。
- 腐敗する食糧は避けること。

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し実施する。

ウ. 救援物資の搬送

府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

府及び市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

4. 海外からの支援受入れ

【本部運営班】

市、府をはじめとする関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア. 案内者、通訳等の確保
- イ. 活動拠点、宿泊場所等の確保

5. 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害地の被災者の救助などを行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金を免除する。

第8章 社会環境の確保

第8章 社会環境の確保

《内容》社会環境（衛生状態、社会秩序等）を良好に保つための活動

第1節 保健衛生活動

第2節 廃棄物の処理

第3節 遺体対策、火葬等

第4節 社会秩序の維持

第1節 保健衛生活動

(関係機関: 泉佐野保健所、町会・自治会、自主防災組織)

市は、府の指導のもと、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

1. 防疫活動

【医療保健班、環境衛生班、道路公園班】

市は、府の指導のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第14号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（1）市の役割

市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ア. 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- イ. 鼠族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ウ. 避難所の防疫指導
- エ. 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- オ. 衛生教育及び広報活動

（2）活動方法

- ア. 浸水地域に対しては、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。
- イ. 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- ウ. 感染症の発生のおそれがあるときは、府の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- エ. 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ. 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

（3）知事（泉佐野保健所長）に対する協力要請

防疫活動について、市の体制をもってしても充分でないと認められる場合は知事（泉佐野保健所長）に協力を要請するものとする。

2. 被災者の健康維持活動

【医療保健班】

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(1) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ. 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア. 災害による心的外傷後ストレス傷害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ. 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置する。

3. 動物保護等の実施

【医療保健班、農水班、環境衛生班】

市は、府及び関係機関と相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1) 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ア. 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- イ. 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

(3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

4. 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第2節 廃棄物の処理

(関係機関: 泉佐野市田尻町清掃施設組合)

市は、府と協力し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

1. し尿処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 上水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア. 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ. 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ. 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

3. 災害廃棄物（津波堆積物も含む）処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 災害廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ. 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 処理活動

- ア. 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ. 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- ウ. アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ. 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

<資料>

- ・資料編：11. 清掃関係

第3節 遺体対策、火葬等

(関係機関: 泉佐野警察署、岸和田海上保安署)

市、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部は、遺体対策、火葬について、必要な措置をとるものとする。

1. 遺体の検視

泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

《留意点》

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することができないように留意する。

2. 遺体対策

【環境衛生班】

遺族が遺体対策、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、適切な場所に一時安置する。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体対策やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

3. 遺体の一時安置

【環境衛生班】

(1) 遺体安置所の設置

- ア. 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するよう努める。
- イ. 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ. 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

遺体安置所	市民総合体育館（小体育室・多目的室）
	関空アイスアリーナ

（2）遺体安置所での措置

- ア. 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ. 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- ウ. 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- エ. 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてあらかじめ検討しておく。

4. 遺体の火葬

【環境衛生班】

災害の際の死亡者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がいない場合（身元が判明しない等）は、次の通りとする。

- （1）遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付す。
- （2）引取手のない遺体については、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。
- （3）火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送方法の確保等を実施する。
- （4）遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5. 応援要請

【本部運営班、環境衛生班】

市は、自ら遺体対策、埋葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

(関係機関: 泉佐野警察署、岸和田海上保安署)

市及び府をはじめ関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動搖を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 住民への呼びかけ

【本部運営班】

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、「第3編 第2章 第5節災害広報」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2. 警備活動

泉佐野警察、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3. 暴力団排除活動の徹底

泉佐野警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4. 物価の安定及び物資の安定供給

【商工班】

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

■ 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 ■

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 節 総則

第 2 節 東海地震注意情報発表時の措置

第 3 節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

第 4 節 市民、事業所に対する広報

第1節 総則

1. 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 大阪府域は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編及び災害応急対策編で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

(関係機関:泉州南消防組合、大阪管区気象台)

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

1. 東海地震注意情報の伝達

【本部運営班】

(1) 伝達系統

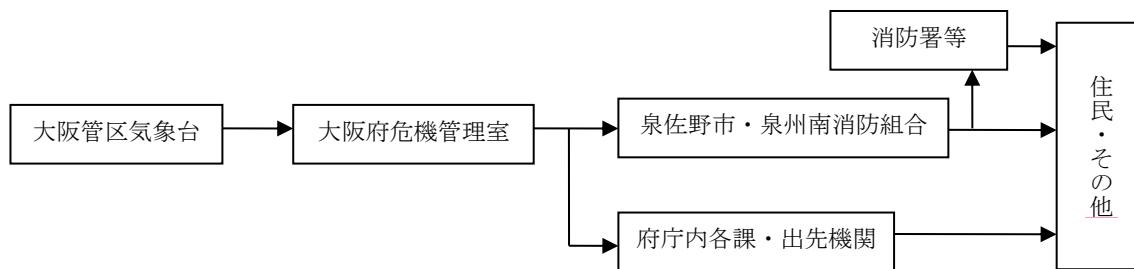


図 東海地震注意情報の伝達系統

(2) 伝達事項

- ア. 東海地震注意情報の内容
- イ. その他必要な事項

2. 警戒態勢の準備

【全部局】

関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。泉州南消防組合においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

(関係機関:泉州南消防組合、大阪管区気象台)

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

1. 東海地震予知情報等の伝達

【本部運営班】

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。

(1) 東海地震予知情報

ア. 伝達系統図

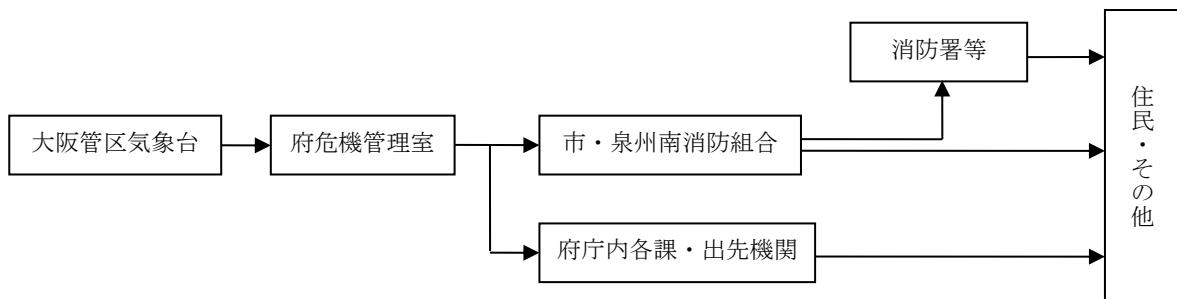


図 東海地震予知情報伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 東海地震予知情報
- (イ) その他必要と認める事項

(2) 警戒宣言

ア. 伝達系統図

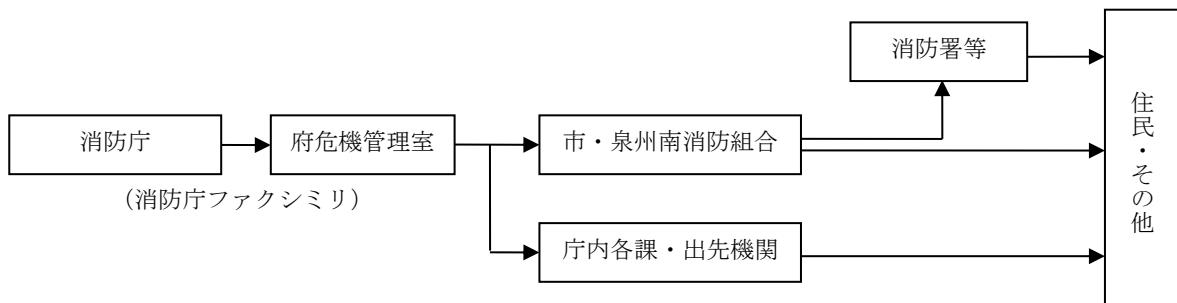


図 警戒宣言伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 警戒宣言
- (イ) 警戒解除宣言
- (ウ) その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

【全部局】

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(1) 地震災害警戒本部体制の配備

- ア. 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震災害警戒体制をとるものとする。
- イ. 地震災害警戒体制の組織・運営方法については、「第3編・第1章・第1節 組織動員」に定める。

(2) 活動事項

ア. 配備の確認

- (ア) 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- (イ) 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

イ. 出動の準備

- (ア) 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- (イ) 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

ウ. 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

エ. 警戒活動

地震発生に備えて、次の措置を講ずる。

- (ア) 迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。
 - a. 東海地震予知情報等の収集と伝達
 - b. 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
 - c. 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
 - d. 危険物等の管理、出火防止の徹底指導
- (イ) 備蓄食糧・医薬品、資機材の確保点検を行う。
- (ウ) 土砂災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市は、泉佐野警察等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。
- (エ) 生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。
- (オ) 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。

- (カ) 要援護高齢者・障害者等の状況を把握する。
- (キ) 出張事務等をできる限り抑制する。
- (ク) 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。
- (ケ) 学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者の的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第4節 市民、事業所に対する広報

(関係機関:日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

警戒宣言が発令された場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講ずるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

1. 広報の内容

【本部運営班】

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止措置、危険防止、発災時の対応等家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2. 広報の方法

【本部運営班、機動班】

車両による巡回広報のほか、複数の手段によって実施する。

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

■ 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画 ■

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第2節 関係者との連携協力の確保

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助
に関する事項

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6節 防災訓練計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第9節 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1節 総則

1. 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合に最大震度6弱と想定され、沿岸部では津波による浸水予想区域に含まれる地域があるなど、著しい被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 南海トラフ地震の特徴

本推進計画を実行する際は、以下に示す南海トラフ地震の特徴を考慮し進めていくものとする。

- ① 極めて広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生する
(本市だけでなく、東海地方から九州にかけての太平洋側で甚大な被害が発生する)
- ② 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性がある
- ③ 発生しやすいゆれの周期は数秒～十数秒の長周期地震動であり、中高層建築物のゆれが大きくなるおそれがある。

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に關し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の「第1編・第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す通りとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

(関係機関:自衛隊)

1. 資機材、人員等の配備手

【全部局】

(1) 物資等の調達手配

- ア. 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「泉佐野市業務継続計画」に基づき行う。
- イ. 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

(2) 人員の配置

市は、「第3編・第1章 活動体制の確立」に基づき、府に対し人員配置等を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア. 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ. 具体的な措置内容は、各防災関係機関において別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

【本部運営班】

(1) 応援協定の運用

市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。（資料編：12-1）
大規模地震の場合、府下市町村、その他近隣市も本市と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合、派遣要請を知事に要求し、通信の途絶等により要求できない場合には、自衛隊へ直接通知する。

- ア. 災害の情報及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、「第3編・第1章・第2節 自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は必要があるときは、消防組織法第44条第1項に基づき大阪府知事を通じて、緊急消防援助隊の応援を要請する。

3. 帰宅困難者への対応

【商工班】

- (1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

1. 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM 6. 8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 8. 0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 7. 0以上M 8. 0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で、M 7. 0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記（1）、（2）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

2. 防災対応について

【本部運営班】

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8. 0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置

等を行う。

- ア. 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- イ. 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- ウ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 7.0 以上M 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で、M 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすばりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

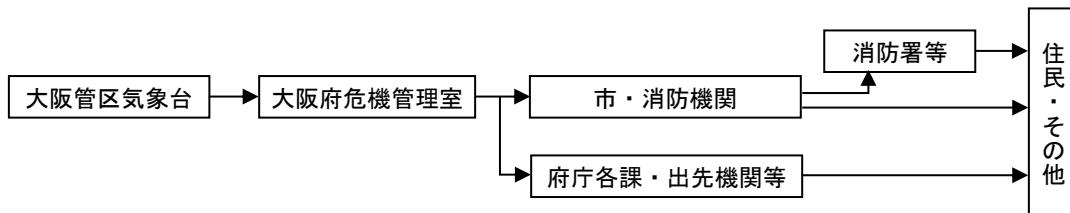
- ア. 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- イ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

3. 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

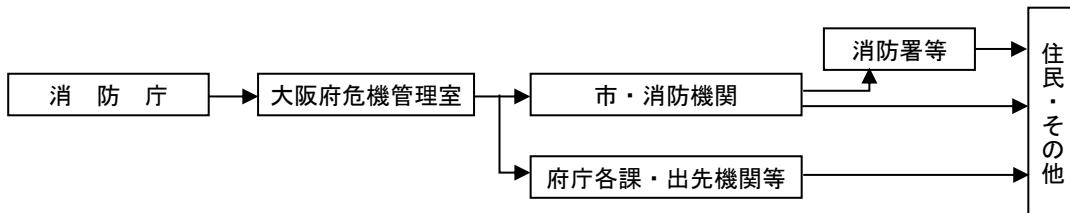
【本部運営班】

（1）伝達情報及び系統

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- イ. 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(関係機関:岸和田海上保安署、消防団、自主防災組織)

南海トラフ地震が発生した場合、約81分で本市に津波の第1波が来襲することが想定されている。このため市は、府等と協力し津波からの防護に努める。

1. 津波からの防護

【本部運営班、上下水道総務班】

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び樋門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずる。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備・点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 市又は堤防、水門等の管理者は、次の事項について、別に定める。
- ア. 防潮堤、水門等の点検方針・計画
 - イ. 防潮堤、水門・樋門等の機能高度化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ. 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
 - エ. 水門等の操作マニュアル等の作成
 - オ. 南海トラフ地震により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾等の整備の方針及び計画
 - カ. 同報系防災行政無線の整備等の方針及び計画

2. 津波に関する情報の伝達等

【本部運営班】

(1) 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達については、「第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達」及び「第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達」によるものとする。

また、航海中及び入港中の船舶に対しては、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」に示す周知活動を行うものとする。

(2) 被災状況等の把握・伝達

市は、「第3編・第2章・第4節 発災直後の情報収集伝達」をもとに、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関（消防、警察、自衛隊、岸和田海上保安署等）に迅速に伝達する。

3. 避難指示の発令基準

【本部運営班】

津波は、一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として下記のとおりである。

- (1) 津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表された場合
- (2) 停電、通信途絶等により「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- (3) 「津波注意報」が発表され、かつ、潮位観測情報の「潮位予測」と津波情報で発表される「予想される津波の高さ」を合算した津波水位が青空市場周辺の地盤高1.6mを超える場合

4. 避難対策等

【本部運営班、避難所班、被災者支援班、保育班】

(1) 避難指示の対象地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、下記のとおりである。

また、津波浸水想定区域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることから、旧国道26号線より海側の地域に立ち退き避難の注意喚起対象地区を併せて設定する。

表 避難対象地区・注意喚起対象地区及び対象人口

避難対象地区		対象人口		注意喚起対象地区	
町丁名		対象人口		町丁名	対象人口
		夜間	昼間		
新町1丁目		306	187	旭町(一部)	474
新町2丁目		212	288	本町	422
新町3丁目		374	310	元町	569
春日町		501	341	野出町	567
鶴原3丁目		363	465	西本町	691
鶴原4丁目		791	617	笠松1丁目	1,706
下瓦屋2丁目		264	1,185	笠松2丁目	1,032
湊2丁目		734	624	松原2丁目	1,045
湊3丁目		1,021	653	松原3丁目	428
住吉町		0	4,862	羽倉崎1丁目(一部)	265
新浜町		0	62	羽倉崎2丁目(一部)	1,262
りんくう往来北(一部)		35	996	羽倉崎3丁目	770
りんくう往来南(一部)		0	0	羽倉崎4丁目	532
合計		4,601	10,590	大宮町(一部)	244

夜間人口:平成27年国勢調査
昼間人口:平成22年時点の昼夜間人口率を参考に、平成27年国勢調査結果から推計
一部の人口:平成27年国勢調査結果に、平成22年時点人口の当該町丁目全体との比率を乗じて推計

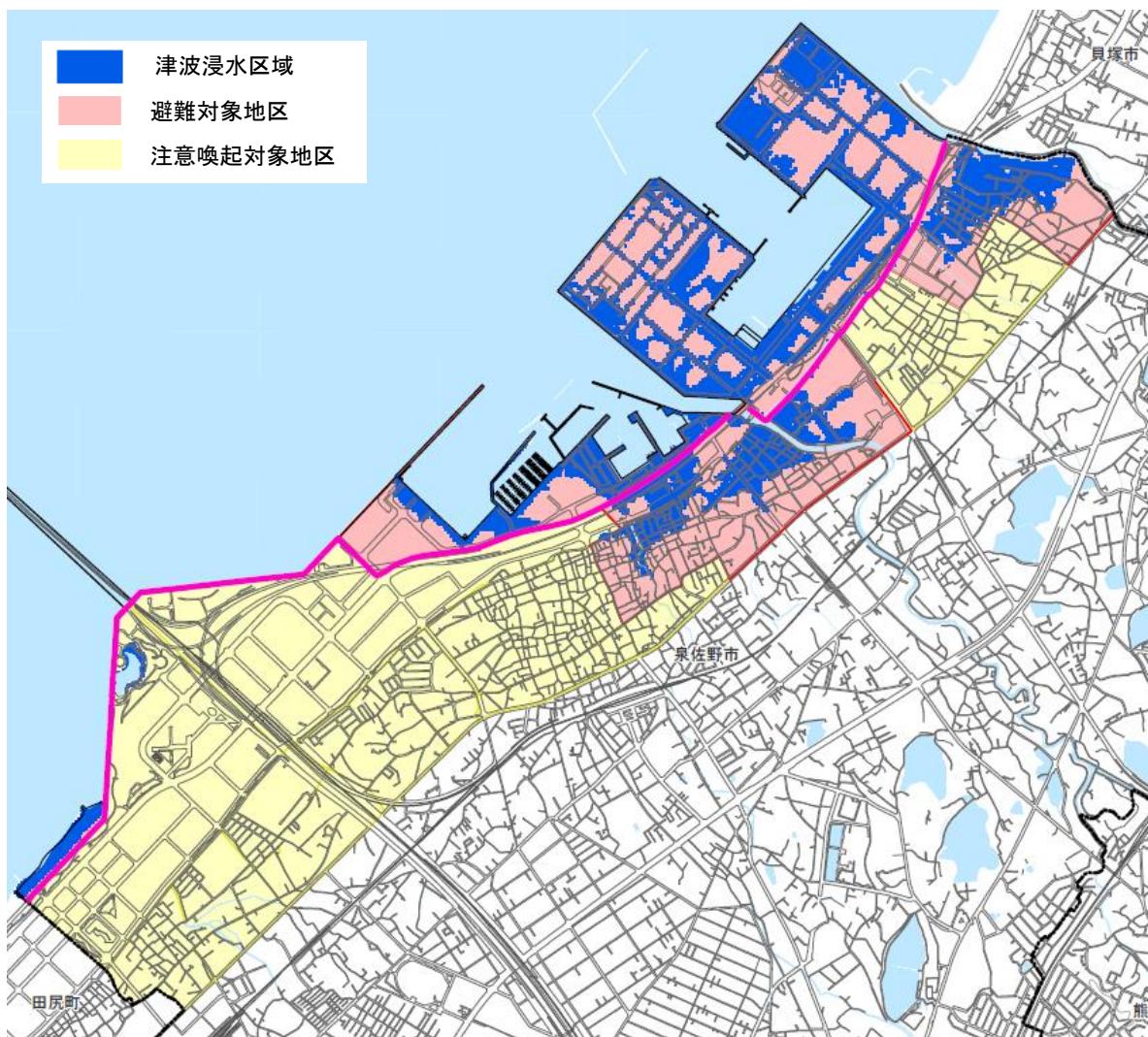


図 避難対象地区・注意喚起対象地区

(2) 周知する事項

市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア. 地域の範囲
- イ. 想定される危険の範囲
- ウ. 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ. 避難場所に至る経路
- オ. 避難の指示の伝達方法
- カ. 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 避難所開設のための準備

市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておくものとする。

(4) 避難所開設にかかる計画

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(5) 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(6) 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ア. 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- イ. 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、ア. に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ. 地震が発生した場合、市はア. に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7) 外国人・出張者への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア. 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
- イ. 市はア. に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 府に対し府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置

(9) 津波避難に関する意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

ア. 津波ハザードマップの活用

大阪府津波浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップにより、市民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

イ. 津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

(10) 津波避難計画の策定

市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

5. 消防機関等の活動

消防機関等の活動については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

6. 水道、電気、ガス、通信、放送事業者の活動

水道、電気、ガス、通信、放送事業者の活動については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

7. 交通対策

【道路公園班】

道路、海上、航空及び鉄道における措置については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

8. 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 【本部運営班、避難所班、被災者支援班】

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、生涯学習施設、体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア. 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ. 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校、研修所等にあっては、
 - a. 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b. 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア. 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のア. に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ. この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者はア. の(ア)又は(イ)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築等に対する措置工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9. 迅速な救助

【本部運営班】

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

[関係予防対策：第2編・第1章・第3節 消防・救助・救急体制の整備]

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

[関係予防対策：第2編・第1章・第3節 消防・救助・救急体制の整備]

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【本部運営班、上下水道総務班、道路公園班、農水班、河川下水道班】

(関係機関：西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、岸和田海上保安署、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、消防団)

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- ア. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- イ. 避難場所の整備
- ウ. 避難経路の整備
- エ. 土砂災害防止施設
- オ. 津波防護施設
- カ. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- キ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ク. 通信施設の整備

[関係予防対策：第2編・第3章・第2節 地震災害予防対策の推進]

[関係予防対策：第2編・第3章・第3節 津波災害予防対策の推進]

第6節 防災訓練計画

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

【本部運営班】

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) (1) の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア. 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ. 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ. 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ. 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者的人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(関係機関: 自主防災組織)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 市職員に対する教育

【本部運営班】

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ. 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- キ. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

2. 地域住民等に対する教育

【本部運営班】

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ. 出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ. 正確な情報入手の方法
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク. 避難生活に関する知識
- ケ. 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- サ. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

3. 相談窓口の設置**【本部運営班】**

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

(関係機関:自主防災組織、泉佐野市社会福祉協議会)

【本部運営班、被災者支援班】

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。

第9節 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止**1. 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応****【本部運営班、建築班】****(1) 対応方針**

- ア. 市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- イ. 市は、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動等に努める。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

2. 東海地震関連情報が発表された場合への対応**【本部運営班】**

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、「付編 東海地震関連情報に伴う対応」により行う。ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について住民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

■ 第4編 事故等災害応急対策 ■

第4編 事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

第2節 航空災害応急対策

第3節 鉄道災害応急対策

第4節 道路災害応急対策

第5節 危険物等災害応急対策

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

第7節 林野火災応急対策

第1節 海上災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、漁港管理事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により大量の油の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

1. 通報連絡体制

【本部運営班】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

(1) 通報系統

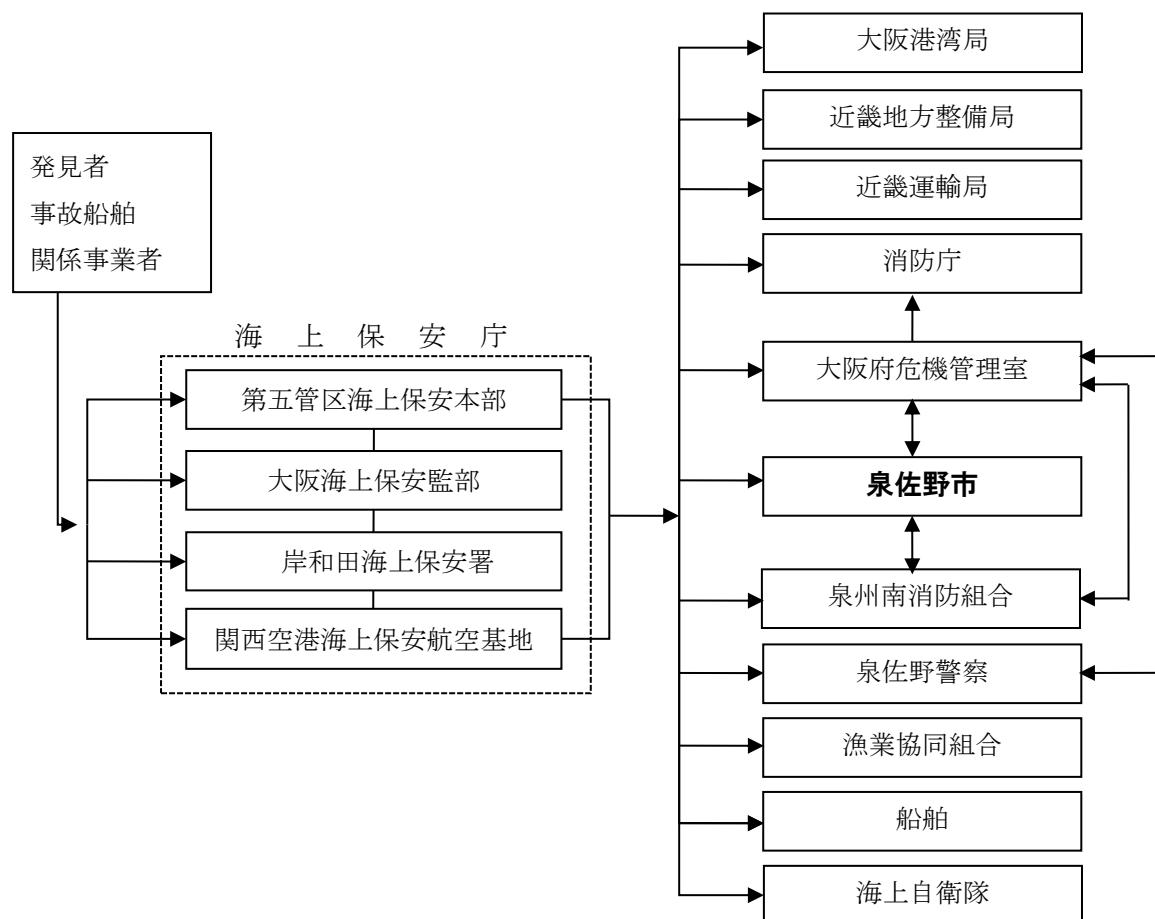


図 通報系統

(2) 通報事項

- ア. 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は、施設名、流出油等の種類及び量
- イ. 事故発生日時及び場所
- ウ. 事故の概要
- エ. 気象、海象の状況

- オ. 流出油等の状況
- カ. 今後予想される災害
- キ. その他必要な事項

2. 災害広報

【本部運営班、機動班】

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港の管理者等は、流出油等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

3. 事故対策連絡調整本部の設置

【本部運営班】

ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合、市は、関係機関相互の連絡を緊密にし、さらに、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

(1) 構成及び設置場所

ア. 構成

市、大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、泉佐野警察、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

イ. 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

(2) 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア. 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ. その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

4. 海上火災

(1) 沿岸に停泊又は航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊又は航行中の船舶火災については、岸和田海上保安署が消火活動にあたる。

(2) 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、消防機関が、岸和田海上保安署、泉佐野警察署、大阪水上警察署佐野港派出所その他の協力の元に、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

- ア. 海上（消防艇）及び陸上（泉州南消防組合）からの消火活動
- イ. 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置
- ウ. 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

5. 流出油等対策

【環境衛生班、本部運営班】

(1) 大阪湾における流出油等対策

大量の油等が海上に流出したときは、応急措置義務者（原因者）が応急措置を行い付近にいる者や船舶に対し注意喚起を行うほか、第五管区海上保安本部はその周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難指示等を行うものとする。

防除活動は、防除措置義務者（原因者）が主体となって行うほか、第五管区海上保管本部、府、市及び防災関係機関等が連携し次の防除作業を実施する。また大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会へ情報伝達を行うものとする。

- ア. 避難誘導
- イ. 人命救助及び救護作業
- ウ. 消化作業
- エ. 流出油等の処理作業
- オ. 油防除資機材の調達
- カ. 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集

なお、泉佐野市と不二製油株式会社との間に海上流出油防除協力協定（昭和50年4月1日）を締結しており、大阪湾に大量の油が流出した場合は、不二製油株式会社に対し流出油防除資機材の提供を要請する。

(2) 佐野漁港（住吉泊地）における流出油対策

佐野漁港（住吉泊地）において油が流出した場合、総合食品加工センター内の企業は、協同してオイルフェンスの展張による流出油の拡散防止、及び油処理剤、油吸着剤等による流出油の除去、並びに流出源の油抜取り等の防除活動を行うとともに、漁港管理事務所、岸和田海上保安署、泉州南消防組合、泉佐野警察署等関係機関に速報しなければならない。

連絡を受けた市、泉州南消防組合及び泉佐野警察は、警戒区域の設定、火気使用の制限、沿岸住民及び報道機関への広報を行うとともに必要な場合は避難命令を発するなど、陸上で二次災害の防止に努める。

また、岸和田海上保安署は、航行の制限、漁業関係者及び船舶等への広報を行うなど海上の警備にあたる。油が大量に流出し、総合食品加工センター内の企業だけでは処理できない場合又は佐野漁港（住吉泊地）外へ油が流出したときは、関係機関へ速報して応援を求めるなければならない。

第2節 航空災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、大阪航空局関西空港事務所、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会)

本計画は、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

1. 範囲

関西国際空港及びその周辺

(関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。)

2. 航空機事故総合対策本部等の設置

【本部運営班】

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

また、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

(1) 防災関係機関

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・関西空港事務所 | ・泉州南消防組合 |
| ・関西空港海上保安航空基地 | ・地元医療機関 |
| ・府 | ・日本赤十字社大阪府支部 |
| ・泉佐野警察 | ・新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社) |
| ・市(地元市町) | ・その他必要と認められる機関 |

(2) 航空機災害対策本部の設置

市長は、必要に応じ、航空機災害対策本部を設置し、情報収集・伝達を行う。

ア. 設置目的

航空機事故により災害が発生した場合は、市長は消防長に災害状況等を報告させ、必要により航空機災害対策本部を設置する。

イ. 設置場所

本部は、市役所に設置する。ただし、災害の規模に応じた応急対策措置を推進するため必要な場合は、適当な場所に移動し設置することがある。

ウ. 本部会議事項

- (ア) 応急対策に関すること
- (イ) 災害復旧に関すること
- (ウ) 配備体制の決定に関すること
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること

■ 第4編 事故等災害応急対策 ■
第2節 航空災害応急対策

- (オ) 災害救助法の適用に関すること
- (カ) その他被害に関する重要な事項

エ. 事務分掌

事務分掌は、「泉佐野市災害対策本部事務分掌」（資料編：2-3）を準用するものとする。ただし、泉州南消防組合の事務分掌については別に定めるものとする。

3. 動員計画

【本部運営班】

航空機災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 動員計画

航空機災害応急対策の実施についての職員の動員計画は消防職員を主体とし、一般行政職員については、「泉佐野市災害対策本部配備表」（資料編：2-1）を準用するものとする。ただし、泉州南消防組合の動員計画については別に定めるものとする。

(2) 動員方法

航空機災害対策本部が設置されたときは、各部長は配備体制を整え指揮にあたる。

(3) 非常参集

職員は、勤務時間外に航空機災害の発生を知ったときは、速やかに所定の場所に参集しなければならない。

4. 情報通信連絡及び広報

【本部運営班、機動班】

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

航空機災害の広報については、たえず航空機事故総合対策本部と連絡のうえ、その指示により市民に正確な状況を発表するとともに報道機関にも発表し、又被災者収容所や避難場所等もあわせて広報し、市民が安心して行動できるよう広報活動を実施する。

ア. 広報事項

- (ア) 広報車により災害の状況、市民の避難場所等、状況判断のうえ必要に応じて有効かつ適切な広報を速やかに行うものとする。
- (イ) 災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表し、記録保存する。

5. 応急活動

【本部運営班、環境衛生班、医療保健班】

(1) 火災防御計画

航空機災害により火災が発生した場合、化学消防車等により消防活動を重点的に実施する。災害の規模等が大で、対処できない場合は、府下消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

(2) 救出救護計画

航空機災害により、市民の生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する救出救護については次のとおりとする。

ア. 救助方法

罹災者の救出は、消防職員等による救助隊を編成し、警察署と協力して行う。

救出者については、名簿等を作成し市災害対策本部に連絡を行うものとする。

イ. 関係機関等への要請

航空機災害が甚大であり、消防機関、警察署、対策本部のみで救助困難な時は、府、泉佐野警察、隣接消防機関、隣接市町、日本赤十字社大阪府支部等関係機関に協力依頼するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請する。

ウ. 医療機関

災害時における医療活動は、必要に応じ避難場所等に救護所を設置し、被災者の救護にあたる。

りんくう総合医療センターは、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）と締結している「航空機事故にかかる医療救護活動に関する協定書」等に基づき、相互に協力し、負傷者に対する医療救護活動を迅速かつ適切に実施するものとする。

(3) 避難計画

航空機災害が発生した場合、危険区域内における住民の生命、身体を災害から保護するため、安全な地域に避難させるための計画は、「第3編・第4章・第1節 避難誘導」を準用するものとする。

(4) 遺体の搜索及び処理埋葬計画

「第3編・第8章・第3節 遺体対策、火葬等」を準用するものとする。

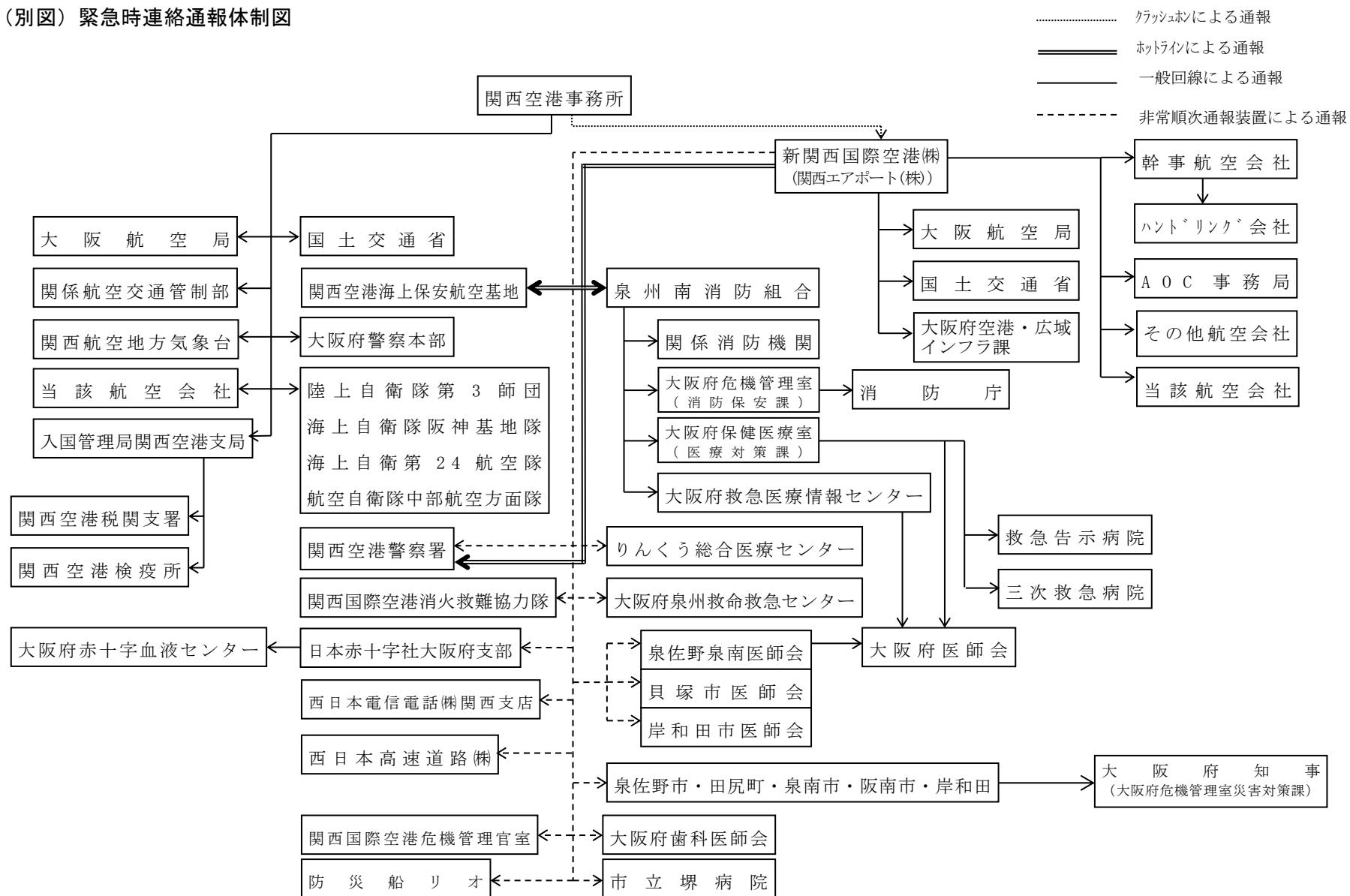
(5) 流出油対策計画

航空機災害により海域に大量の油が流出した場合、「第4編・第1節 海上災害応急対策」に基づく流出油対策により、流出油の拡散防止等の措置を講ずる。

(6) その他

その他の応急対策計画については、第3編の各計画に基づき実施する。

(別図) 緊急時連絡通報体制図



第3節 鉄道災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

市は、鉄軌道事業者及び府、その他の防災関係機関と相互に連携して、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

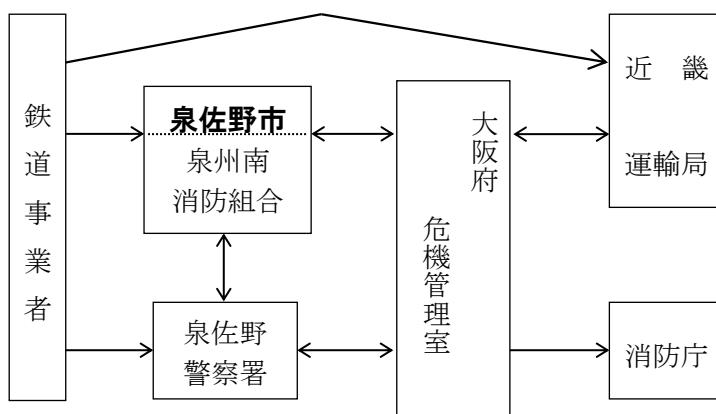
1. 情報収集伝達体制

【本部運営班】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

(1) 情報収集伝達経路

ア. 鉄道事業者



(2) 収集伝達事項

- ア. 事故の概要
- イ. 人的被害の状況等
- ウ. 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- エ. 応援の必要性
- オ. その他必要な事項

2. 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

(1) 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

(3) 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(4) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

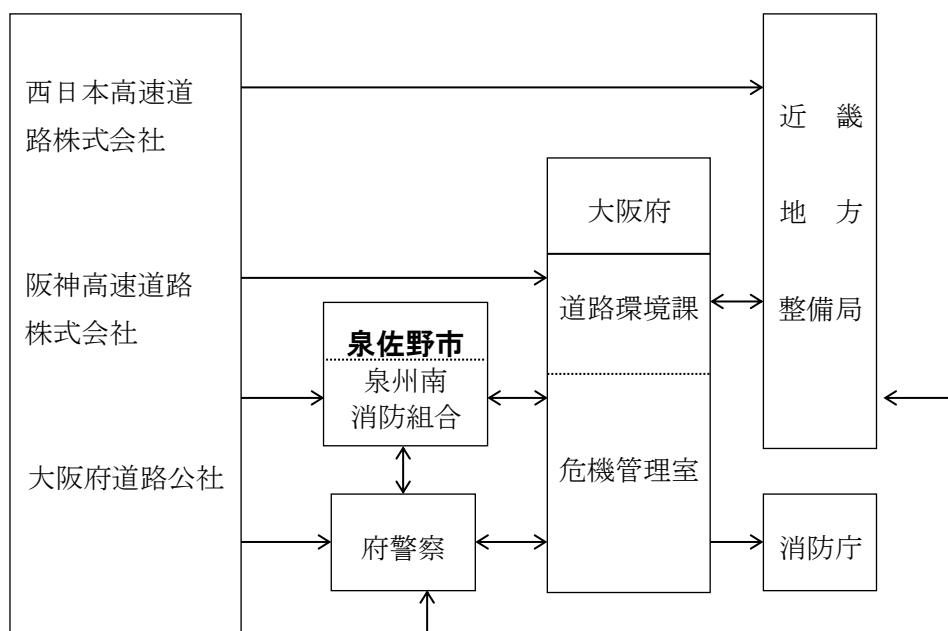
市は、道路管理者及び府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1. 情報収集伝達体制

【本部運営班】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

(1) 情報収集伝達経路



(2) 収集伝達事項

- ア. 事故の概要
- イ. 人的被害の状況等
- ウ. 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- エ. 応援の必要性
- オ. その他必要な事項

2. 道路管理者の災害応急対策

【本部運営班、道路公園班、環境衛生班】

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

(1) 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

(3) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

(4) 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

(5) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、近畿地方整備局、大阪府LPガス協会)

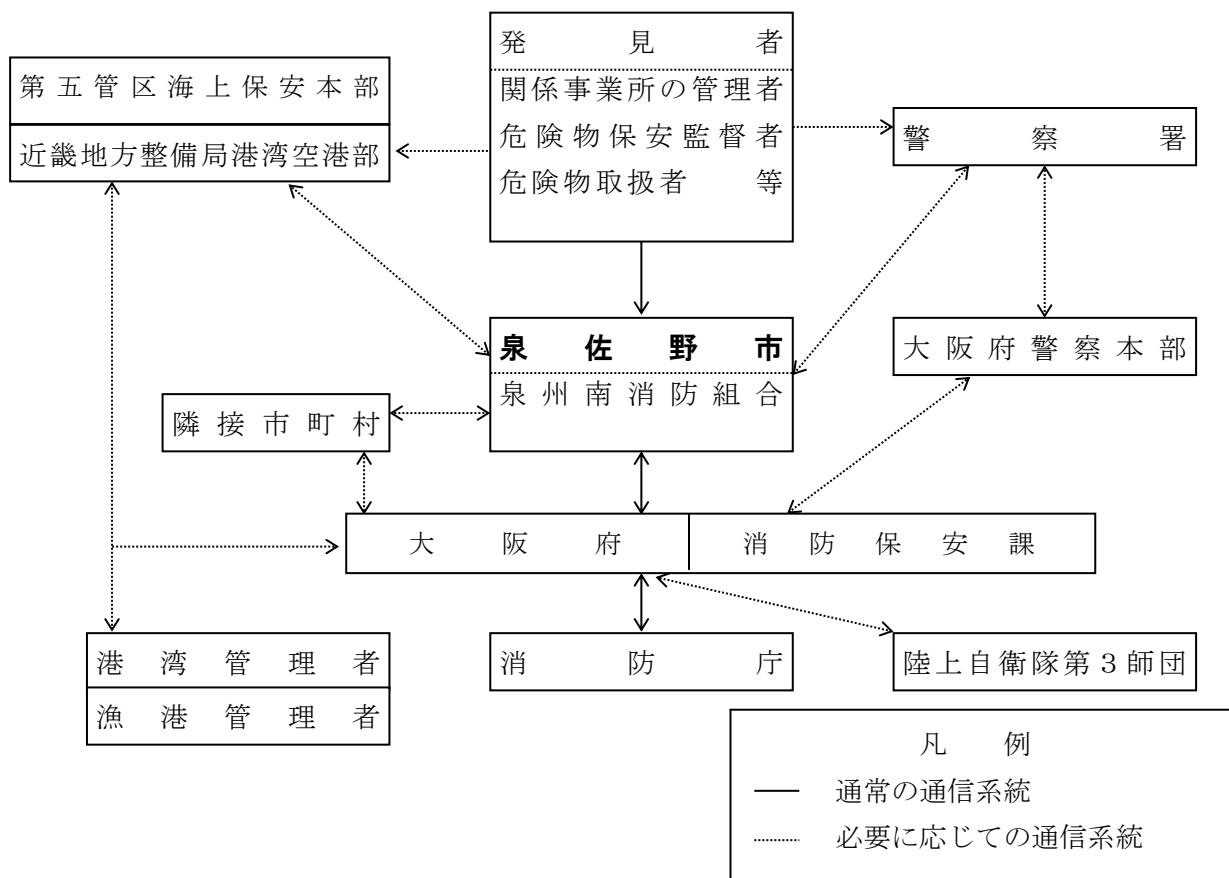
市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

(3) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立

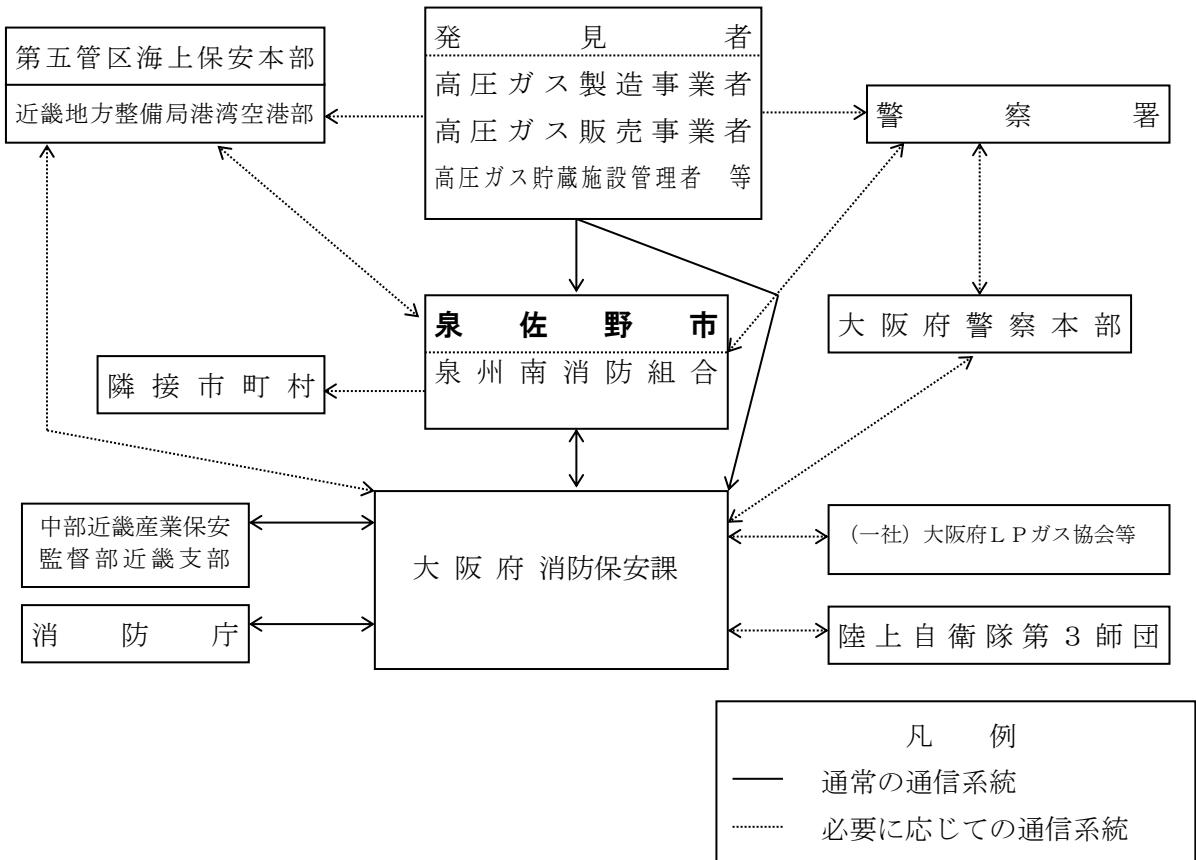
(4) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

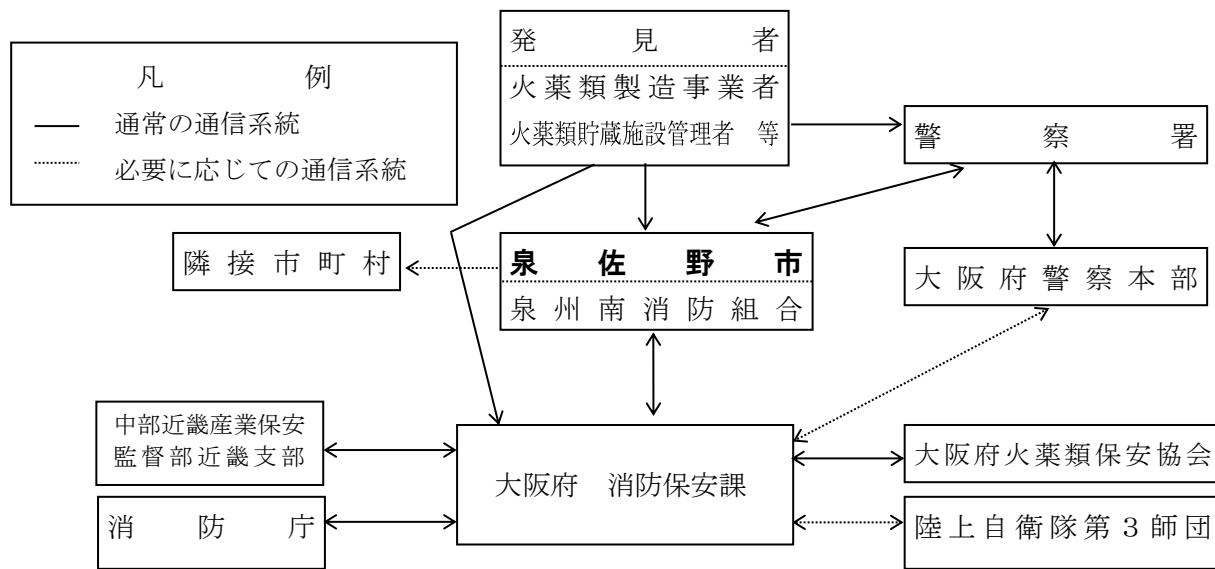
(3) 関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3. 火薬類災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

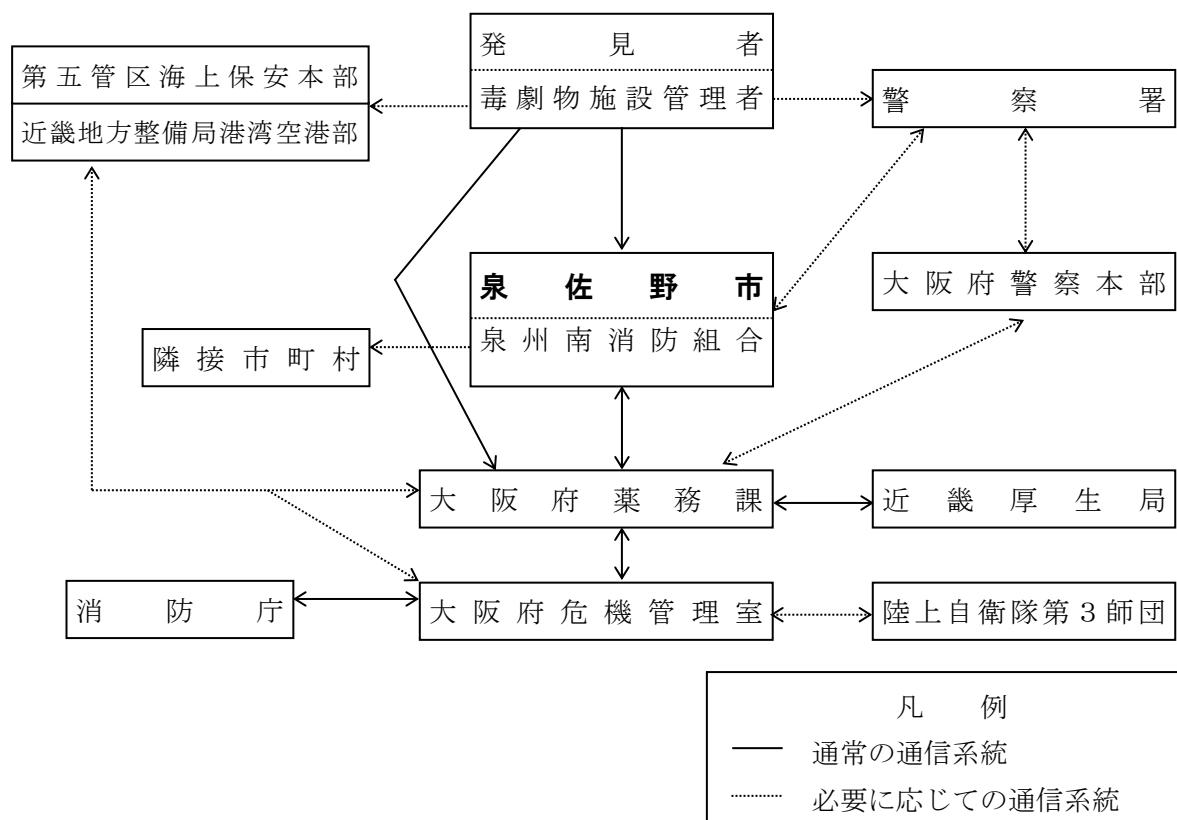
(3) 関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

4. 毒物劇物災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



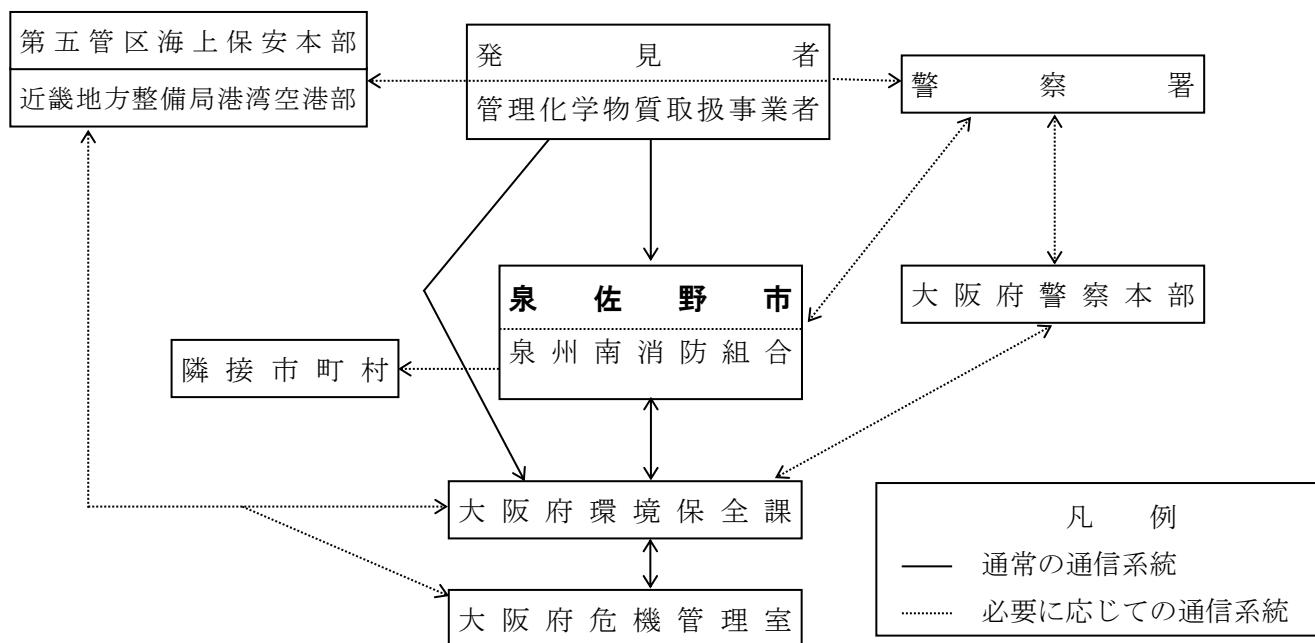
(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

5. 管理化学物質災害応急対策

【本部運営班】

(1) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



(2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(3) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取り扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、大阪管区気象台、大阪ガスネットワーク株式会社、大阪府LPガス協会、自主防災組織)

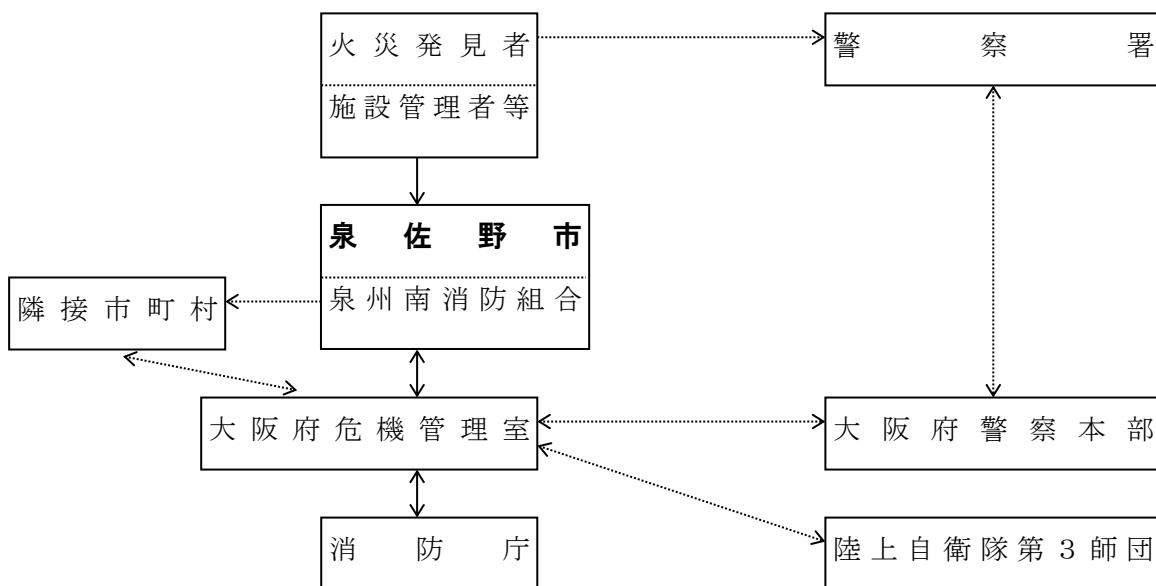
高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1. 通報連絡体制

【本部運営班】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



凡　例
— 通常の通信系統
··· 必要に応じての通信系統

2. ガス漏洩事故

【本部運営班】

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

- ア. ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、又は、一般社団法人大阪府LPGガス協会が指定する通報事業所（LPGガスの場合）が行う。
- イ. 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

3. 火災等

【本部運営班】

(1) 火災の警戒

ア. 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

ウ. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用的制限に従う。

エ. 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

(2) 消火・救助・救急

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

ア. 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

イ. 活動時における情報収集、連絡

- ウ. 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- エ. 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- オ. 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- カ. 浸水、水損防止対策

4. 広域応援体制

【本部運営班】

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第7節 林野火災応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、泉州農と緑の総合事務所、大阪管区気象台、泉佐野市林業振興協議会、消防団、自主防災組織)

市及び関係機関は、大規模な火災が発生した場合には相互に連携を図り、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図るものとする。

1. 火災通報等

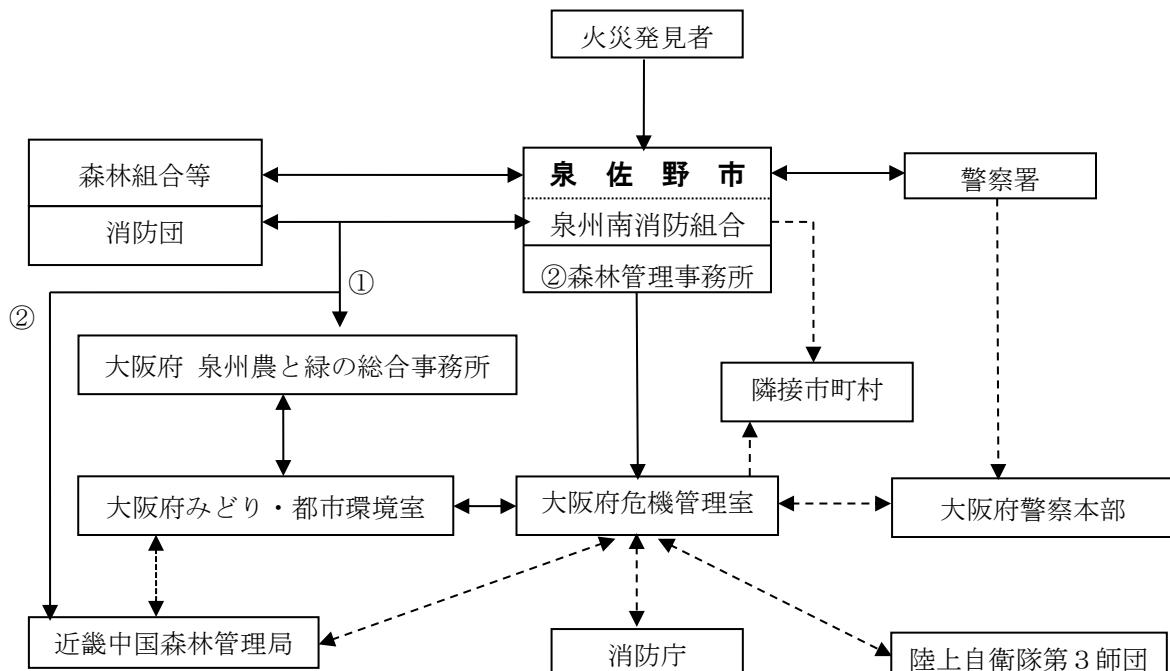
【本部運営班】

(1) 通報基準

市は、火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア. 焼損面積 5ha 以上と推定される場合
- イ. 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ. 空中消火を要請する場合
- エ. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 通報連絡体制



凡例
① 民有林（府営林を含む）の場合
② 国有林の場合
—— 通常の通信系統
- - - 必要に応じての通信系統

図 伝達経路

2. 活動体制

【本部運営班、農水班】

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。

(1) 組織体制

- ア. 現地指揮本部の設置
- イ. 市現地対策本部の設置
- ウ. 市林野火災対策本部等の設置
- エ. 災害対策本部の設置

(2) 活動内容

市及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- ア. 林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、泉佐野警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。
- イ. 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ウ. 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。

(3) 応援体制の整備

ア. 航空消防応援協定

林野における火災は、全般的に地理的条件が悪く、消防活動は極めて困難である場合が多いため、必要がある場合は航空消防応援協定に基づき、ヘリコプターを情報の収集、作戦指揮、初期消火等の林野火災の立体的消火作戦に活用する。

イ. 阪和林野火災消防相互応援協定

林野における火災は、非常に広域的で、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野火災消防相互応援協定に基づき、関係市町村は相互に情報交換を行うとともに消防活動の連携を図る。

ウ. 現地対策本部の設置

- (ア) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地に現地対策本部を設置する。
- (イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- (ウ) 警戒区域、交通規制区域を指定する。
- (エ) 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請について検討する。

3. 火災の警戒

【本部運営班、農水班】

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用の制限に従う。

(4) 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

■ 第4編 事故等災害応急対策 ■
第7節 林野火災応急対策

■ 第5編 災害復旧・復興対策 ■

第1章 災害復旧対策

《内容》応急後の再建に向けた個別の対策

第2章 災害復興対策

《内容》応急後の再建に向けた地域全体の対策

第1章 災害復旧対策

第1章 災害復旧対策

《内容》応急後の再建に向けた個別の対策

第1節 復旧事業の推進

第2節 被災者の生活再建等の支援

第3節 中小企業の復旧支援

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

第5節 ライフラインの復旧

第1節 復旧事業の推進

市、防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1. 被害の調査

【情報班、会計班】

市は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

2. 公共施設等の復旧

【施設管理担当課】

(1) 復旧事業計画の作成

市、防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

ア. 災害復旧事業の種類

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - a. 河川公共土木施設災害復旧事業
 - b. 道路公共土木施設災害復旧事業
 - c. 単独災害復旧事業
 - (a) 河川災害復旧事業
 - (b) 道路災害復旧事業
- (イ) 都市災害復旧事業
 - a. 街路災害復旧事業
 - b. 都市排水施設災害復旧事業
 - c. 公園等施設災害復旧事業
 - d. 堆積土砂排除事業
- (ウ) 農林水産施設災害復旧事業
- (エ) 農業土木施設災害復旧事業
- (オ) 上水道施設災害復旧事業
- (カ) 下水道施設災害復旧事業
- (キ) 住宅災害復旧事業
- (ク) 学校教育施設災害復旧事業
- (ケ) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (コ) その他事業

イ. 法律による一部負担又は補助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 海岸法
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 予防接種法
- (ケ) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (コ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 復旧完了予定期の明示

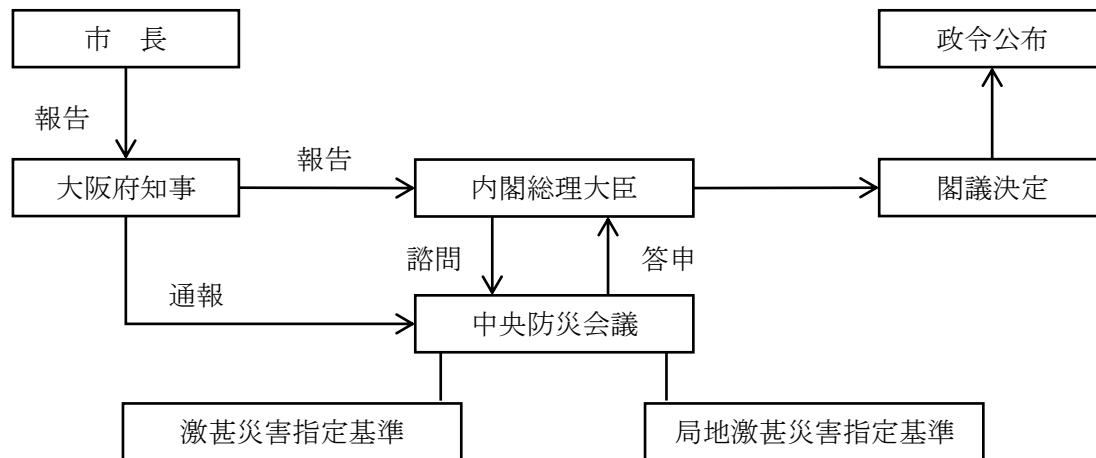
市、防災関係機関は、復旧完了予定期の明示に努める。

3. 激甚災害の指定

【情報班、施設管理担当課、農水班、商工班】

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚災害法」という。)及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



4. 激甚災害指定による財政援助

【情報班、施設管理担当課、農水班、商工班】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

5. 特定大規模災害

【本部運営班】

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を要請する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

(関係機関: 泉佐野公共職業安定所、泉佐野市社会福祉協議会)

市は、災害により被災した市民に対し、被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給とともに、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金

【被災者支援班】

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例) (資料編: 参考-7) 参照

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア. 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ. 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ. 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア. 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ. 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

【被災者支援班】

市、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3. 罹災証明書の交付

【被災者支援班】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、府を通じて各市町村における課題の共有や対応の検討、ノウハウを共有すること等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、罹災に関する証明書は、次のとおりとし、「泉佐野市罹災証明書交付要綱」に従い交付する。

- ア. 災害発生日より 14 日以内 市職員が現地確認調査のうえ「罹災証明書」を発行
- イ. 災害発生日より 15 日以降 罹災の届出があったことを証明する「罹災届出証明」を発行

4. 市税の徵収猶予及び減免

【調査班】

市は、被災した納税義務者又は特別徵収義務者に対し、地方税法又は市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徵収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納税できないと認められるときは、その申請により 2 ヶ月以内の期限（特別徵収義務者については 30 日以内）において市税の納期限を延長する。

(2) 徵収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徵収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前 7 日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納入義務の免除を行う。

5. 雇用機会の確保

【商工班】

災害時における離職者の就職については、府が公共職業安定所を通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。

6. 住宅の確保

【建築班、復興班】

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- ア. 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- イ. 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- ウ. 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- エ. 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- ア. 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- イ. 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- ウ. 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行

う。

国は、災害が一定規模以上である場合においては、市長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

7. 被災者生活再建支援金

【被災者支援班】

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア. 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- b. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- c. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- d. a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- e. a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- f. a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

ウ. 支給対象世帯

自然災害により、

- a. 住宅が「全壊」した世帯
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- e. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ. 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。

(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((ウ)aに該当)	解体 ((ウ)bに該当)	長期避難 ((ウ)cに該当)	大規模半壊 ((ウ)dに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	((ウ)a～d)	200万円	100万円
	((ウ)e)	100万円	50万円

※一旦、住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200円、

〃補修する場合は、合計100万円となる。（中規模半壊世帯は
1/2）

オ. 支援金支給の仕組み

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円）

なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

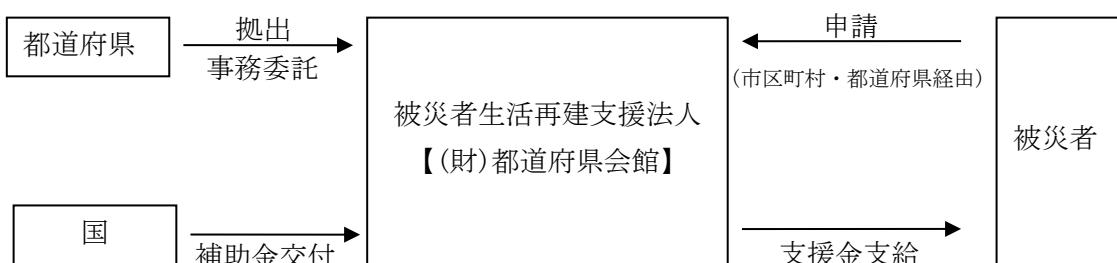


図 支援金支給の仕組み

第3節 中小企業の復旧支援

【商工班】

(関係機関: 泉佐野商工会議所)

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、府及び市は、あらかじめ泉佐野商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1. 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
2. 金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

(2) 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。

- ア. 債務者に対して償還期間を延長する。
- イ. 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。
- ウ. 災害の状況により利率を引下げる。

(3) 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

【農水班】

(関係機関:大阪泉州農業協同組合、各土地改良区、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

1. 農林漁業関係者の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、農林漁業関係団体と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
2. 融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

- ア. 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- イ. 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフラインの復旧

(関係機関:近畿地方整備局、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会、各民間放送株式会社、大阪広域水道企業団)

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1. 上水道・工業用水道

【上下水道総務班、水道班】

(1) 復旧計画

- ア. 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2. 下水道

【河川下水道班】

(1) 復旧計画

- ア. 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

3. 電力

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ. 設備被害を把握している箇所で、設備復旧後に送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4. ガス

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5. 電気通信

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6. 共同溝・電線共同溝

【道路公園班】

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7. 放送

(1) 復旧計画

- ア. 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ. 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ. 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8. 鉄道

(1) 復旧計画

- ア. 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ. 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ウ. 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて開通エリア、復旧状況の広報に努める。

9. 道路

【道路公園班】

(1) 復旧計画

- ア. 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ. 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ. 府は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 災害復興対策

第2章 災害復興対策

《内容》応急後の再建に向けた地域全体の対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

第2節 復興に向けた組織・体制整備

第3節 復興計画等の策定

第1節 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する基本方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、復興計画等において、被災者の生活再建を支援し、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 復興に向けた組織・体制整備

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害復興本部を設置する。

1. 災害復興本部

【復興班、各部局】

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、都市整備部を主体とする。

2. 復興計画策定委員会

【復興班、各部局】

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記第1節にかかげた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第3節 復興計画等の策定

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

1. 基本方針の決定

【復興班、各部局】

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

2. 原状復旧

【復興班、各部局】

原状復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

3. 復興計画の作成

【復興班、各部局】

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

（1）定める事項

ア. 復興計画の期間

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ. 復興計画の区域

ウ. 復興計画の目標

エ. 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

オ. 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

カ. 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

（2）計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえ、復興の基本方向を明確にする。

ア. 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

イ. 関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

ウ. 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(3) 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・ 災害危険箇所の改修
- ・ 良質な住宅の供給
- ・ 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- ・ 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- ・ ボランティア、防災教育の推進
- ・ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ・ 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ ライフラインの耐災化
- ・ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- ・ 既設施設の耐火及び補強、改築
- ・ その他

特に、住宅環境の改善をともなう「災害に強いまちづくり」を目指し、次に示す事業等を推進する。

- ・ 市街地再開発事業
- ・ 地区再開発事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 住宅街区整備事業
- ・ 住宅地区改良事業
- ・ 住宅市街地総合整備事業
- ・ 公園整備事業
- ・ 街路整備事業
- ・ 河川整備事業
- ・ 細街路整備事業
- ・ 地区計画制度・建築協定等

■ 第6編 原子力災害対策 ■

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

《内容》「第2編 災害予防対策」の原子力災害版

第3章 緊急事態応急対策

《内容》「第3編 災害応急対策」の原子力災害版

第4章 原子力災害中長期対策

《内容》「第5編 災害復旧・復興対策」の原子力災害版

第5章 広域避難の受入れ

《内容》他地域で発生した原子力災害時の避難者受入れ対策

第1章 総則

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の周知徹底
- 第4節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針
- 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲
- 第6節 計画の基礎とするべき災害の想定
- 第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。

第2節 計画の性格

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、「泉佐野市地域防災計画」の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする地域防災計画の他の編では定めていない原子力災害特有の事項を中心に定める。本編に定めのない事項については、「泉佐野市地域防災計画（第1編～第5編）」によるものとする。

第3節 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

1. 原子力事業所

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第4号でいう原子力事業所(以下「原子力事業所」という。)は、下表のとおりである。

表 原子力事業所一覧

原子力事業所	所在地	施設概要	原災法上の位置付け
京都大学 複合原子力科学研究所	熊取町朝代西 2丁目 1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力 5,000kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力 100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉の設置承認及び核燃料物質の使用承認を受けた者)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	熊取町朝代西 1丁目 950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)

2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。

当該指針を踏まえると、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設からおおむね半径 500m で全域がU P Zとなる。

原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、府においては、原子力災害対策重点区域は次頁のとおりとされている。

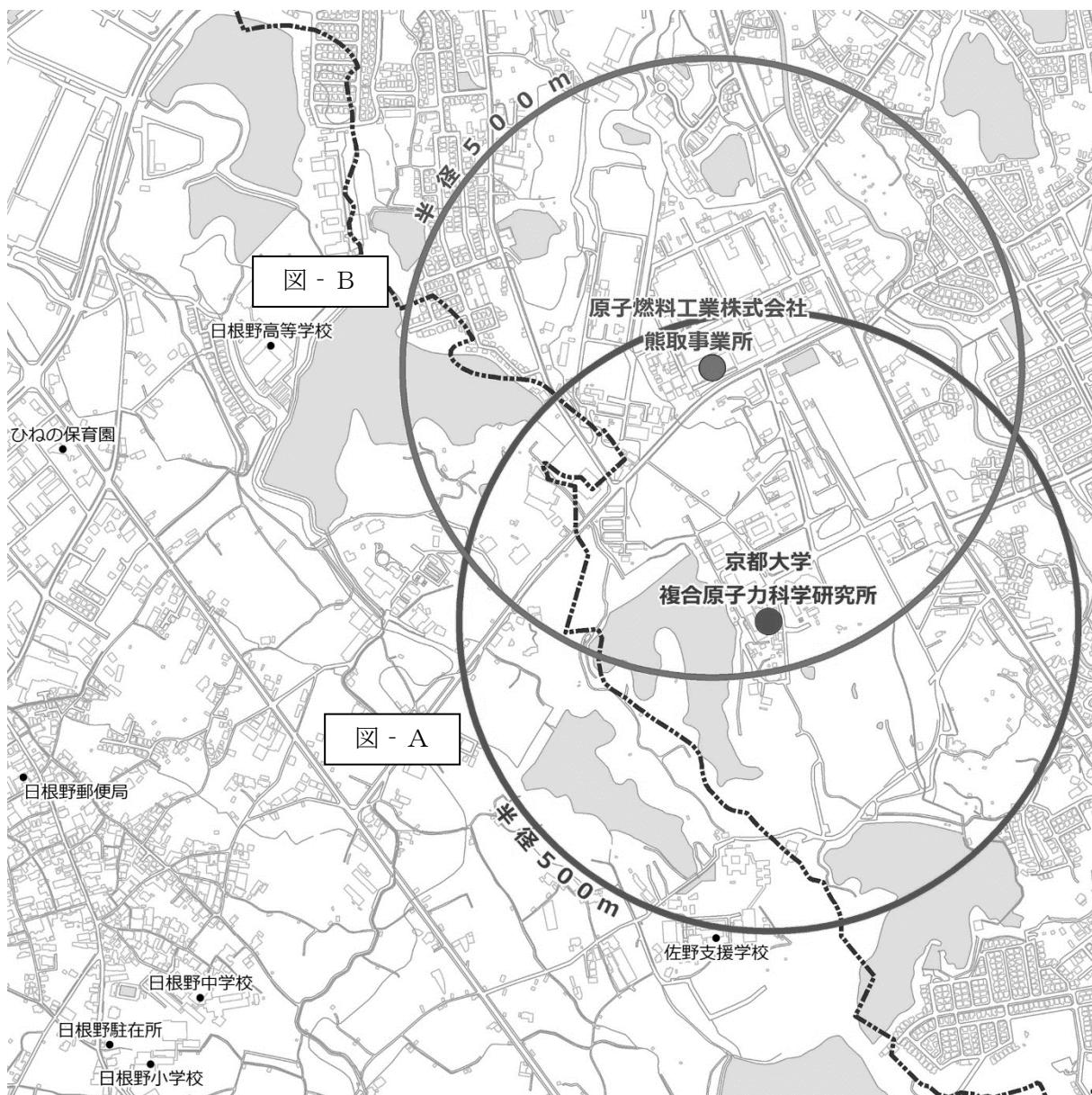


図 原子力災害対策重点区域の範囲（すべて UPZ）

【図-A】 京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m の範囲

【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m の範囲

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

1. 原子力災害（事故）の範囲

原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

2. 計画の基礎とすべき災害（事故）の想定

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、そこで取扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

そのため、本計画策定の基礎となる災害（事故）は、これらの点を考慮し、原子炉等規制法による国の安全審査において採用されている最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。

（1）京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

（2）原子燃料工業株式会社熊取事業所

ア. 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等に

よって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になるとと考えられる。

イ. 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（U235が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

3. その他放射性同位元素取扱事業所

本市域の周辺地域には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）もあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。

そのため、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点からは、原子力事業所に対する原子力防災対策に準ずる対策を講じておけば、十分に対応できる。

核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等は、関係諸法令等を遵守するとともに、原子力事業所に準じて必要な対策を講じるよう努める。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

(1) 緊急事態区分

事故の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。本計画においては、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）を踏まえ、以下のとおり緊急事態の区分を設定し、施設の状況等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

<緊急事態区分>

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

UPZにおいては、全面緊急事態になった際には予防的な防護措置として、原則、屋内退避を実施する。

(2) 緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

〔注 記〕

本編における用語について

- 住 民・・・・・・市域に住所を有する者、他市から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- 自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- 原子力事業者等・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- P A Z・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されてない。
- U P Z・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。
- 周辺監視区域・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。

緊急事態区分・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4つに区分している。

情報収集事態・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。

警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。

施設敷地緊急事態・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

E A L Emergency Action Level (緊急時活動レベル)

原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。

O I L Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)

緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。

オフサイトセンター・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。

屋内退避・・・住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。

避難・・・空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。

一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

E R C Emergency Response Center (緊急時対応センター)

原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制庁に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。

外部被ばく・・・体外にある放射線源から放射線を受けること。

内部被ばく・・・放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。

避難退域時検査・・避難時に受ける放射能汚染検査で、身体及び所持品等に付着した放射性物質による汚染を放射線測定器で確認すること。スクリーニング。

第2章 原子力災害事前対策

第2章 原子力災害事前対策

「第2編 災害予防対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 原子力事業者の責務

第3節 市の災害事前対策

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

第6節 原子力災害医療体制等の整備

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第9節 防災対策資料の整備

第10節 原子力施設上空の飛行規制

第11節 災害復旧への備え

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

第13節 原子力災害時の避難計画

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原災法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

1. 安全確保の責務

- (1) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- (2) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺の環境放射線監視及び放射線防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- (3) 原子力事業者は、事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図るなど、救出救助及び消火体制の充実に努める。

2. 原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出

- (1) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災計画を原子力事業所ごとに作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (2) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び市に協議する。
- (3) 府は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市に計画案を送付し、相当の期間を定めて、関係周辺市町である本市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

(4) 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について関係機関に届け出る。

《届出書類》

- ・原子力防災要員現況届出書
- ・原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- ・放射線測定設備現況届出書
- ・原子力防災資機材現況届出書

(5) 府は、原子力事業者から上記(4)の届出があった場合、当該届出に係る書類の写しを本市に速やかに送付するものとする。

3. 施設の災害事前対策

- (1) 原子力事業者は、施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 原子力事業者は、放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- (3) 原子力事業者は、自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

4. 放射線測定整備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

5. 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

6. 緊急時活動レベル（E A L：Emergency Action Level）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたE A Lの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

第3節 市の災害事前対策

(関係機関:原子力事業者)

1. 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

【危機管理課】

市は、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

2. 立入検査と報告の徴収

【危機管理課】

市は、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第7条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第8条の規定に基づき、立入検査を実施し、原子力事業者が行う、原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているか確認する。

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

(関係機関:原子力事業者)

1. 情報の収集・連絡体制の整備

【危機管理課】

市は、国、府、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、周辺住民等の危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

2. 情報分析整理

【危機管理課】

（1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

（2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課、環境衛生課】

市は、府、国及び原子力事業者と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

緊急時における環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施するため、原子力規制委員会の統括の下、市、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、府、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。

第6節 原子力災害医療体制等の整備

(関係機関:りんくう総合医療センター、日本赤十字社、泉佐野泉南医師会、原子力事業者)

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、市が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

1. 原子力災害医療体制の整備

【健康推進課、危機管理課】

(1) 原子力災害医療機関の指定

『原子力災害拠点病院』・・・独立行政法人国立病院機構大阪医療センター

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する医療機関であり、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害時に被災した原子力災害対策重点区域内において救急医療等を行う。

『原子力災害医療協力機関』・・・地方独立行政法人りんくう総合医療センター

原子力災害時に府や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に関する協力をを行う。

『高度被ばく医療支援センター』・・・広島大学医学部附属病院

平時には主に高度専門教育研修等を行うとともに、原子力災害時には原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び原子力災害拠点病院等への医療支援等を行う。

(2) 関係機関の連携

「大阪府緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、被ばく患者の搬送方法等を国、府、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。

(3) 人材育成

市、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職(所)員を積極的に参加させるなど人材育成に努める。

2. 資機材の整備

【健康推進課、危機管理課】

市は、府と連携して、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び(社)泉佐野泉南医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、その他医療資機材の整備に努める。

また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(関係機関:原子力事業者)

1. 放射線防護資機材の整備

【危機管理課】

市は、国及び府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2. 情報交換の実施

【危機管理課】

市は、府と連携して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

(関係機関:原子力事業者)

1. 市民等に対する知識の普及と啓発

【危機管理課】

市は、府、原子力事業者及び国などと協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次に掲げる事項について普及・啓発活動を実施する。

また、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児などの避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力施設の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関するこ
 - (5) 緊急時に市や府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関するこ
 - (6) 屋内退避、避難及び一時移転に関するこ
- なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講すべきことにも留意する。
- (7) 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関するこ
 - (8) 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関するこ

2. 防災業務関係者の人材育成

【危機管理課】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じて実施する。更に、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、関係機関間の連携の強化を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関するこ
- (2) 原子力施設の概要に関するこ
- (3) 原子力災害とその特性に関するこ
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関するこ
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測の活用に関するこ
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関するこ
- (7) 緊急時に市が府等と連携して講ずる対策の内容に関するこ
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関するこ
- (9) 放射線原子力災害医療（応急手当を含む）に関するこ
- (10) その他緊急時対応に関するこ

第9節 防災対策資料の整備

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課】

市は、府と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンター等に備え付ける。

また、市は、社会環境に関する資料等を原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

《整備を行うべき資料の例》

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア. 原子力事業者防災業務計画
- イ. 原子力事業所の施設配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア. 種々の縮尺の周辺地図
- イ. 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者等の概要に関する資料）
- ウ. 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随施設、滑走路の長さ等の情報を含む）
- エ. 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む）
- オ. 周辺地域の特定施設（幼稚園、認定こども園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- カ. 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ. オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア. 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報を含む）
- イ. 線量推定計算に関する資料
- ウ. 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
- エ. 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ. 農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 原子力防災資機材等に関する資料

- ア. 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
- イ. 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ. 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア. 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ. 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- ウ. 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

(6) 避難に関する資料

- ア. 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ. 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第10節 原子力施設上空の飛行規制

(関係機関:大阪航空局関西空港事務所)

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に關し、次の措置を行う。

- (1) 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- (2) 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第11節 災害復旧への備え

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課、環境衛生課】

市は、府及び原子力事業者とともに、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

【危機管理課】

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等が、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

第13節 原子力災害時の避難計画

【危機管理課】

本市の一部地域が、京都大学複合原子力科学研究所および原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域に含まれていることについて、当該事業所で原子力災害が発生した際には、以下の方針で防護措置を実施し、状況に応じて避難を行う。

避難時のルート作成にあたっては、当該事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が、施設からおおむね半径 500m で全域が U P Z となることを踏まえて作成する。

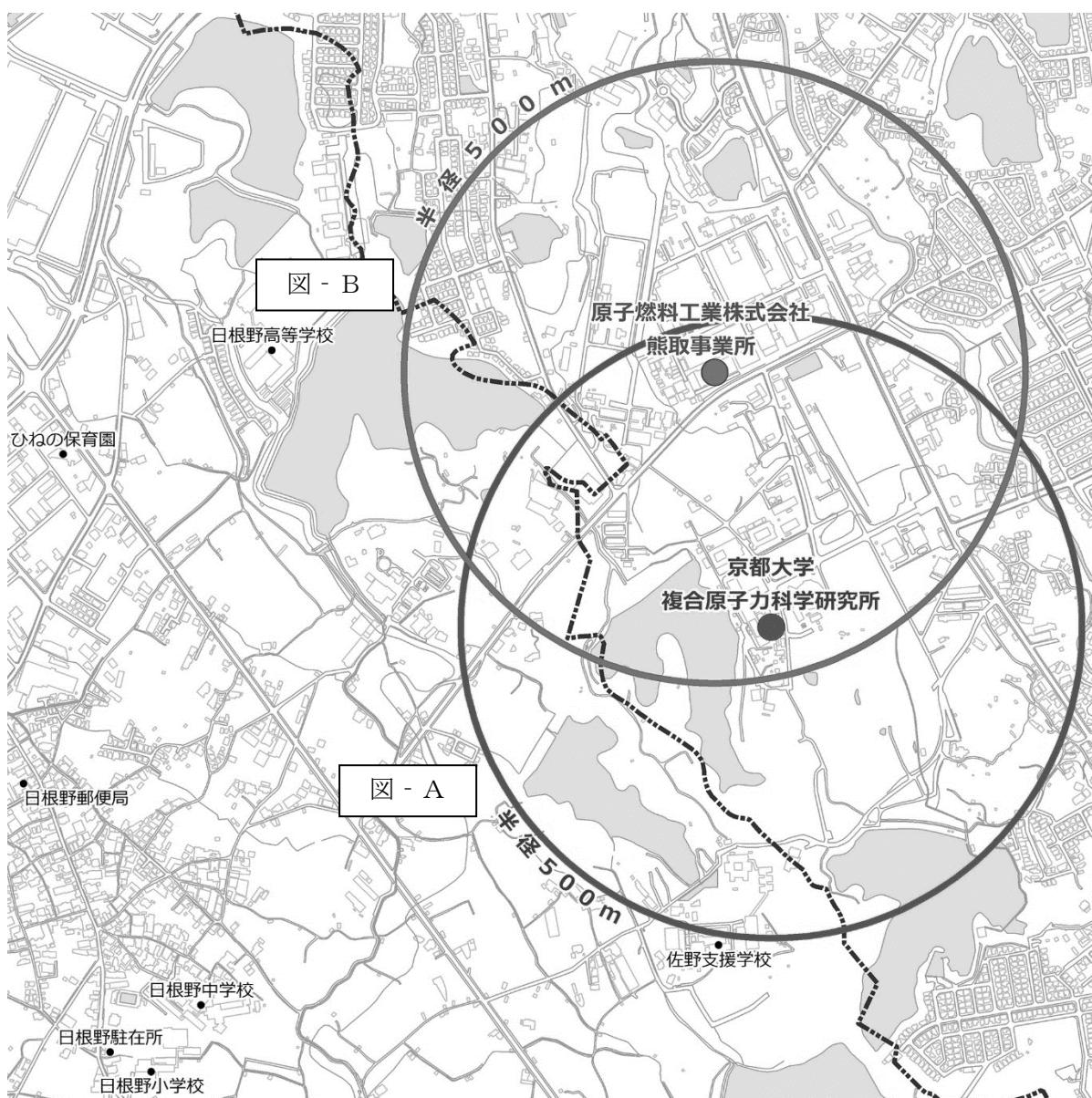


図 原子力災害対策重点区域の範囲（すべて UPZ）（再掲）

【図-A】京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m の範囲

【図-B】原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m の範囲

(1) 避難までの基本的な考え方

原子力規制委員会の原子力災害対策指針に基づき、緊急時の放射線モニタリングによる測定結果等を運用上の介入レベル（OIL）に照らし合わせ、以下のフローに応じて防護措置を実施する。

(2) 発災時の対応

全面緊急事態となった場合には、屋内退避を基本とし、放射線量が測定された場合、測定値に応じて、段階的に避難等を実施する。

以下のフローに基づき、区域外避難及び一時移転を要する際には、避難ルートに従って避難行動を行う。また、避難退域時検査は、避難ルート上で実施する。

自然災害等が併発しており、避難行動がかえって危険を伴うと判断される場合は、屋内退避の継続指示を府とともに検討する。

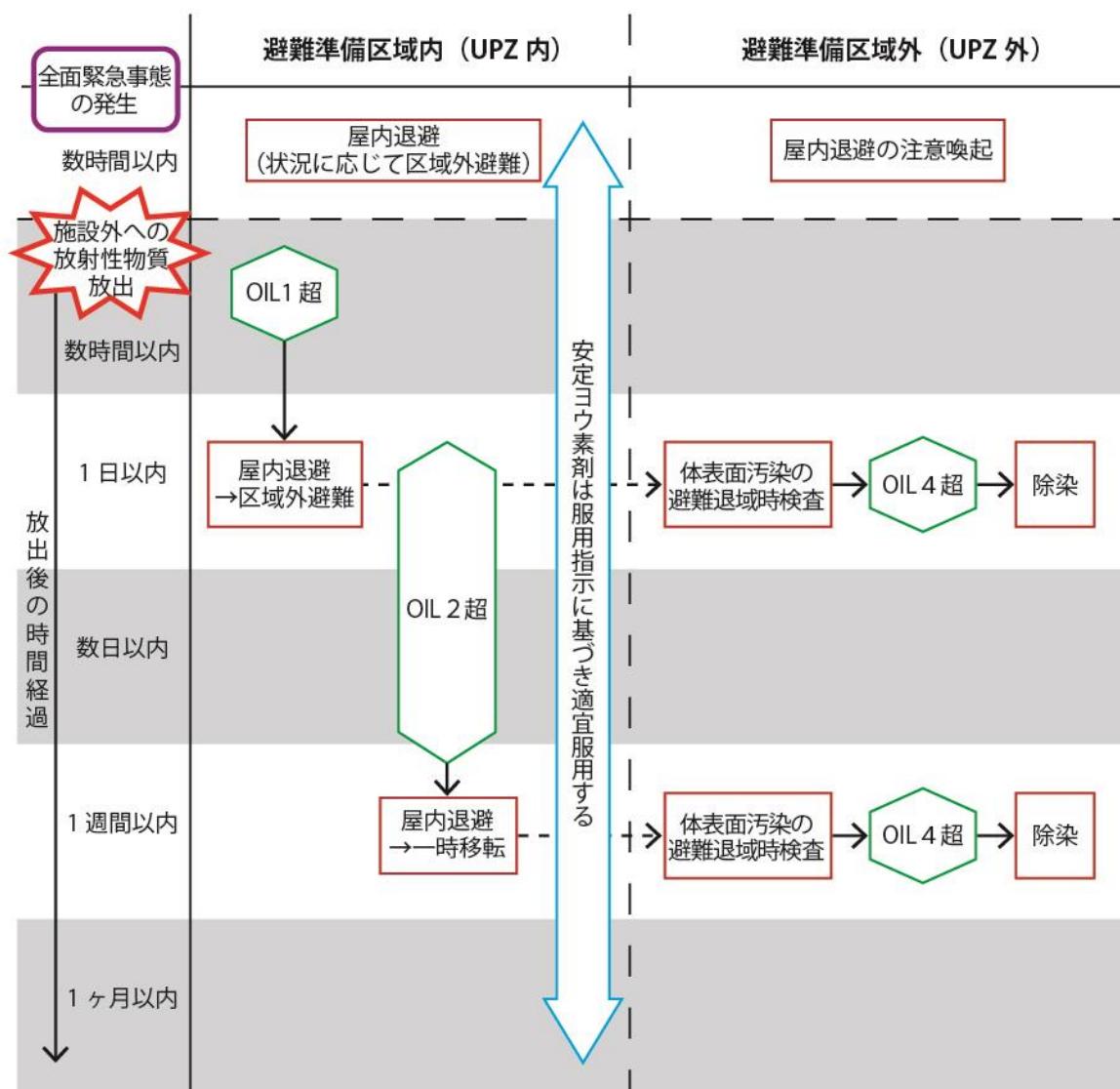


図 OILに応じた防護措置実施フロー

(3) 避難ルートの作成

避難の対象区域は、大阪府地域防災計画原子力災害対策編（平成31年1月修正）にて示される原子力災害対策重点区域を参考に、UPZに含まれる日根野地域（一部）を対象区域とする。避難対象区域の居住および滞在する者は、下記ルートに沿って日根野中学校に避難する。

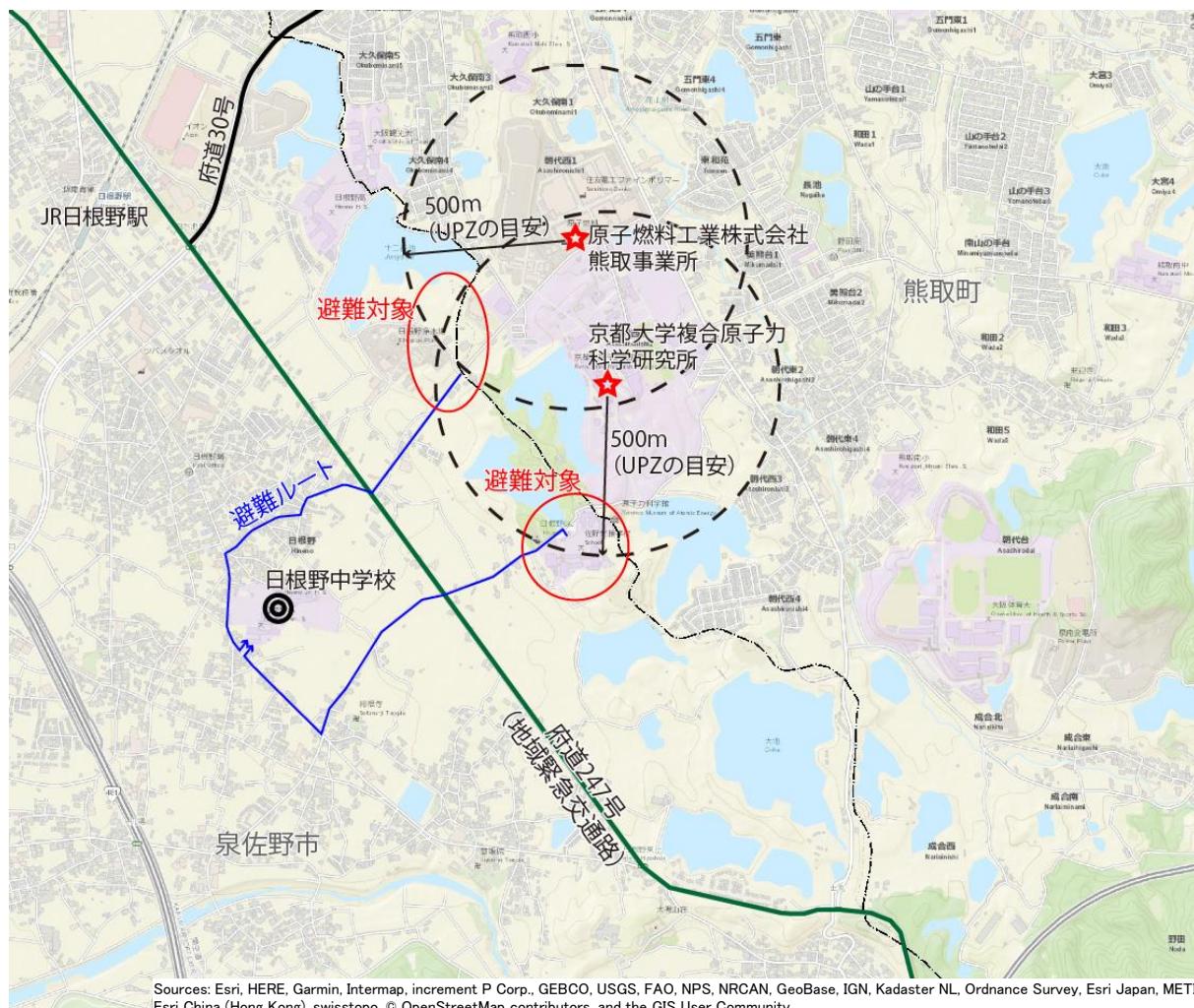


図 UPZ 内から区域外への避難ルート

第3章 緊急事態応急対策

第3章 緊急事態応急対策

「第3編 災害応急対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 活動体制の確立

第3節 広域応援等の要請・受入れ

第4節 自衛隊の災害派遣

第5節 災害情報の収集伝達

第6節 災害広報

第7節 防災業務関係者の安全確保

第8節 緊急時モニタリングの実施

第9節 消火・救助・救急活動

第10節 医療救護活動

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

第12節 避難所の開設・運営

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第14節 交通規制・緊急輸送活動

第15節 社会秩序の維持

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

第1節 基本方針

原子力災害の特殊性に鑑み、防災関係機関及び原子力事業者は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講ずるものとする。

また、原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）についても、事故に対する周辺市民の不安、動搖等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺市民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講ずるものとする。

なお、原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は本計画に準じて、必要な応急対策を講ずる。

第2節 活動体制の確立

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、原子力事業者)

市は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1. 組織体制

【全部局】

(1) 災害警戒体制の設置

次の各号に該当する場合には、原子力災害警戒体制をとる。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力災害となるおそれがある大規模な事象発生の情報を受けたとき
- (イ) その他副市長が必要と認めたとき

イ. 廃止基準

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 当該事故に対する対策等の措置が終了した場合
- (ウ) 災害が発生するおそれがなくなったとき
- (エ) 総指揮監が認めたとき

ウ. 所掌事務

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (オ) 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、市役所内（3階大会議室）に災害対策本部を設置する。ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るために必要があるときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力事業者から特定事象等¹（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））の発生を受信したとき
- (イ) 府モニタリング設備において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- (ウ) 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態²宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき
- (エ) 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (オ) その他市長が必要と認めたとき

*Sv（シーベルト）：放射線にあたった物質が吸収する放射線の量を表す単位。（ $1\text{Sv} = 1000\text{mSv} = 1000000 \mu\text{Sv}$ ）

※ * 1 - 特定事象に該当する事象の例》

- ・原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において、 $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・火災・爆発などにより事業所内の管理区域外の場所で、 $50\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- ・事業所外運搬中の事故により、輸送容器から 1m 離れた場所で $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき

« * 2 - 原子力緊急事態に該当する事象 »

- ・原子力事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・火災・爆発などにより原子力事業所内の管理区域外の場所で、 $5\text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- ・臨界事故が発生したとき
- ・非常停止すべきときに、原子炉を停止するすべての機能が失われかつ、冷却するすべての機能が喪失したとき
- ・事業所外運搬中の事故により、輸送容器から 1m 離れた場所で $10\text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出したとき

イ. 廃止基準

- (ア) 内閣総理大臣から原災法第15条に基づく原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされたとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く）
- (イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ. 本部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達・分析に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (エ) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること
- (オ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ. 災害対策本部等の設置又は廃止等の関係機関への通知

市長は、災害対策本部等を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、又は災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、府内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡責任者は各部班相互間の連絡調整を迅

速に処理するものとする。

オ. 指揮体制

災害時における活動指揮については、災害対策本部で定める組織とし、本部長、副本部長、本部員、班長、班員の順で行う。また、市長に事故ある場合又は不在時における指揮順位は、副市長、教育長の順とする。

カ. 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は、地震災害応急対策に準ずるとともに次のとおりとする。

表 本部の組織及び事務分担

部名	班名	事務分担
生活産業部	環境衛生班（環境衛生課）	1. 緊急時環境放射線モニタリングに関すること
	農水班（農林水産課） 商工班（まちの活性課）	1. 農林水産及び商工業者に対する採取、出荷制限等に関すること
健康福祉部	医療保健班（健康推進課）	1. 飲食物の摂取制限等に関すること 2. 市民の健康問診に関すること 3. 避難退域時検査に関すること
上下水道局	水道班（水道工務課） 上下水道総務班（経営総務課）	1. 原水の取水制限等に関すること

キ. 原子力災害現地連絡部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として熊取オフサイトセンター内に泉佐野市原子力災害現地連絡部を設置する。

(ア) 設置基準

- a. 国が原子力災害現地警戒本部を設置したとき
- b. 国が原子力災害現地対策本部を設置したとき
- c. 府が原子力事故現地連絡班及び原子力災害現地連絡部を設置したとき
- d. その他市長が認めたとき

(イ) 廃止基準

- a. 原子力緊急事態解除宣言がされたとき
- b. 災害対策本部長が認めたとき

(ウ) 連絡部の所掌事務

- a. 本市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関するこ
- b. 現地における関係機関との連絡調整に関するこ
- c. その他必要な事項に関するこ

2. 勤員体制

【全部局】

原子力災害が発生した場合、又は原子力災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による勤員配備体制をとる。

(1) 配備体制

災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる。

緊急事態 区分	活動・設置基準	組織体制
情報収集事態	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他危機管理監が必要と認めた時	災害警戒体制 (警戒レベル1)
警戒事態	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他副市長が必要と認めた時	災害警戒体制 (警戒レベル3)
施設敷地 緊急事態	○原子力事業者から特定事象発生の通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部 (A号配備)
全面 緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部 (B・C号配備)

(2) 動員及び伝達系統

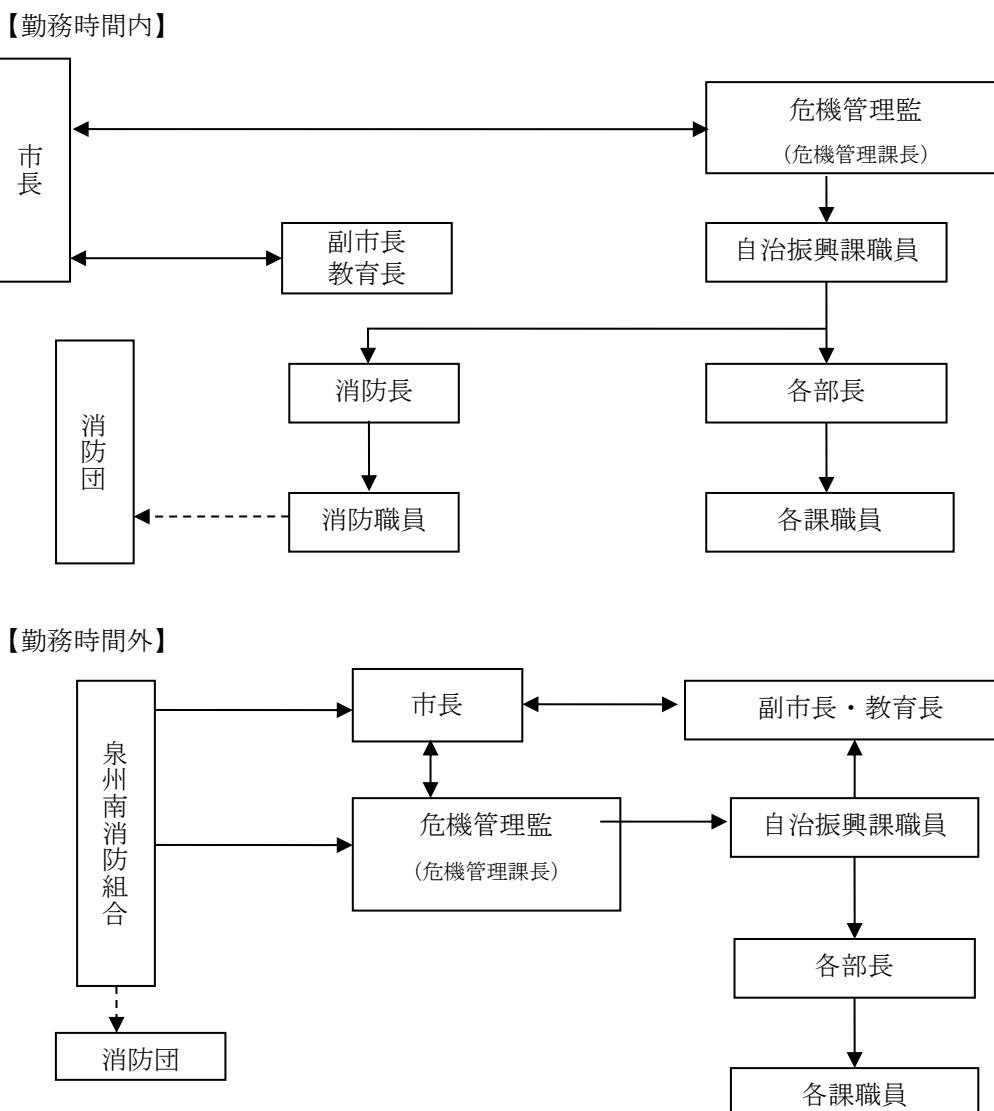


図 動員及び伝達系統

3. 現地事故対策連絡会議の開催

【本部運営班】

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、府、関係市町及び原子力事業者等との連絡調整等を実施するため、オフサイトセンター内に現地事故対策連絡会議を開催する。市、府及び原子力事業者等は当該会議に参画する。

4. 緊急時モニタリングセンターの設置

【本部運営班】

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、国、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

市、府、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

5. 原子力災害合同対策協議会の組織

【本部運営班】

全面緊急事態が発生したときは、市長は、国の原子力災害現地対策本部長及び知事とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会には、泉佐野市原子力災害現地対策本部員をはじめ、あらかじめ指定された防災関係機関の代表者が参画する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、市、国、府及び原子力事業者が協議し、「オフサイトセンター運営要領」により定める。

【機能】

- ・市民避難、事故収束のための措置等の重要事項の調整
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張・縮小、緊急事態解除宣言等についての国の原子力災害対策本部への提言
- ・熊取オフサイトセンター内の情報の共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
- ・プレス発表内容の確認

(1) 原子力災害合同対策協議会における機能班活動

国、府、市及び原子力事業者からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

(2) 機能班の役割

班名	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの運営・管理 ・原子力災害合同対策協議会の事務局運営 ・各機能班の情報集約及び総合調整 ・官邸チーム総括班及びE R Cチーム総括班、府及び市災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの環境整備 ・オフサイトセンターの出入管理 ・オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・各種通信回線の確保
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報、報道機関への対応 ・プレス基礎資料の作成 ・官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班、府及び市災害対策本部等の情報共有
プラントチーム	事故状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集と総括 ・機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・E R Cチームプラント班との情報共有
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集、整理 放射線影響の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングデータの収集 ・放射線による影響の予測 ・緊急時モニタリング結果等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する調整 ・E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・救助・救急状況の把握及び活動調整 ・交通規制、緊急輸送状況の調整 ・官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整
医療班	府や医療関係機関の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査、労働者の被ばく線量及び傷病者の発生状況及び安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・避難退域時検査、簡易除染等、原子力災害医療に係る情報収集、基準の策定、実施に係る調整 ・官邸チーム及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整
実動対処班	実働省庁又は官邸実動対処班等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実働組織の状況に係る各機能班への情報共有 ・物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・実働省庁又はE R Cチーム実動対処班との連絡・調整

4. 専門家の派遣要請

府は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

市は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府、他の市町村及び指定地方行政機関等の長に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期するものとする。

1. 広域応援等の要請

【本部運営班】

市長は、市単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 行政機関への応援要請

災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。

なお、応援に要した費用等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮下に入る。

ア. 応援要請できる要件

(ア) 応急対策を実施するために必要であると認めた場合

(イ) 本市のもつ消防力等の現有活動勢力では、消防、救助等効果的な応急対策の実施が困難な場合

(ウ) 緊急を要するとき地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急対策の実施ができると認めた場合

イ. 応援要請方法

応援要請するにあたっては、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書により行う。

ただし、文書による要請するいとまがない場合は、大阪府防災情報システム、電話、ファクシミリにより要請し、後日文書を速やかに提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を要請する理由

(イ) 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要事項

ウ. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合、本市から大阪府政策企画部危機管理室を通じて行う。

エ. 他の市町村長に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

オ. 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を要求する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

また、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助についても指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し求めるものとする。

ア. 派遣要請方法

災害対策基本法第29条及び地方自治法第252条の17の規定に基づき、府、他の市町村、指定地方行政機関等の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ. 派遣あっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対して職員の派遣についてあっせんを求める。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ. 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同法第92条、同法施行令第17条から第19条までの規定に基づき本市が負担する。

2. 広域応援等の受入れ

【本部運営班】

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、『総合文化センター』を受援基地として受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4節 自衛隊の災害派遣

(関係機関:自衛隊)

市長は、住民の生命又は財産を保護するため自衛隊の応援を必要と認めた場合、知事に対し災害派遣要請の要求を行うものとする。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

1. 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

2. 災害派遣要請手続

【本部運営班】

(1) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話又は口頭をもって要求する。なお、その場合は、事後速やかに知事に文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊中部方面総監に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

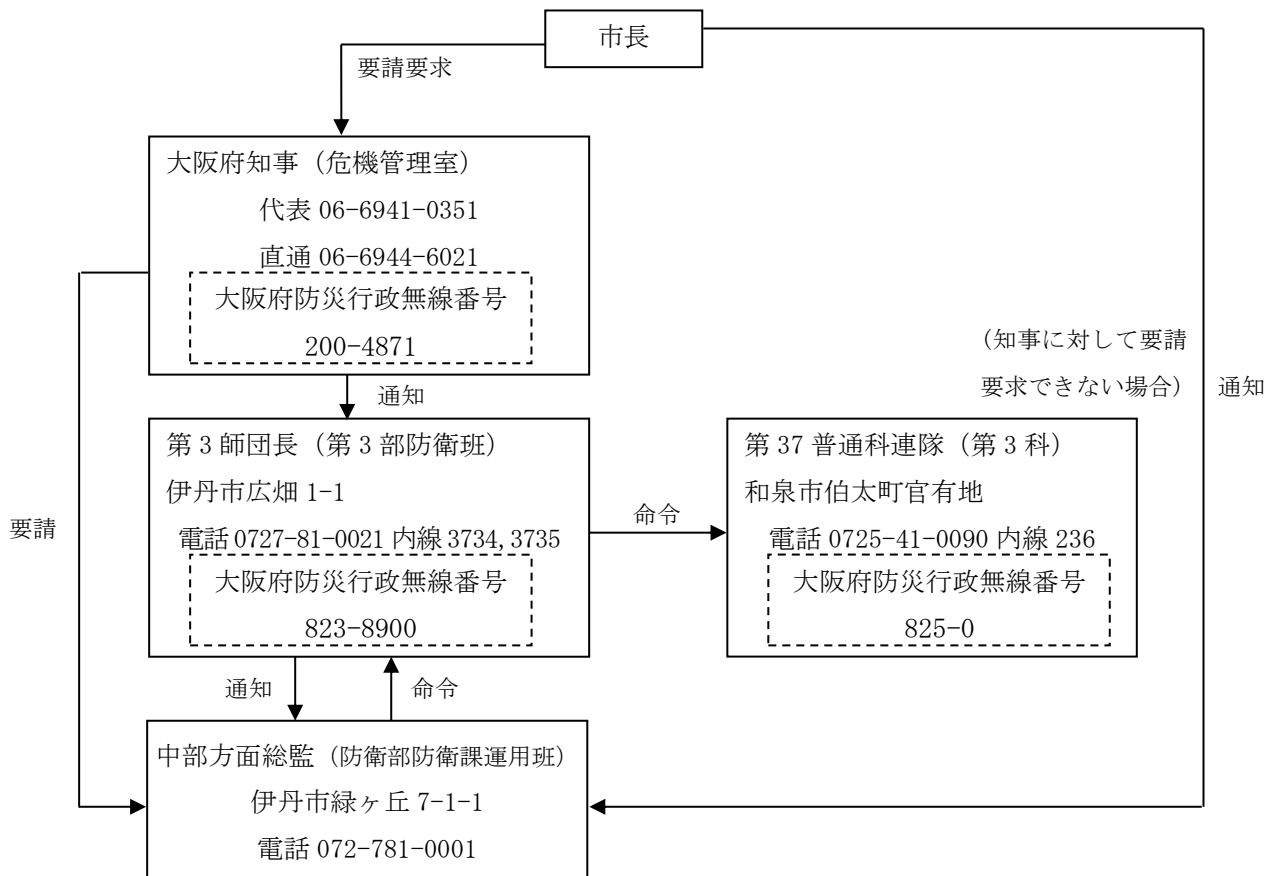


図 自衛隊派遣・撤収要請系統

3. 派遣部隊の受入れ

【本部運営班】

市は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- (3) 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- (4) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

4. 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

また、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(1) モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。

(2) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(3) 避難の援助

屋内退避・避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

(4) 行方不明者の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷病者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索救助を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

(6) 応急医療及び救護

被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(8) 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

5. 撤収要請

【本部運営班】

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、文書により速やかに知事に撤収要請の要求を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第5節 災害情報の収集伝達

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、岸和田労働基準監督署、日本放送協会、民間放送株式会社、原子力事業者)

市、府をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、緊急事態に該当する事象発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

1. 緊急事態事象発生情報等の連絡

【本部運営班】

(1) 原子力事業者からの情報収集事態及び警戒事態事象発生時の連絡があったとき

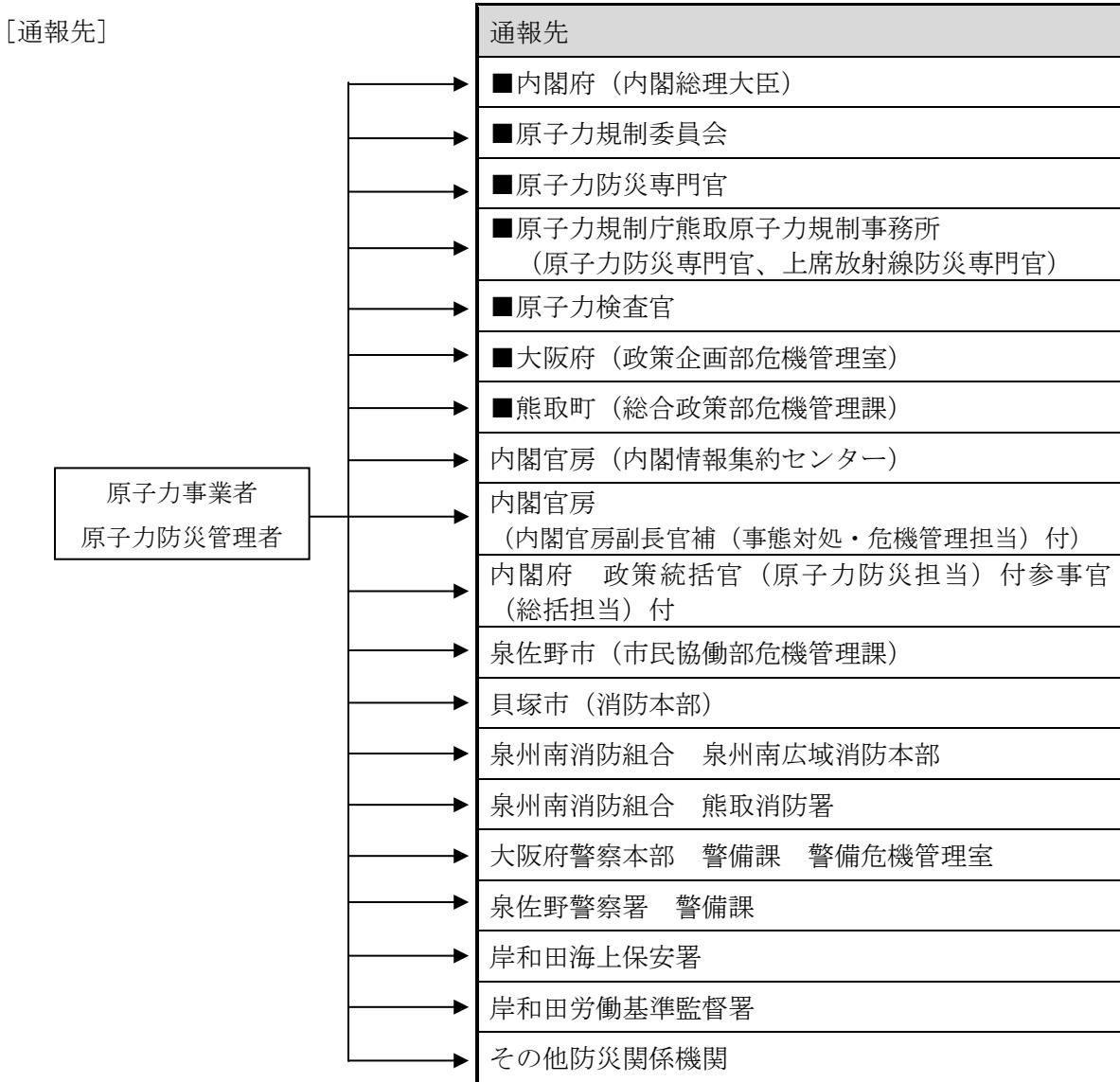
- ア. 原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態及び警戒事態事象の発生を確認した場合、直ちに原災法第10条第1項の規定による通報に準じ、泉州南消防組合をはじめ原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、第五管区海上保安本部等にファクシミリで連絡し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

イ. 市は、府との連絡体制を確立する等必要な体制をとる。

(2) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発生通報があったとき

- ア. 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、泉州南消防組合をはじめ原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

イ. 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市、府等に連絡する。



※■印 FAX の着信を確認する機関

（3）府モニタリング設備で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき

- ア. 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行う。
- イ. 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を本市、府等に速やかに連絡する。

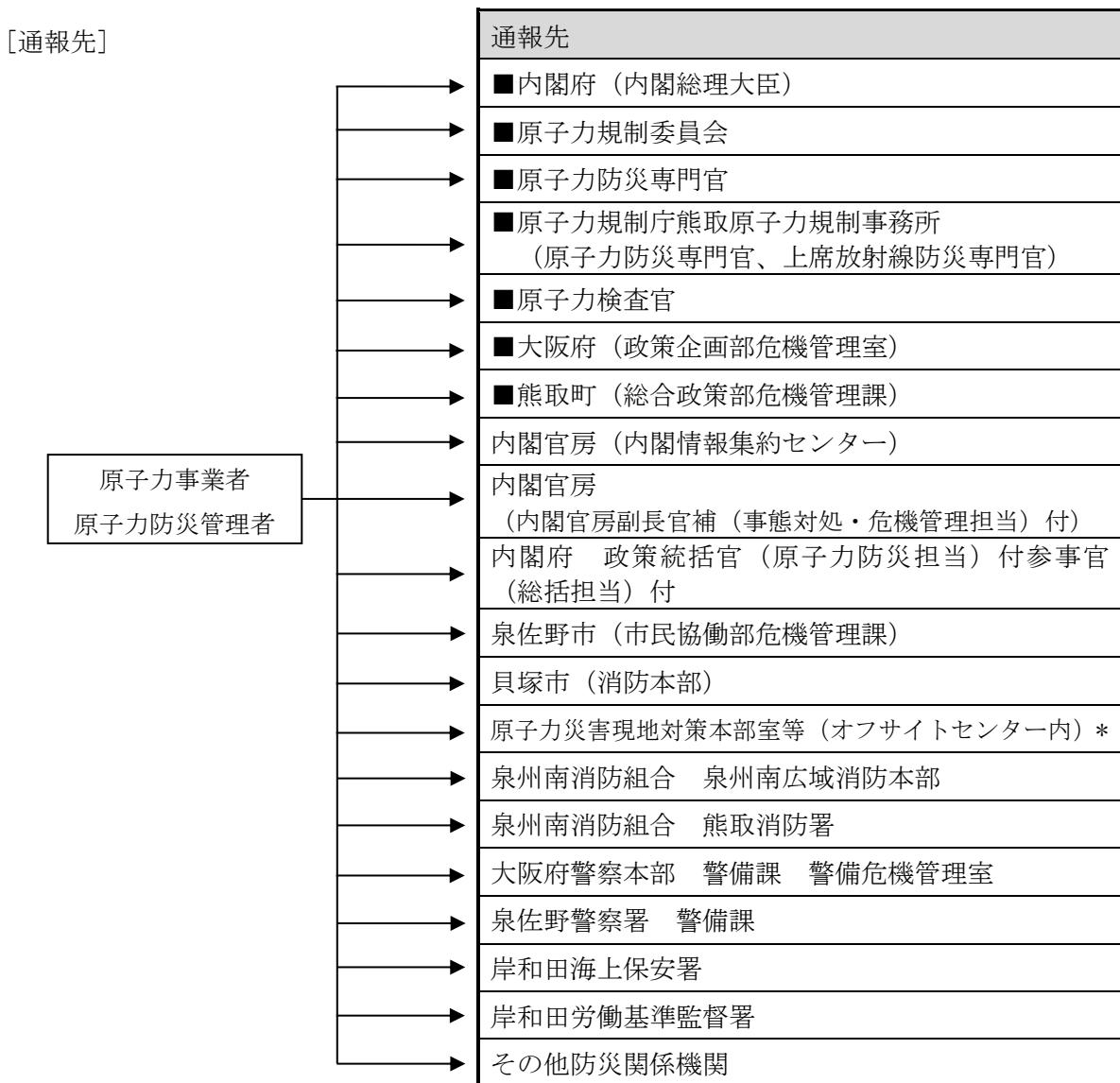
2. 応急対策活動の情報連絡

【本部運営班】

（1）施設敷地緊急事態発生後の情報連絡

- ア. 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書でもって連絡する。
- イ. 市は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力

事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を府、指定公共機関、国
の現地事故対策連絡会議等と隨時連絡するなど、相互の連絡を密にする。



*■印 FAX の着信を確認する機関 ※*印 設置されている場合

（2）全面緊急事態発生後の情報連絡

市は、国の原子力災害現地対策本部、府、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事
業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、本市が行う応急対策活動
の実施状況及び被害の状況等を原子力災害現地対策本部等（熊取オフサイトセンター内）に
隨時連絡する。

第6節 災害広報

(関係機関:原子力事業者、日本放送協会、民間放送株式会社)

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を勘案して、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱を招かないようするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

1. 災害広報

【本部運営班、機動班】

市は、住民等への情報提供にあたっては、国及び原子力事業者と連携し情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるとともに、国、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、本市が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。

また、市は、府と現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官並びに原子力災害現地対策本部、その他の防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

(1) 広報の内容

ア. 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- (ア) 事象の概要
- (イ) 事象発生事業所における対策の状況
- (ウ) 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- (エ) その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

イ. 施設敷地緊急事態発生時の広報

- (ア) 事故の概要
- (イ) 事故発生事業所における対策の状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (オ) その他必要と認める事項

ウ. その後の広報

- (ア) 事故状況及び環境への影響とその予測
- (イ) 本市、府をはじめとする防災関係機関の対策状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 医療機関などの生活関連情報

- (オ) 交通規制情報
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 広報の方法

- ア. 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
 - 報道機関への情報提供
- イ. 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - (ア) 広報紙の内容変更・臨時発行等
 - (イ) 広報車による現場広報
 - (ウ) 防災行政無線（同報系）による地区広報
 - (エ) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
 - (オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - (カ) スマートフォン、インターネットの活用
 - (キ) ケーブルテレビ等への情報提供
 - (ク) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

(3) 事故時の広報体制

事故時の広報責任者を選定し、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や国、府をはじめとする他の防災関係機関との連絡調整を行う。

2. 報道機関との連携

【本部運営班】

市は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の要請

市長は、災害に関し、緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

ア. 日本放送協会（大阪放送局）

イ. 民間放送事業者

- | | |
|-----------------|----------------|
| (ア) 朝日放送テレビ株式会社 | (カ) テレビ大阪株式会社 |
| (イ) 朝日放送ラジオ株式会社 | (キ) 大阪放送株式会社 |
| (ウ) 株式会社毎日放送 | (ク) 株式会社エフエム大阪 |
| (エ) 読売テレビ放送株式会社 | (ケ) 株式会社FM802 |
| (オ) 関西テレビ放送株式会社 | |

ウ. 有線テレビジョン放送事業者

株式会社ジェイコムウエスト

(2) 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

市は、府と協力し、障がい者に配慮した広報を行うとともに、必要に応じ、府に対し外国語による緊急放送の要請を行うなど適切な対応を行う。

(4) 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

3. 広聴活動の実施

【全部局】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

(関係機関:原子力事業者)

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、府、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に配意する。

1. 防護対策

【本部運営班】

市は、必要に応じ他の防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

2. 防災業務関係者の被ばく管理

【本部運営班、医療保健班】

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた放射線防護に関する指標に基づき行う。
- (2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、本市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を原子力災害現地対策本部に置く。
- (3) 本市の被ばく管理を担う班は、熊取オフサイトセンター等において、必要に応じ府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 市は、応急対策活動を行う本市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、熊取オフサイトセンター等において、国、府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

3. 防災業務関係者の放射線防護に関する指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

【指標】

- ・実効線量で 50mSv を上限とする。
ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。
- ・作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
 - 眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とする。
 - 皮膚：等価線量で 1Sv を上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

【本部運営班、環境衛生班】

市は、緊急事態に該当する事象が発生した場合、府が「大阪府緊急時モニタリング計画等」に基づき実施する緊急時モニタリングに関し、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行うとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

また、府や熊取オフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第9節 消火・救助・救急活動

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、原子力事業者)

市は、泉佐野警察署はじめ他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

1. 緊急事態応急対策の実施状況の把握

【本部運営班】

市は、緊急事態応急対策の実施状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2. 応急活動

泉佐野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、消火、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消火及び救助、救急活動が円滑に行われるよう必要に応じ府又は原子力事業者等その他の民間からの協力により、消火及び救助、救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

3. 相互応援

【本部運営班】

- (1) 災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (2) 本市単独では十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、大阪市消防局若しくは他市町村などに相互応援協定に基づく応援等を要請する。
- (3) 市は、応援市町村等に対し、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

4. 各機関による連携

【本部運営班】

市は、府、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第10節 医療救護活動

(関係機関:りんくう総合医療センター、日本赤十字社、泉佐野泉南医師会)

市は、府が実施する放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動について協力するものとする。

1. 医療救護班の編成・派遣

【医療保健班】

(1) 医療救護班の編成

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、りんくう総合医療センター、(社) 泉佐野泉南医師会等へ医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を実施する。その際、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害医療機関を中心として医療活動を行い、DMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携する。

なお、本市単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ア. 編成数・構成

機関名	構成	班数	医師数	看護師数	その他
りんくう総合医療センター		2	2	4	2

イ. 参集場所

医療救護班の参集場所は、りんくう総合医療センターとする。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市への医療救護班の受入れ窓口は、りんくう総合医療センターに設置し、府の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2. 医療救護班の活動

【医療保健班】

医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チーム等の指導を受け、汚染・被ばく患者、被ばく傷病者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

3. 安定ヨウ素剤の予防服用

【医療保健班】

市は、府と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

4. 被ばく線量の把握

【医療保健班】

市は、府とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第11節 屋内退避・避難受入れ等の防護活動

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、町会・自治会、自主防災組織)

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難のための指示、誘導等必要な措置を講ずる。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1. 屋内退避及び避難に関する指標

市は、全面緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）に基づき、避難又は一時移転を実施する。

表 O I Lと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cmでの検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、

措置	るため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1週間程度内に一時移転を実施
----	--	----------------

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2. 屋内退避・避難の指示

【本部運営班】

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの指示を行う。

(1) 指示者等

ア. 市長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きを指示する。その際、本市においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。

(原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条)

イ. 市長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の市民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。

ウ. 知事は、本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への避難の指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(原災法第28条、災害対策基本法第60条)

エ. 警察官、海上保安官は、市長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができるないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。

(原災法第28条、災害対策基本法第61条)

オ. 原子力災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

(自衛隊法第94条)

(2) 指示の住民への周知

市長は、指示にあたっては、屋内退避又は避難の指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。

なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

(3) 避難路の確保

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

3. 避難者の誘導

【本部運営班、被災者支援班】

(1) 市

市民の避難誘導に際し、泉佐野警察署の協力を得るとともに、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮する。

ア. 避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

- イ. 誘導にあたっては、定められた避難所へ町会・自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病者、高齢者、乳幼児、児童、障害者及びこれらの人々に必要な介助者を優先して行うものとする。また、要援護高齢者・障害者等の搬送にあたっては、要援護高齢者・障害者等搬送車を活用し、迅速、的確に行う。
- ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を利用して避難中の事故防止に万全を期する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

4. 警戒区域の設定

【本部運営班】

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 設定者

- ア. 市長は、原子力緊急事態宣言が発出されたときから原子力緊急事態解除宣言が発出されるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)
- イ. 知事は、泉佐野市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
(原災法第28条、災害対策基本法第73条)
- ウ. 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた本市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)
- エ. 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

(2) 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第12節 避難所の開設・運営

(関係機関:町会・自治会、自主防災組織)

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断により、避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等、開設するものとする。

1. 避難所の開設

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

市長は、内閣総理大臣の指示又は独自の判断により避難受入れが必要と判断した場合は、下記の第1次開設避難所から安全な避難所を指定し、周知するとともに、あらかじめ指名した本市職員を避難所を管理するための責任者として速やかに派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とすることができる。

また、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

表 第1次開設避難所

施設名	所在地	面積 (m ²)	収容人員 (人)
日根野小学校	泉佐野市日根野 1684	660	400
日根野中学校	泉佐野市日根野 1699	499	302

注1 避難所の開設にあたっては、気象状況等を十分勘案し指定するものとする。

2. 避難所の管理・運営

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。

(1) 災害対策本部との連絡体制

地域防災支援員は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、一般加入電話、携帯電話、あるいはファクシミリで報告する。

(2) 町会・自治会及び施設管理者との連携

地域防災支援員は、町会・自治会（自主防災組織を含む）や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

(3) 指定避難所の運営、管理の留意点

避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の運営、管理にあたる。

- ア. 避難者の把握
- イ. 混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ. 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ. 生活環境への配慮
- オ. 要配慮者への配慮

- カ. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- キ. 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ク. 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

(4) 避難退域時検査及び簡易除染の場所の運営、管理の留意点

- 市は、次の事項に留意して、避難退域時検査及び簡易除染の場所の運営、管理にあたる。
- ア. 避難者の把握
 - イ. 混乱防止のための避難者心得の掲示
 - ウ. 要配慮者への配慮
 - エ. プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - オ. 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
 - カ. 安定ヨウ素剤の準備
 - キ. 避難退域時検査及び簡易除染の実施

(5) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、コンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等について状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

その場合においても不足する場合には、府に協力を要請するものとする。

3. 避難所の閉鎖

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員】

- (1) 市長は、原子力緊急事態解除宣言が発出され、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。
- (2) 地域防災支援員は、市長の指示により避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

【水道班、食糧物資班、医療保健班】

市は、府が実施する緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、U P Z内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

〈O I Lと防護措置について〉

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg ^{※8}	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	

		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン		20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

2. 農林水産物の採取及び出荷制限

【農水班】

市は、府の指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとる。

3. 本市の取るべき措置

【水道班、医療保健班】

市は、市民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき、又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

4. 飲料水及び飲食物の供給

【水道班、食糧物資班】

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、府をはじめとする他の防災関係機関と協力して関係市民への応急措置を講ずる。

第14節 交通規制・緊急輸送活動

(関係機関: 泉佐野警察署、自衛隊、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、岸和田海上保安署)

市、府をはじめとする防災関係機関は、連携して救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 陸上輸送

【本部運営班、総務班、道路公園班】

(1) 緊急交通路の確保

大阪府警察及び本市の道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとるものとする。

ア. 緊急事態応急対策のための緊急交通路の確保

泉佐野警察署及び道路管理者は、府が選定した緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を本市及び府に連絡する。

(ア) 交通管制

府警察は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

府警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

イ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な措置を講ずる。

ウ. 交通規制の標識等の設置

道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(2) 緊急交通路の周知

市及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡させるため、住民への周知を行う。

(3) 輸送手段の確保

ア. 車両の確保

本市が所有している（専用公用車含む）車両については、総務部総務班が一括管理し、車両の確保を行う。しかし、一時的に多数の車両を必要とした場合や、災害が広域にわたるなど、本市の車両のみでは避難者の輸送、救助物資輸送など困難な場合は、市内の運送業者等から車両を調達するなど、輸送車両の確保を図る。

なお、迅速な車両確保を行うため、運送業者との協定の締結に努める。

イ. 調達依頼

市所有分では不足する場合で、運送業者からの借上げ又は、知事に調達依頼するときは、次の事項を明示する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ. 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

- (ア) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく通行規制が実施された場合には、事前届出済証の交付を受けている車両については、大阪府公安委員会又は知事に対し、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標識の交付を受ける。

- (イ) 原子力災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合には、事前届出済証を受けていない車両や運送業者から借上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査済証等の必要書類を泉佐野警察署又は知事に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

2. 水上輸送

【本部運営班】

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、水上輸送を行う。

(1) 輸送基地の確保

- ア. 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- イ. 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- ウ. 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

(2) 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- ア. 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- イ. 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- ウ. 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

(3) 輸送手段の確保

市及び府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 航空輸送

【本部運営班】

(1) 輸送基地の確保

- ア. 本市の災害時用臨時ヘリポートについては、次の場所を選定する。

表 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土表面 175×70m
稻倉池グラウンド	日根野 5560-172	教育委員会 青少年課	469-1106	土俵面 81×70m
泉佐野南部公園	南中樺井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

- イ. 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- ウ. 本市及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊の協力を得て、輸送手段の確保を図る。

第15節 社会秩序の維持

(関係機関: 泉佐野警察署)

市、府をはじめとする防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 市民への呼びかけ

【本部運営班】

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2. 警備活動の強化

泉佐野警察署は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

(関係機関: 原子力事業者)

【本部運営班】

本市域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線が検出された等）場合及び全面緊急事態が発生した場合は、本市をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

【本部運営班】

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は本計画に準じて、必要な応急対策を講ずる。

第4章 原子力災害中長期対策

第4章 原子力災害中長期対策

「第5編 災害復旧・復興対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

第5節 各種制限措置の解除

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第7節 災害地域市民に係る記録等の作成

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第9節 風評被害等の影響の軽減

第10節 心身の健康相談体制の整備

第11節 被災中小企業等に対する支援

第12節 暴力団排除活動の徹底

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

【本部運営班】

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

【本部運営班】

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を府に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

(関係機関:原子力事業者)

【本部運営班、環境衛生班】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

【本部運営班】

市は、府と連携し、緊急時モニタリングの結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(関係機関:原子力事業者)

【本部運営班】

府及び原子力事業者は、国の統括の下、防災関係機関と協力して、緊急時モニタリングを継続的に実施し、その結果を速やかに公表する。また、原子力緊急事態解除宣言後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域市民に係る記録等の作成

1. 災害地域市民の記録

【本部運営班】

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

2. 損害調査の実施

【本部運営班】

市は、市民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。

3. 緊急事態応急対策措置状況の記録

【本部運営班】

市は、府とともに災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

【本部運営班、被災者支援班、商工班、復興班】

(1) 市は、国及び府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 市は、国及び府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 市は府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

【本部運営班、農水班、商工班】

市は、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第10節 心身の健康相談体制の整備

(関係機関:泉佐野保健所)

【医療保健班】

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、原子力事業所の周辺地域の市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第11節 被災中小企業等に対する支援

(関係機関:泉佐野商工会議所)

【商工班】

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 暴力団排除活動の徹底

(関係機関:泉佐野警察署)

泉佐野警察は、暴力団等が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5章 広域避難の受入れ

第5章 広域避難の受入れ

他地域で発生した原子力災害時の避難者受入れ対策

第1節 基本方針

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

第3節 府の広域避難の受入れ

第1節 基本方針

本章は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

1. 前提となる被害想定

(1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

《福井県嶺南地域に立地する原子力施設》

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号	沸騰水型軽水炉(BWR)
			2号	加圧水型軽水炉(PWR)
(独法)日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

(2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

2. 避難対象地域

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

《関西圏における避難対象地域とその人口》

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	29,500人	兵庫県
	高浜市	10,500人	
	おおい町	8,300人	
	若狭町	15,000人	
	計	63,300人	
滋賀県 (2市)	長浜市	25,700人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	28,600人	
	計	54,300人	
京都府 (7市町)	福知山市	500人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	82,900人	
	綾部市	8,300人	
	宮津市	18,200人	
	南丹市	3,600人	
	京丹波市	3,000人	
	伊根町	1,400人	
	計	117,900人	
3府県(13市町)計		236,000人	

第3節 府の広域避難の受入れ

(関係機関: 関西広域連合)

1. 滋賀県からの要請

【本部運営班】

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

2. 府の受入れ

【本部運営班】

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先	
		避難元地域 (自治会区)		地域	市町村
長浜市	旧湖北町(一部)	《旧湖北町(一部)》		大阪市	大阪市
	旧西浅井町	《旧西浅井町》			
	旧木之本町	木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾			堺市
		金居原, 杉野, 杉本, 音羽			泉大津市
		大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山			和泉市
		大音			高石市
		飯浦, 山梨子			忠岡町
	旧高月町	高月		中河内	八尾市
		馬上			柏原市
		高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部			東大阪市
		持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森			富田林市
		井口, 高月尾山			河内長野市
		東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山			松原市
		唐川, 横山, 東物部			羽曳野市
		磯野			藤井寺市
		西阿閉			大阪狭山市
		西柳野			太子町
	旧余呉町	高月布施		南河内	河南町
		重則, 松尾			千早赤阪村
		坂口, 下余呉, 中之郷			岸和田市
		下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並			貝塚市
		余呉東野			泉佐野市
		八戸, 川並			泉南市
		国安, 池原, 小谷			阪南市
		文室, 今市, 新堂			熊取町
		椿坂			田尻町
		柳ヶ瀬, 中河内			岬町

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当	避難先	
		避難元地域 (自治会区)	地域	市町村
高島市	旧朽木村	《旧朽木村》	豊能 内	大阪市
	旧安曇川町	《旧安曇川町》		豊中市
	旧新旭町	《旧新旭町》		池田市
	旧マキノ町	マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会		箕面市
	旧今津町	マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区		豊能町
		マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会		能勢町
		マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会		吹田市
		マ：在原区		高槻市
		マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目		茨木市
		今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 榛川区		摂津市
		今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区		島本町
		今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会		守口市
		今：大供区		枚方市
		今：栄区, 東区		寝屋川市
		今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区		大東市
		今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区		門真市
		今：天神区, 今津中野区, 宮西区		四條畷市
		今：蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区		交野市
		今：岸脇区, 上弘部区		
		今：西区		

※マ：旧マキノ町の地域、今：旧今津町の地域